

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	大学院の設置							
フリガナ設置者	クンマケン 群馬県							
フリガナ大学院の名称	クンマケンリツケンミンケンコウガクダクイカクイケン 群馬県立県民健康科学大学大学院 (Graduate School, Gunma Prefectural College of Health Sciences)							
大学本部の位置	群馬県前橋市上沖町323番地1							
大学院の目的	本大学院は、看護学・診療放射線学の理論及び応用の教授・研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学・診療放射線学の発展に寄与する。							
新設学部等の目的	<p>看護学研究科は、様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上への貢献に向けたEBPの実現を究極の目的とし、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進するとともに、これらの研究成果をエビデンスとして質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント、看護学教員のファカルティ・ディベロップメントに向け継続的・自律的学習を支援できる人材を育成する。</p> <p>診療放射線学研究科では、地域保健医療において診療放射線学に関する指導的立場に立ち、多様な実務の遂行を可能にする能力、実践的な研究および問題解決能力を有する高度医療専門職者、診療放射線学の学問的体系化と放射線画像検査・治療学の新たな技術革新を積極的に推進できる研究者としての基礎的能力を持った人材、および、医療専門職者の養成に貢献できる教育者としての基礎的能力を持った人材を育成する。</p>							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	看護学研究科看護学専攻 [Graduate School of Nursing Science, Department of Nursing Science]	2年	8人	—	16人	修士(看護学)	平成21年4月第1年次	群馬県前橋市上沖町323番地1
	診療放射線学研究科診療放射線学専攻 [Graduate School of Radiological Technology, Department of Radiological Technology]	2	3	—	6	修士(放射線学)	平成21年4月第1年次	
	計		11		22			
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)	平成21年4月 群馬県立女子大学文学部総合教養学科設置予定(平成20年4月届出済み) 平成21年4月 群馬県立女子大学国際コミュニケーション研究科設置予定(平成20年5月届出済み)							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計			
	看護学研究科看護学専攻	5科目	17科目	0科目	22科目	32単位		
	診療放射線学研究科診療放射線学専攻	2科目	24科目	0科目	26科目	30単位		

教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員
			教授	准教授	講師	助教	計	
新設分	看護学研究科看護学専攻		9人 (9)	8人 (8)	3人 (3)	1人 (1)	20人 (20)	1人 (1)
	診療放射線学研究科診療放射線学専攻		8人 (8)	5人 (5)	5人 (5)	1人 (1)	18人 (18)	1人 (1)
	計		17 (17)	13 (13)	8人 (8)	1人 (1)	38 (38)	1 (1)
既設分			()	()	()	()	()	()
			()	()	()	()	()	()
	計		()	()	()	()	()	()
合計		17 (17)	13 (13)	8人 (8)	1人 (1)	38 (38)	1 (1)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計	
	事務職員		15人 (15)		2人 (2)		17人 (17)	
	技術職員		0 (0)		1 (1)		1 (1)	
	図書館専門職員		1 (1)		2 (2)		3 (3)	
	その他の職員		0 (0)		4 (4)		4 (4)	
計		16 (16)		9 (9)		25 (25)		
校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計		
	校舎敷地	29,406㎡	-㎡	-㎡		29,406㎡		
	運動場用地	6,533㎡	-㎡	-㎡		6,533㎡		
	小計	35,939㎡	-㎡	-㎡		35,939㎡		
	その他	4,800㎡	-㎡	-㎡		4,800㎡		
合計		40,739㎡	-㎡	-㎡		40,739㎡		
校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計		
		13,560㎡ (13,560㎡)	-㎡	-㎡		13,560㎡ (13,560㎡)		
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			
	9室 (学部と共用)	25室 (学部と共用)	21室 (学部と共用)	1室 (学部と共用)	1室 (学部と共用)			
専任教員研究室		新設学部等の名称			室数			
		看護学研究科			20室			
		診療放射線学研究科			18室			
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	
	看護学研究科	12,000 [1,600] (9,110 [1,104])	250 [73] (250 [73])	5 [3] (5 [3])	910 (907)	1,000 (562)	50 (34)	
	診療放射線学研究科	5,500 [900] (3,048 [676])	68 [22] (68 [22])	4 [4] (4 [4])	100 (92)	1,000 (530)	50 (49)	
	(共通)	40,000 [3,200] (39,672 [2,610])	60 [14] (60 [14])	1 [0] (1 [0])	600 (552)	1,500 (1,392)	78 (1)	
	計	57,500 [5,700] (51,830 [4,390])	378 [109] (378 [109])	10 [8] (10 [8])	1,610 (1,564)	3,500 (2,484)	178 (84)	
図書館	面積	閲覧座席数		収納可能冊数				
	850㎡	74席		70,000冊				
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
	803.14㎡	テニスコート2面						

経費の見積り及び維持方法の概要	区分		開設年度	完成年度	区分	開設前年度	開設年度	完成年度	大学全体 図書費には、電子ジャーナル及び医療文献情報提供システム使用料を含む	
	教員1人当たり研究費等		528千円	528千円	図書購入費	8,964千円	8,964千円	8,964千円		
	共同研究費等		10,600千円	10,600千円	設備購入費	10,000千円	10,000千円	10,000千円		
	学生1人当たり納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		入学(県内)141千円	千円	千円	千円	千円	千円			
入学(県外)282千円		535.8	—	—	—	—				
授業535.8千円										
学生納付金以外の維持方法の概要										
既設大学等の状況	大学の名称 群馬県立県民健康科学大学									
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	看護学部 看護学科	4	80	—	320	学士(看護学)	1.03	平成17年	群馬県前橋市上沖町323番地1	
	診療放射線学部 診療放射線学科	4	35	—	140	学士(放射線学)	1.02	平成17年		
	大学の名称 群馬県立女子大学									
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	文学部			3年次						
	国文学科	4	50	5	210	学士(文学)	1.14	昭和55年		
	英文学科	4	40	5	170	学士(文学)	1.06	昭和55年		
	美学美術史学科	4	30	3	126	学士(文学)	1.21	昭和55年		
文学研究科修士課程								群馬県佐波郡玉村町大字上之手1395番地1		
日本文学専攻	2	5	—	10	修士(文学)	0.60	平成6年			
英文学専攻	2	5	—	10	修士(文学)	0.60	平成6年			
芸術学専攻	2	5	—	10	修士(文学)	0.80	平成6年			
国際コミュニケーション学部	4	60	6	252	学士(国際コミュニケーション学)	1.09	平成17年			
附属施設の概要	該当なし									

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置、大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合は、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 私立の大学又は高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 3 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の
設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

目 次

I	設置の趣旨及び必要性	1
1	設置の趣旨	1
2	特に設置を必要とする理由	1
II	看護学研究科の教育理念と教育目的・目標	6
1	建学の基本理念	6
2	教育理念と教育目的・目標	6
3	将来構想	8
III	研究科・専攻等の名称及び学位の名称	9
1	研究科・専攻等の名称	9
2	学位の名称	9
IV	教育課程の編成の考え方及び特色	10
1	教育課程編成上の考え方	10
2	看護学研究科を構成する領域	12
3	教育課程の特色	13
4	教育課程の概要	14
5	教育方法等	18
V	教員組織の編成の考え方及び特色	20
VI	履修指導・研究指導の方法及び修了要件	21
1	研究指導教授及び主専攻の決定	21
2	履修計画の指導	21
3	履修科目の選択と指導	21
4	研究指導の方法	21
5	修士論文の作成	23
6	修士論文審査の流れ	23
7	修士論文の審査基準	24
8	修了要件	25
9	学位記の交付	25
10	取得すべき単位と履修モデル	26
11	学生の厚生に対する配慮	26
12	学生に対する就学上の支援の充実	27
VII	施設・設備等の整備計画	28
1	目的	28
2	校地・運動場の整備計画	28
3	校舎等施設の整備計画	28
4	図書等の資料及び図書館の整備計画	29
VIII	既設の学部との関係	30
1	看護学部の特徴	30

2	看護学部	の教育課程の特徴	30
3	看護学部	と看護学研究科（修士課程）の教育課程の関係	31
IX	入学者選抜の概要		32
1	目的		32
2	アドミッションポリシー		32
3	入学定員		32
4	入学資格		32
5	出願資格		32
6	入学者選抜		33
7	社会人の受け入れ		34
X	大学院設置基準第 14 条に定める教育方針の特例の実施について		35
1	目的		35
2	修業年限		35
3	教育・研究方法		35
4	図書館・情報ネットワークの利用確保		36
5	入学者選抜の方法		36
6	教員の負担の程度		36
X I	管理運営		38
1	目的		38
2	看護学研究科の組織		38
3	研究科委員会		38
4	研究科専門委員会		39
X II	自己点検・評価		40
1	目的		40
2	組織		40
3	自己点検・評価項目		40
4	自己評価委員会の取り組み		40
X III	情報の提供		41
1	目的		41
2	研究科に関する情報の公開		41
3	教員情報の公開		41
4	群馬県立県民健康科学大学紀要の作成及び公表		42
5	地域貢献活動報告書の作成及び公表		42
X IV	教員の資質の維持向上の方策		43
1	目的		43
2	ファカルティ・ディベロプメント		43
3	学生へのプレFD		43
4	任期制の適用		44
5	学生による授業評価		44
6	同僚による授業評価		44

7 教員による自己評価44

I 設置の趣旨及び必要性（資料1）

1 設置の趣旨

群馬県は、県土の3分の2を森林が占めており、全国平均を上回る速さで高齢化・少子化・過疎化が進展している。このような状況にある県内の保健・医療・福祉の現場には、医療の高度化や疾病構造の変化に対応できる人材が必要である。県民の要望に応え、県内の保健・医療・福祉サービスの質向上を実現するために、平成17年、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）を設置した。建学の基本理念は、豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与することである。

看護学士課程においては、群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の生涯に渡る健康水準の維持・向上を目標として、生涯発達看護学・地域健康看護学・看護技術学・機能看護学という4専門領域からなる新たな看護学教育モデルを構築した。従来の看護学教育は、小児・成人・母性・老人といった発達モデルを主軸に据え構築されており、昭和43年我が国に導入された。その後、約40年が経過し、医療の現状は、医療の高度化・入院期間の短縮化・在宅医療の推進等、大きな変化をきたしている。看護は、社会の変化と密接に関係する。この変化に対応するためには、特定の時期、特定状況下に焦点化された従来の発達モデルによる看護学教育から人間の生涯を視野に入れ、あらゆる生活の場の特徴を反映したモデルによる看護学教育への移行が必要である。また、ここに看護への政策・管理・教育の視点を反映することを通して社会の変化に対応できる教育を実現できる。本学は、このような必要性に応じて4専門領域からなる新たな看護学教育モデルを構築した。平成20年4月現在、我が国の看護系大学は168校にまで増加し、各大学は本学と同様に各々の立場から社会の変化に対応できる多様な看護学教育モデルを構築し、教育を開始している。

群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）は、本学及び我が国の看護系大学におけるこのような新たな看護学教育モデルが、十全にその機能を発揮し、地域への研究成果の還元を通し、今後、生じるであろう社会の更なる変化に対応していくことのできる研究者あるいは教育者の育成を目指す。

2 特に設置を必要とする理由

(1) 確かな研究能力と教育能力を備えた人材育成の必要性

ア 看護学の充実・発展・革新に向け研究成果を産出できる人材育成の必要性

今後、生じるであろう社会の更なる変化に対応し、新たな看護学教育モデルを構

築し、十全にその機能を発揮していくためには、活用可能性の高い研究成果を確実に産出し続ける必要がある。これは、看護学が、社会の変化への対応とそれに伴う変革を求められることに起因する。また、この要件の充足に向けては、革新され続ける看護学の充実・発展、そして更なる革新に向けた研究を推進できる能力を持つ人材の育成が必要であることを意味する。

イ 看護教育学研究を推進できる人材育成の必要性

看護学教育に関する知識・技術は、従来、看護教育学研究を通して産出されており、この知識・技術も時代の変化に対応し、革新され続ける必要がある。これらは、質の高い看護学教育を展開するための知識・技術、その前提となる看護教育評価・看護学教育カリキュラム編成等の新たな知識・技術を産出するための看護教育学研究を推進する人材の育成が必要であることを意味する。

ウ 質の高い看護学教育を展開できる人材育成の必要性

現在、我が国の看護系大学は 168 校まで増加し、看護学教員の不足が深刻化している。また、ティーチング・アシスタント (TA)、プレ FD 等、大学教員としての準備教育に相当する機会を得ることなく看護系大学に就業する看護職者も多い。

質の高い看護学教育を展開するためには、教育学の基礎理論の理解とともに、看護学教育に関する知識・技術を必要とする。具体的には、研究成果を教材化する知識・技術、教材化した内容を提供するために必要な授業計画案作成等の知識・技術、授業計画案に基づき実際に授業を提供するための教授方略に関する知識・技術等である。これらは、革新され続ける看護学の充実・発展、そして更なる革新に向けた研究を推進できる人材の育成とともに上述の知識・技術に裏付けられた質の高い教育を展開できる人材の育成が求められていることを意味する。

また、質の高い教育には学生の人権擁護という大前提がある。どのような状況にあっても、この前提から逸脱することなく教育を展開していくためには、教育倫理に関する知識・技術を持つ人材の育成が必要である。

さらに、質の高い教育の展開には、看護教育評価・看護学教育カリキュラム編成等に関する知識・技術が不可欠であり、これらの知識・技術をあわせ持つ人材の育成もまた必要である。

エ 看護職者のSD・看護学教員のFDを支援できる人材育成の必要性

看護基礎教育課程の教育は、免許取得前の学生を対象とするため、看護の対象となる人々の安全面・倫理面への配慮から多様な制約を受ける。これは、社会の変化に即応した新たな看護学を実践の場へと普及し、人々のより高い健康水準を保証す

るために、看護職者が基礎教育課程修了後も継続的・自律的に学習を重ねる責務を持つことを意味する。

現在、看護職者への学習支援は、保健医療機関・教育機関等の看護職者が就業する組織、あるいは、看護協会等の看護継続教育機関が担っている。看護職者が就業する組織の教育のなかでも、院内教育は特に重要である。それにもかかわらず、病院に就業する看護職者のスタッフ・ディベロップメント (SD) の支援に向け、院内教育を担える人材の育成を目標とした正規の教育は皆無である。看護先進国である米国は、この人材を研修会という方略によって育成することを試みた。しかし、研修会という方略により、この人材を育成することは困難であり、大学院による教育が必要であることが確認されている。

また、我が国の大学・大学院設置基準は、教員の教授能力向上に向けた組織的な研修及び研究を義務化した。しかし、それにもかかわらず、ファカルティ・ディベロップメント (FD) を支援する役割を担える人材の育成を目標とした正規の教育は皆無である。

これらは、看護職者のスタッフ・ディベロップメント (SD)、看護学教員のファカルティ・ディベロップメント (FD) を支援できる人材の育成が求められていることを意味する。

(2) 学士課程学生の専門教育志向への対応

修士課程教育においては、学士課程教育における教養教育とこれに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための深い知的学識を涵養する教育を行うことが基本である。本学に修士課程を設置することにより、学士課程修了後、専門性を深めたいと願い進学を希望する学生の期待に応えることができる。また、将来、研究能力と教育能力を兼ね備えた看護職者として活躍することが期待できる。本学の看護学士課程には、群馬県内はもとより、全国から優秀な学生が集まっている。これは、学士課程修了後、修士課程に進学する学生が、県内に限定した地域への研究成果の還元のみならず、我が国の看護界の発展に貢献できる人材として活躍できる可能性を示す。

(3) 現職の看護職者・看護学教員への学習機会の提供

現在就業している看護職者・看護学教員の要望に応え、研究能力及び教育能力の獲得に必要な学習機会を提供することは、本研究科の役割の1つである。本研究科は、看護実践あるいは看護学教育の場において、研究能力と教育能力を発揮するための基盤となる知識・技術を獲得する機会を提供する。

(4) 地域の看護職者及び看護学教員のニード充足

群馬県内の看護職者及び看護学教員を対象にスタッフ・ディベロップメント (SD)・ファカルティ・ディベロップメント (FD) を担える人材育成の必要性に関する調査を行った (資料2)。その結果、保健医療機関に就業する看護職者の約 90 %がスタッフ・ディベロップメント (SD) を支援できる人材を育成する必要があると回答しており、このような人材育成に向けた教育の必要性が明らかとなった。また、看護基礎教育課程に所属する看護学教員の約 70 %がファカルティ・ディベロップメント (FD) に関わる教育を充実させる必要があると回答しており、このような教育を提供する必要性、FD を支援できる人材育成の必要性が明らかとなった。

同時に、群馬県内の看護職者及び看護学教員を対象に本研究科への進学希望に関する調査を行った (資料3)。その結果、保健医療機関に就業する看護職者の約 18 %、看護基礎教育課程に所属する看護学教員の約 55 %が本研究科への進学を希望すると回答しており、この要望に応え修士課程教育を提供する必要性が明らかとなった。

(5) 地域の病院への貢献

150 床以上を有する群馬県内の病院の院長を対象に調査を行った (資料4)。その結果、院長の約 90 %が本学の大学院設置について、非常に必要あるいは必要と回答しており、本研究科における人材育成が地域の病院への貢献に繋がる可能性が明らかになった。また、院長の約 92 %が所属病院の職員が大学院入学を希望することに賛同すると回答していた。

(6) 群馬県における健康福祉計画

群馬県は、「すべての県民が手をつなぎ健やかで心豊かに暮らせる社会づくり」を行政目標に掲げ、Ⅰ「健康・医療を守る」、Ⅱ「こどもを育てる」、Ⅲ「高齢者・障害者を支える」という施策を展開している。特に、生活習慣病予防対策、周産期医療対策、小児救急医療対策、救急医療体制整備、介護予防対策などを推進している。そのため、これらの施策の実現に貢献し、さらなる変化にも対応できる看護職者の増加が求められている。しかし、群馬県の人口 1 万人あたりの看護職員数は 61.4 人と全国平均を下回っているという現状もある。看護師の定着率増加には、院内教育の充実が不可欠であり、これを推進できる看護職の育成もまた必要不可欠である。

以上(1)(2)(3)(4)(5)(6)は、群馬県及び我が国の保健・医療・福祉の向上に向け、次の人材の育成が求められていることを示す。

ア 革新され続ける看護学の充実・発展、そして次なる革新に向けた看護学研究を推進できる人材

イ 質の高い看護学教育を展開するために次のような知識・技術を持つ人材

イ-1 研究成果を教材化する知識・技術

イ-2 教材化された研究成果を授業として提供するために必要な授業計画案作成等の知識・技術

イ-3 授業計画案に基づき実際に授業を提供するための教授方略に関する知識・技術

イ-4 看護教育評価・看護学教育カリキュラム編成等に関する知識・技術

イ-5 教育倫理に関する知識・技術

ウ 看護学教育に関する新たな知識・技術を産出するための看護教育学研究を推進する人材

エ 看護職者のスタッフ・ディベロップメント (SD)、看護学教員のファカルティ・ディベロップメント (FD) の支援という役割を担える人材

Ⅱ 看護学研究科の教育理念と教育目的・目標

1 建学の基本理念

豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する。

2 教育理念と教育目的・目標

(1) 看護学修士課程教育の主要概念

建学の基本理念より、看護学士課程教育の主要概念「人間」「環境」「健康」「専門職」が導き出された。看護学修士課程教育においては、これら4概念に「技術」「研究」「教育」を加え、看護学修士課程教育の主要概念とし、次のように規定する。

「人間」は、受胎から死に至るまで、環境との相互行為を繰り返しつつ成長・発達する存在である。人間の自律性・価値・独自性は永続的であり、死に至ってもなおその尊厳は保たれる。

「環境」には、社会的・文化的・自然的環境としての外的環境、生体の内部環境としての内的環境がある。環境は、人間の生活及び成長・発達に影響するとともに人間の生活に影響を受ける。

「健康」とは、人間が日常生活において自らの能力を最大限に発揮している状態を指し、その状態は人間が受胎し、死に至るまで様々に変動する。最高水準にある健康状態とは、人間が生涯を通して実現を願う目標であり、人類共通の理想でもある。

「専門職」とは、高度に体系化された専門的知識・技術に基づく支援を対象の求めに応じて独占的に提供する職業である。専門職は高い倫理性を持ち、営利よりも公共の利益を第一義的に重視して対象にその支援を提供し、社会的に承認された職業上の自律性を持つ。

「技術」とは、一定の条件のもとで客観的法則性を意識的に適用し、技能を通して目標の達成を表現する行動である。科学的根拠に基づく実践（Evidence-Based Practice：EBP）は、専門職の実践を支える最も重要な要素である。専門職は、研究成果の選別・統合及びこれらに基づく実践の個別化と結果の洞察により目標達成を実現する。看護職者が教育的機能を発揮するためには、看護教育学の専門的知識に裏付けられた技術が必要であり、看護職者は、これらの技術を駆使することにより、看護学生を含む看護職者の発達を支援できる。

「教育」とは、人々が幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことを支援する社会的機能で

あり、制度化した手段や方法を通して提供される。看護職は、質の高い看護の提供に向け、多様な教育的機能を発揮する。看護学生及び看護職者は成人学習者であり、看護学教育は、対象の自律的な学習を前提とする。

「研究」とは、疑問に答えたり、問題を解決したりするために、順序だった科学的方法を用いて行う系統的な探究である。看護専門職にとって、看護学研究とは、重要課題の克服に役立つ知識を発展させるために計画された系統的な探究である。その究極的な目的は、質の高い看護の提供であり、研究成果を科学的根拠とする看護・教育の実践は、人々の健康状態の回復・維持・促進に貢献する。

本研究科は、これら 7 つの主要概念を前提とし、次の教育理念及び教育目的・目標を掲げる（資料5）。

(2) 教育理念

対象の人間としての尊厳を保ちながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく看護・教育を提供するための研究成果を産出するとともに、その成果に基づき自ら看護・教育を実践できる研究者あるいは看護学教員を育成する。また、時代の変化に対応し、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展・革新に向けた研究を推進できる人材としての基盤を築く。

(3) 教育目的

様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上に向けた科学的根拠に基づく実践（Evidence-Based Practice：EBP）の実現を究極の目的とし、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント（SD）、看護学教員のファカルティ・ディベロップメント（FD）を支援できる人材を育成する。

(4) 教育目標

本研究科（修士課程）の教育目標は、次の特性を備えた修了生の育成である。

- ア 科学的根拠に基づく実践（Evidence-Based Practice：EBP）の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に意義を見出す。
- イ 科学的根拠に基づく実践（Evidence-Based Practice：EBP）の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を産出する。
- ウ 科学的根拠に基づく実践（Evidence-Based Practice：EBP）の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映する。
- エ 高等教育としての看護学教育の特徴と課題に精通し、研究成果の教材化・授業

計画案作成・教授方略等の授業展開に必要な知識・技術、その基盤となる看護教育評価・看護学教育カリキュラム編成の知識・技術、教育倫理に関する知識・技術を駆使し、質の高い教育を展開する。

オ 成人学習者としての看護職者・看護学教員の特性を理解し、スタッフ・ディベロップメント (SD)、ファカルティ・ディベロップメント (FD) を支援する。

本研究科の修了生は、これらの特性を最大限に発揮しながら、自らも看護職者としての発達を志向し、継続的・自律的に学習する。また、将来的には、我が国の最高水準を誇る看護学・看護教育学の研究成果の産出と活用を実現し、看護職者の生涯に渡る職業的発達と人々の健康水準の維持・向上に貢献する。

(5) 課程修了後の進路及びその見通し

本研究科（修士課程）の修了生の進路及びその見通しを次のように想定する。

ア 大学の看護学教員

イ 大学の FD 担当者

ウ 保健医療機関の看護継続教育の担当者

エ 保健医療機関の看護実践の指導者

オ 保健医療機関の看護学実習指導者

カ 博士後期課程への進学を経て研究者

キ 看護継続教育機関の教育担当者

ク 就業を継続し職場に研究成果を還元する看護学教員・看護職者

(大学設置基準第 14 条を適用した修了生)

3 将来構想

平成 21 年度に修士課程を開設し、第 1 期生が修了する平成 23 年度に博士課程の開設を目指す。博士課程教育においては、修士課程教育を通して培った能力を基盤とし、高度な教育研究能力を備え、看護基礎教育・継続教育・卒後教育の根拠となる研究成果を産出し、実践に適用できる看護学研究者を養成する。また、将来的には、博士課程教育を通し産出した研究成果を学士課程教育及び修士課程教育に還元し、看護学の教育・研究・実践が循環的に機能する特色ある大学院への発展を目指す。

Ⅲ 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

1 研究科・専攻等の名称

本研究科は、看護学部看護学科 (School of Nursing, Department of Nursing Science) の上に構築される卒後教育課程であり、実践看護学領域と看護教育学領域の2領域より編成される。

実践看護学は、看護実践を研究対象とし、人間・健康・環境・看護現象という要素に対応し接近する学問である。実践看護学領域においては、看護実践の根拠となる研究成果を産出し、その成果を看護実践あるいは看護学教育の場に還元することにより、看護の対象に質の高い看護を提供することを目指す。この領域は、生涯発達看護学、地域健康看護学、看護技術学によって構成され、各看護学の充実・発展・革新に資する研究成果を産出する。また、看護実践に資する新たな知識・技術を産出するための研究能力と確かな教育能力を兼ね備えた研究者及び看護学教員の養成を目指す。

看護教育学は、看護学各領域の教育に共通して普遍的に存在する要素を研究対象とする学問である。看護教育学領域においては、看護基礎教育・卒後教育・継続教育の根拠となる研究成果を産出し、その成果を看護学教育の場に還元することにより、看護学生を含む看護職者個々人の発達を支援し、看護の対象に質の高い看護を提供することを目指す。また、看護基礎教育・卒後教育・継続教育を展開するための確かな教育能力と看護学教育に資する新たな知識・技術を産出するための研究能力を兼ね備えた看護学教員及び研究者の養成を目指す。

これらの特色を踏まえ、研究科・専攻の名称を「看護学研究科看護学専攻（修士課程）」(Graduate School of Nursing Science, Department of Nursing Science) とする。

[学士課程]

群馬県立県民健康科学大学
看護学部
看護学科

[修士課程]

群馬県立県民健康科学大学大学院
看護学研究科
看護学専攻

2 学位の名称

学位の名称を看護学研究科看護学専攻、修士（看護学）(Master of Nursing Science) とする。Master of Nursing Science は、国際的にも広く用いられている名称であり、国際通用性を阻害する恐れはない。

IV 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程編成上の考え方

本研究科の目的は、様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上に向けた科学的根拠に基づく実践（Evidence-Based Practice：EBP）の実現を究極の目的とし、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント（SD）、看護学教員のファカルティ・ディベロップメント（FD）を支援できる人材を育成する。具体的には、次の特性を備えた人材を育成するという教育目標の達成を目指す。

- ア EBP の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に意義を見出す。
- イ EBP の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を産出する。
- ウ EBP の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映する。
- エ 高等教育としての看護学教育の特徴と課題に精通し、研究成果の教材化・授業計画案作成・教授方略等の授業展開に必要な知識・技術、その基盤となる看護教育評価・看護学教育カリキュラム編成の知識・技術、教育倫理に関する知識・技術を駆使し、質の高い教育を展開する。
- オ 成人学習者としての看護職者・看護学教員の特性を理解し、SD・FD を支援する。

本研究科は、上記のア・イ・ウに該当する特性を備えた人材を育成するために実践看護学領域を置き、生涯発達看護学・地域健康看護学・看護技術学など、新たな看護学の構築に必要な研究を推進するために必要な教育内容を提供するための科目を開講する。また、上記のイ・ウ・エ・オに該当する特性を備えた人材を育成するために看護教育学領域を置き、看護教育学の充実・発展・革新に向けた研究の推進、研究成果に基づく質の高い教育の展開、看護職者の SD、看護学教員の FD の支援に必要な教育内容を提供するための科目を開講する。実践看護学領域と看護教育学領域に共通する教育内容を提供するための共通科目を開講する。

本研究科の教育目標に掲げた人材の育成に必要な不可欠な科目を一覧表に示す。

教育目標として掲げた人材像	対応する科目
<p>ア 科学的根拠に基づく実践 (Evidence-Based Practice : EBP) の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に意義を見出す。</p>	<p>実践看護学構築論Ⅰ (看護理論と看護実践) 実践看護学構築論Ⅱ (看護学の革新と看護研究) 看護学演習 (実践看護学展開論) 看護教育学Ⅰ (看護教育学の基礎知識) 看護教育学Ⅱ (看護教育学研究)</p>
<p>イ 科学的根拠に基づく実践 (Evidence-Based Practice : EBP) の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を産出する。</p>	<p>看護学研究方法論Ⅰ (研究過程と研究方法の理解) 看護学研究方法論Ⅱ (研究批評と研究成果の活用) 研究と倫理 特別研究</p>
<p>ウ 科学的根拠に基づく実践 (Evidence-Based Practice : EBP) の実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映する。</p>	<p>看護政策管理論</p>
<p>エ 高等教育としての看護学教育の特徴と課題に精通し、研究成果の教材化・授業計画案作成 ・教授方略等の授業展開に必要な知識・技術、その基盤となる看護教育評価・看護学教育カリキュラム編成の知識・技術、教育倫理に関する知識・技術を駆使し、質の高い教育を展開する。</p>	<p>専門職教育展開論Ⅰ (カリキュラム編成の基礎) 専門職教育展開論Ⅱ (カリキュラム編成の実際) 教育と倫理</p>
<p>オ 成人学習者としての看護職者・看護学教員の特性を理解し、スタッフ・ディベロップメント (SD)、ファカルティ・ディベロップメント (FD) を支援する。</p>	<p>看護学演習 (看護教育学)</p>

2 看護学研究科を構成する領域

(1) 実践看護学領域

ア 担当教員

①生涯発達学を専門とする教員

母胎期、乳幼児期・学童期、思春期・青年期、成人期、老年期の各期を専門とする教員から構成される。

②地域健康看護学を専門とする教員

③看護技術学を専門とする教員

イ 領域の目的

実践看護学領域は、生涯発達看護学・地域健康看護学・看護技術学など、新たな看護学の構築に必要な研究を推進し、それらを体系化していくための研究能力と確かな教育能力を兼ね備えた研究者の養成を目指す。

ウ 予測される入学者

実践看護学領域には、実践経験の有無を問わず、看護学の充実・発展・革新に高い関心を持つ看護職者あるいは看護学教員が入学を希望することが予測される。

エ 領域の教育研究

実践看護学領域の教育研究を担当する教員は、生涯発達看護学、地域健康看護学、看護技術学という各々異なる専門性を持つ。さらに、生涯発達看護学の教員の専門性は、「母胎期」「乳幼児期・学童期」「思春期・青年期」「成人期」「老年期」に細分化される。教員各々は、特別研究指導を担当する学生を対象に『実践看護学構築論Ⅰ（看護理論と看護実践）』『実践看護学構築論Ⅱ（看護学の革新と看護研究）』『看護学演習（実践看護学展開論）』を展開する。また、担当学生が上記3科目の学習成果を特別研究に統合できるよう教授活動を展開する。

(2) 看護教育学領域

ア 担当教員

看護基礎教育・卒後教育・継続教育を専門とする教員

イ 領域の目的

看護教育学領域は、看護基礎教育・卒後教育・継続教育を展開するための確かな教育能力と看護学教育に資する新たな知識・技術を産出するための確かな研究能力を兼ね備えた看護学教員及び研究者の育成を目指す。

ウ 予測される入学者

看護教育学領域には、看護基礎教育・卒後教育・継続教育の展開に高い関心を持つ看護職者あるいは看護学教員が入学を希望することが予測される。また、院内教育に携わる看護職者、FD研修に携わる看護学教員が入学を希望することが予測される。

エ 領域の教育研究

看護教育学領域の教員は、相互に連携を図りながら、特別研究指導を担当する学生に『看護教育学Ⅰ（看護教育学の基礎知識）』『看護教育学Ⅱ（看護教育学研究）』『看護学演習（看護教育学）』を展開する。また、担当学生が上記3科目の学習成果を特別研究に統合できるよう教授活動を展開する。

3 教育課程の特色

(1) 実践看護学領域と看護教育学教育の共通科目

本研究科は、確かな研究能力と教育能力を兼ね備えた研究者あるいは看護学教員の育成を目指している。

この目的の達成に向けては、第1に、学生が主専攻とする領域の種類にかかわらず、研究遂行に必要な基礎能力を培う学習が必要である。そこで、研究の基礎能力の獲得に必要な共通科目として、『看護学研究方法論Ⅰ（研究過程と研究方法の理解）』『看護学研究方法論Ⅱ（研究批評と研究成果の活用）』『研究と倫理』を提供する。看護学研究に適用される研究方法論及び看護学各領域の研究に精通した教員がこれらの授業を展開する。

第2に、学生が主専攻とする領域の種類にかかわらず、教育遂行に必要な基礎能力を培う学習が必要である。そこで、教育の基礎能力の獲得に必要な共通科目として、『専門職教育展開論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）』『専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実践）』『教育と倫理』を提供する。看護教育学に精通した教員がこれらの授業を展開する。

第3に、学生が主専攻とする領域の種類にかかわらず、看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映するために必要な基礎能力を培う学習が必要である。そこで、研究成果を政策に反映するために必要な基礎能力の獲得に必要な共通科目として、『看護政策管理論』を提供する。看護政策管理に精通した教員がこれらの授業を展開する。

(2) 診療放射線学研究科との共通科目

本研究科は、本大学院に診療放射線学研究科が併行して開設されるという状況を最大限活用し、共通科目として『診療放射線学特論』『放射線医療統計解析学』『放射線

画像解剖学特論』『医療画像診断学特論』『医療画像診断学演習』『放射線学シミュレータ特論』『保健医療特論』『保健医療安全学特論』を提供する。

(3) 体系的な教育プログラム

学生は、実践看護学領域・看護教育学領域のいずれかを主専攻とする。

実践看護学領域を主専攻とする学生は、『実践看護学構築論Ⅰ（看護理論と看護実践）』『実践看護学構築論Ⅱ（看護学の革新と看護研究）』『看護学演習（実践看護学展開論）』『特別研究』を履修する。これらの科目は、既存の概念・理論・看護理論の学習を基盤とし、学生が関心領域の研究の現状や課題の明確化、研究成果の応用へと学習を進め、その学習成果が最終的には『特別研究』に統合されることを意図している。上述した一連の科目履修を通し、学生は、研究者に求められる批判力・論理性・表現力を段階的に獲得する。

看護教育学領域を主専攻とする学生は、『看護教育学Ⅰ（看護教育学の基礎知識）』『看護教育学Ⅱ（看護教育学研究）』『看護学演習（看護教育学）』『特別研究』を履修する。これらの科目は、既存の概念、教育学・成人教育学の理論、カリキュラム編成等の学習を基盤とし、学生が既習内容の応用、関心領域の研究の現状や課題の明確化へと学習を進め、その学習成果が最終的には『特別研究』に統合されることを意図している。上述した一連の科目履修を通し、学生は、研究者に求められる批判力・論理性・表現力を段階的に獲得する。

4 教育課程の概要

本研究科は、カリキュラム編成の方法論を採用し、先述した主要概念、教育理念、教育目的・目標に基づき教育課程を編成した（資料6, 7, 8）。

その結果、実践看護学領域・看護教育学領域の共通科目、各々の領域が独自に展開する専門科目を設置し、『特別研究』を通して学習成果を統合することとした。共通科目のうち、保健医療専門職者としての普遍的能力の育成に関わる科目を診療放射線学研究科の学生にも提供する。また、本研究科の学生は、診療放射線学研究科が提供する高度なアセスメント能力の獲得に必要な画像診断等に関わる科目を自由科目として履修できる。

(1) 共通科目

質の高い専門職教育を展開するための基礎的能力、研究成果を産出するための基礎的能力を育成する科目、研究過程または教育過程に不可欠な倫理的態度を育成する科目、政策管理的知識・技術を修得する学科目群を共通科目として配置した。具体的には、『看護学研究方法論Ⅰ・Ⅱ』『専門職教育展開論Ⅰ・Ⅱ』『研究と倫理』『教育と倫理』『看護政策管理論』を配置した。

また、診療放射線学研究科を併設する大学院として、看護実践者に画像診断等の高度なアセスメント能力を獲得する機会を提供するための学科目群を配置した。具体的には、『診療放射線学特論』『放射線医療統計解析学』『放射線画像解剖学特論』『医療画像診断学特論』『医療画像診断学演習』『放射線学シミュレータ特論』『保健医療特論』『保健医療安全学特論』を配置した。

ア 『看護学研究方法論Ⅰ・Ⅱ』

看護学研究を遂行するために必要不可欠な基礎的能力を育成する科目である。学生は、『看護学研究方法論Ⅰ』を通して、看護学研究に適用可能な研究方法の種類と特徴、成果産出に至る過程について理解する。また、『看護学研究方法論Ⅱ』を通して、看護学研究に適用可能な質的研究方法、量的研究方法の特徴と意義について具体的に学習する。

イ 『専門職教育展開論Ⅰ・Ⅱ』

高等教育としての保健医療専門職教育に必要な知識・技術を獲得する科目である。学生は、『専門職教育展開論Ⅰ』を通して、大学及び大学院教育に必要なカリキュラム編成の知識・技術、授業展開に必要な知識・技術を理解する。また、『専門職教育展開論Ⅱ』を通して、『専門職教育展開論Ⅰ』の学習成果を活用し、仮想保健医療系大学の設置計画の作成・カリキュラム編成・模擬授業を展開する。

ウ 『研究と倫理』『教育と倫理』

研究過程、又は、教育過程に不可欠な倫理的態度を学習する科目である。学生は、『研究と倫理』『教育と倫理』を通して、人権擁護の重要性の理解を前提とし、研究過程、教育過程に生じやすい倫理的問題を確認し、その回避に必要な知識・技術を修得する。

エ 『看護政策管理論』

新たな看護学領域の充実・発展・革新に向け、看護政策・看護管理的な観点から実践上の諸問題を解決するために必要な知識・技術を学習する科目である。学生は、『看護政策管理論』を通して、看護政策管理に関する看護学研究の現状と課題を検討する。

オ 『診療放射線学特論』

診療放射線学の概要と特徴を学習する科目である。学生は、『診療放射線学特論』を通して、放射線学と放射線技師の役割・機能を理解し、放射線を用いた診断・治療を要する患者への看護実践に必要な知識・技術を修得する。

カ 『放射線医療統計解析学』

放射線医療を解析するための基礎知識を学習する科目である。学生は、『放射線医療

統計解析学』を通して、統計モデルの選択基準および因果関係を捕捉するための多変量解析に必要な知識・技術を修得する。

キ 『放射線画像解剖学特論』『医療画像診断学特論』『医療画像診断学演習』

画像診断に必要な基礎知識を学習する科目である。学生は、『放射線画像解剖学特論』を通して、人体解剖学の理解を前提とし、診断・治療に必要な画像情報の種類・特徴を理解する。また、『医療画像診断学特論』を通して、『放射線画像解剖学特論』で学習した知識・技術を適用し、医療画像診断学の基礎を学習する。『医療画像診断学演習』においては、『医療画像診断学特論』で学習した知識・技術を適用し、画像診断に対する実践的な理解を深める。

ク 『放射線学シミュレータ特論』

コンピュータシミュレーションに必要な基礎知識を学習する科目である。学生は、『放射線学シミュレータ特論』を通して、様々な現象をコンピュータ上に擬似的に現出させるための方法論を理解し、シミュレーション教材の作成技術及びシミュレーション教育プログラムの構築に必要な技術を獲得する。

ケ 『保健医療特論』『保健医療安全学特論』

安全かつ質の高い保健医療の提供に向け、管理者に求められる倫理的態度、情報管理・医療安全対策を学習する科目である。学生は、『保健医療特論』を通して、臨床の場にしじやすい倫理的問題の解決・回避、情報管理に必要な知識・技術を修得する。また、『保健医療安全学特論』を通して、医療安全に必要な組織作りや医療事故防止対策の実践を学習する。

(2) 専門科目

■実践看護学領域

看護実践を対象とした研究を遂行するために必要な基礎能力の獲得を目的とした学科目群を配置した。具体的には、『実践看護学構築論Ⅰ（看護理論と看護実践）・Ⅱ（看護学の革新と看護研究）』『看護学演習（実践看護学展開論）』を配置した。

ア 『実践看護学構築論Ⅰ（看護理論と看護実践）・Ⅱ（看護学の革新と看護研究）』

科学的根拠に基づき看護を実践するための知識を修得し、看護の質向上に向けた課題を明確化するための方法を学習する科目である。学生は、『実践看護学構築論Ⅰ（看護理論と看護実践）』を通して、看護理論に加え、看護実践の前提となる関連学問領域の理論・主要概念とその活用方法を学習する。また、『実践看護学構築論Ⅱ（看護

学の革新と看護研究)』を通して、海外の看護学研究の現状と課題を理解し、看護実践の質向上に必要な研究課題を明確化する。

イ 『看護学演習 (実践看護学展開論)』

『実践看護学構築論Ⅰ (看護理論と看護実践)・Ⅱ (看護学の革新と看護研究)』の学習を前提とし、質の高い看護実践に必要な研究課題を明確化するための科目である。学生は、『看護学演習 (実践看護学展開論)』を通して、看護学各領域に関する国内外の研究論文を精読し、看護現象を構成する知識・技術の現状を理解する。これらの理解を前提とし、看護実践の質向上に必要な研究課題を明確化する。

■看護教育学領域

看護学教育の展開と看護教育学研究の遂行の基盤となる知識・技術を学習し、教育コーディネーターとしてスタッフ・ディベロップメント (SD)・ファカルティ・ディベロップメント (FD) の支援に必要な能力修得を目指す学科目群を配置した。具体的には、『看護教育学Ⅰ・Ⅱ』『看護学演習 (看護教育学)』を配置した。

ア 『看護教育学Ⅰ・Ⅱ』

看護基礎教育・卒後教育・継続教育の前提となる諸理論及びその主要概念、関連概念を理解し、質の高い看護学教育を展開するための知識・技術・態度を学習する科目である。学生は、『看護教育学Ⅰ』を通して、看護基礎教育・卒後教育・継続教育の前提となる看護教育学の理論に加え、関連学問領域の理論・主要概念を学習する。また、『看護教育学Ⅱ』を通して、海外の看護学研究の現状と課題を理解し、看護学教育の質向上という観点から、今後必要となる看護教育学研究について展望する。

イ 『看護学演習 (看護教育学)』

スタッフ・ディベロップメント (SD)・ファカルティ・ディベロップメント (FD) を支援する過程に必要な知識・技術を修得し、保健医療機関・教育機関の教育コーディネーターとして必要な能力修得を目指す科目である。学生は、『看護学演習 (看護教育学)』を通して、国内外の看護継続教育に関する諸理論及び研究論文を精読し、SD・FDプログラムの立案・実施・評価に必要な知識・技術を学習する。

(3) 特別研究

看護学研究の一連の過程を経験し、看護学研究を遂行するために必要な基礎的知識・技術・態度を学習する科目である。学生は、『特別研究』を通して、個々の興味・関心に従い学習を累積し、その成果を基に研究課題に適用する研究方法論を決定し、研

究計画書を作成する。また、文献検討、データ収集・分析、修士論文作成、発表、評価に至る一連の研究過程を経験し、看護学研究の意義を確認し看護専門職としての研究的態度を修得する。

5 教育方法等

(1) 諸理論・研究成果に基づく授業の展開

科目担当教員は、授業に関連する諸理論及び自らの研究成果を活用し、個々の専門性に応じて科学的根拠に基づく授業を展開する。

(2) 多様な授業形態の採用

各学科目の目標に応じて、講義・演習などの授業形態を組み合わせて活用し、より効果的な目標達成を目指す。

(3) 少人数学習・個別学習支援体制の強化

グループ演習などを実施する際には、学生2名から3名の小グループを形成し、各グループを1名の専任教員が担当する。担当教員は、適宜、学生個々に対する診断的・形成的・総括的評価を実施し、学習の進展や個別性に応じた指導を行う。

(4) 事前・事後学習課題の明示

学生の自律性の育成、及び、授業の実質化に向け、各科目毎に事前・事後学習課題を設定し、シラバスに明示した。教員は、学生の事前・事後学習を前提とし、授業を展開する。

(5) 評価基準の明示

評価の実質化に向け、各科目毎に評価基準を設定し、シラバスに明示した。教員は、シラバスに明示した基準に基づき、総括的評価を行う。

(6) セメスター制の採用

集中的・効果的な授業展開を図るため、セメスター制を採用する。

(7) GPA制度の導入

GPA制度を導入し、学生の学習評価活動を活性化する。群馬県立県民健康科学大学大学院学則第33条の規定に基づき、本研究科を早期修了することを認定する場合、GPAが一定基準を満たしていることを要件の1つとする。また、TAとして採用する際の基準としても活用する。

(8) オフィスアワーの設定

大学院専用のオフィスアワーを設定し、学生の個別相談に対応する。

(9) 昼夜開講制

本研究科は、勉学意欲のある看護職者（社会人）が在職したまま就学できるよう昼夜開講制を導入する。これにより、現職の看護職者・看護学教員のさらなる資質の向上と研究成果を地域に還元するための有機的なシステムを構築することを目指す。

(10) キャップ制の導入

本研究科は、単位の過剰登録による学習の質低下を防ぐため、キャップ制を導入し、1年間の履修単位の上限を24単位とする。ただし、集中講義、特別研究はこれに含めない。

(11) ティーチング・アシスタント（TA）制度の導入

本研究科は、ティーチング・アシスタント（TA）制度を導入できるよう準備を進め、学生に教授活動の実際を理解するための機会を設ける。研究指導教員は、教授活動の前後に学生との討議の時間を設け、TAの活動が学生の学習機会として機能するよう責任をもって指導・助言を行う。

V 教員組織の編成の考え方及び特色

看護学を専攻とするため、看護学に関連する博士・修士の学位もしくは、これに相当する十分な研究業績を持つ専任教員を配置する。専任教員は、全員が本研究科の基礎となる看護学部の専任教員であり、学士課程教育から修士課程教育を連続性・一貫性をもって提供できる。

実践看護学領域は、看護実践の根拠となる研究成果を産出し、産出した成果を看護実践あるいは看護学教育の場に還元することに貢献できる人材の育成を目指す。そのため、この領域には、看護学あるいは看護学に関連する博士・修士の学位を持ち、豊かな実践経験に基づき研究成果を産出してきた教員を専任教員として配置する。これらの専任教員は、学士課程教育において看護技術学、生涯発達看護学、地域健康看護学に関わる科目を提供している。教員個々は、学士課程教育において提供する科目に関連し、専門性の高い研究テーマを持つ。

看護教育学領域は、看護基礎教育・卒後教育・継続教育の根拠となる研究成果を産出し、産出した成果を看護学教育の場に還元することに貢献できる人材の育成を目指す。そのため、この領域には、看護学博士の学位を持ち、看護教育学研究に必要な知識・技術を備えた教員を専任教員として配置する。特に、スタッフ・ディベロップメント (SD)、ファカルティ・ディベロップメント (FD) の支援に必要な能力獲得を目的とする科目は、看護継続教育に関連する豊かな学識と経験を持つ専任教員が担当する。

本研究科の専任教員は、各々が専門性の高い研究を累積しており、これまでに適用してきた研究方法論も多様である。本研究科は、多様な背景を持つ教員から構成される組織の特徴を活かし、オムニバス方式や個別指導の授業を採用している。

本研究科の専任教員の年齢は、41歳から62歳の範囲である。群馬県立県民健康科学大学教員定年規程第3条(資料9)と照合した結果、本研究科の完成年度までに定年退職を迎える教員はいない。

VI 履修指導・研究指導の方法及び修了要件

1 研究指導教授及び主専攻の決定

学生は、出願前に研究指導を志望する教授との面談を申し出なければならない。面談に応じる教授は、自己の専門性と学生の希望を照合し、研究指導の可否を決定する。学生は、研究指導を志望する教授の合意を得て、実践看護学領域・看護教育学領域のいずれかを主専攻とし、出願する。入学後、研究指導教授及び主専攻を変更することは原則として認めない。

研究科委員会は、学生に教育課程・履修方法に関する入学時オリエンテーションを実施する。研究指導教授は、学生個々の経験・能力・将来性などを十分に査定し、研究指導補助教員と共同して、履修指導及び研究指導を行う。

2 履修計画の指導

研究指導教授は、学生が主専攻の領域の科目、主専攻以外の領域の科目、共通科目を系統かつ計画的に履修できるよう個別に指導・助言を行う。この際、修了後の学生の進路も考慮する。また、学生の経験・適性・能力等を客観的に査定し、個別性に応じた履修指導・研究指導を行う。夜間開講の授業を中心に履修することを希望する学生には、計画的に必要な単位を履修し、十分な研究指導を受けられるよう注意を払い必要な助言を行う。

3 履修科目の選択と指導

研究指導教授は、学生が主専攻の領域に関連する2科目計4単位と演習8単位及び特別研究12単位、これ以外の科目より8単位以上、合計32単位以上を履修するよう指導する。学生は、個々の興味・関心により、診療放射線学研究科が開講する自由科目を履修できるが、修了要件としての単位数には加算しない。

4 研究指導の方法

(1) 研究指導の体制

修士論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）は、研究指導教員と研究指導補助教員による複数指導体制を原則とする。研究指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果・考察の論述までの全過程を直接指導し、正規の年限内に学生が修了できるよう責任を持つ。研究指導教員は、学生と相談の上、研究指導補助教員を指名する。研究指導教員と研究指導補助教員は、十分に連携をとり、授業科目の履修及び研究の遂行を支援する。尚、必要性に応じ、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言が得られるよう配慮する。

(2) 研究指導の計画

研究指導教員は、ゼミ形式により『特別研究』を展開し、修士論文の作成過程に必要な指導を行う。学生が正規の年限の修了を目標としている場合、研究指導教員は、学生が1年次中に研究計画審査及び倫理審査に合格し、2年次前期までにデータ収集・分析を終え、2年次末に論文審査に合格できるよう研究指導を行う。研究指導教員は、具体的な研究指導計画を作成し、15回のゼミを通し、学生が目標を達成できるよう教授活動を展開する。また、研究指導計画に基づき、研究の進捗状況及び目標到達度を学生と確認し、合意を得ながら学生の研究遂行を支援する。審査にあたっては、研究指導教員と研究指導補助教員が、学生の準備状態を正確に査定し、研究計画審査及び論文審査に必要な助言を行い、円滑に審査が進むよう責任をもって指導する。

(3) 研究計画審査に関わる指導

研究指導教員は、研究計画審査の準備に着手するまでに、学生が修士論文の緒言から研究方法に至るまでの論述を概ね終了できるよう支援する。また、学生がその論述に基づき、研究計画審査に必要な書類を作成し、審査を受けられるよう必要な指導を行う。

(4) 倫理的配慮に関わる指導

ア 人を対象とした研究の指導

人を対象に研究を行う場合、学生は、研究計画審査に合格後、研究指導教員の承認を経て本学の倫理委員会による倫理審査を受け、学長の承認を得る必要がある。倫理委員会は、群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程（資料10）に基づき、学生が倫理的配慮に基づき研究計画を立案できているか否かを適正に審査する。

尚、研究対象となる人が他の施設に所属する職員あるいは他の施設に入院・入所している場合、研究指導教員は、学生が施設責任者の了解を得て、研究計画を遂行できるよう助言・指導する。当該施設の倫理審査を受ける必要がある場合には、学生が規程に従い必要な承認を得られるよう十分な配慮のもとに指導する。

イ 動物を対象とした研究の指導

学内外の動物実験は、群馬県立県民健康科学大学動物実験規程を遵守し、実施する必要がある（資料11）。研究指導教員は、学生が動物実験規程を遵守することを通し、科学的視点、動物愛護の観点、環境保全の観点、学生自身の安全確保の観点から動物実験を適正に行えるよう指導する。また、学生が研究計画審査に合格後、動物実験規程に基づき「群馬県立県民健康科学大学動物実験計画承認申請書」を作成し、学長に提出できるよう指導する。動物実験委員会は、学長の諮問に応じ、動物実験委員会規

程（資料12）に基づき、学生が動物実験を行うために必要な正確な知識に基づき研究計画を立案できているか否かを適正に審査する。

現時点において、動物を対象とした実験研究をテーマとする研究指導教員はいないため、修士課程の学生が動物実験研究を行う可能性はないが、実施に必要な規定整っている。血液および動物の死骸は、大学が感染性産業廃棄物として群馬県が許可した処理業者に委託して処理している。実験に伴う廃液管理については、大学の月1回の定期的な水質検査により、水銀等の化学物質による汚染状況を把握している。

ウ 職場においてデータ収集を行う研究の指導

「大学院設置基準 14 条に定める教育方針の特例」を適用する学生が職場においてデータ収集を行う場合、研究指導教員は、学生が、研究計画審査及び倫理審査の申請準備に先立ち、所属する保健医療機関あるいは教育機関の責任者にデータ収集許可を申し出、許可文書を受理できるよう指導を行う。また、所属機関の責任者への事前報告・連絡・相談を通し、学生がデータ収集期間中に研究活動と職業活動をどのように区別するのかを明確にし、研究活動あるいは職業活動に専念できるよう必要な支援を行う。学生は、研究計画審査及び倫理審査の際、必要書類に加え、所属機関の発行したデータ収集許可文書を提出する。

5 修士論文の作成

学生は、ゼミ形式による『特別研究』において、研究指導教員の支援を得ながら修士論文を作成する。学生が正規の年限の修了を目標としている場合の履修・修士論文作成計画の例を資料13に示す。この場合、1年次前期には、自己の関心領域を焦点化し、研究課題を設定する。1年次後期には、緒言から研究方法までの論述に基づき、申請書類を作成し、研究計画審査を受ける。研究遂行に際し、対象の人権擁護等が必要な場合は、本学倫理委員会に必要書類を提出し、倫理審査を受け、承認を得る。1年次後期から2年次前期にかけては、研究計画に基づき研究を遂行し、緒言から研究方法までの論述に研究結果・考察・結論を加筆する。2年次後期には、論文審査申請の手続きを経て、修士論文を研究科委員会に提出する。

6 修士論文審査の流れ(資料14)

(1) 研究計画審査

研究科委員会は看護学研究科修士論文審査に関する規程(資料15)及び内規(資料16)に基づき審査委員会の構成員を承認する。審査委員会は、研究指導教授1名を含む研究科教授3名から構成される。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者1名あるいは専門の異なる研究者1名を審査委員に追加することができる。審査に

伴う各審査委員の配点は等分とする。審査委員は、修士論文の審査基準(資料16別表)を参考に研究個別に研究計画審査を行う。研究計画審査の合否判定は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会が決定する。学生が正規の年限の修了を目標としている場合、遅くとも1年次後期 Semester 終了時までには研究計画審査に合格する必要がある。

(2) 倫理審査

対象の人権擁護等が必要な研究の場合、学生は、研究計画審査終了後、倫理委員会に申請書類を提出し、承認を得る必要がある。研究計画書の審査及び倫理審査の合格をもって『特別研究』12単位のうち6単位を認定する。

(3) 論文審査

研究科委員会は看護学研究科修士論文審査に関する規程(資料15)及び内規(資料16)に基づき審査委員会の構成員を承認する。審査委員会は、研究指導教授1名を含む研究科教授3名から構成される。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者1名あるいは専門の異なる研究者1名を審査委員に追加することができる。審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。審査委員は、修士論文の審査基準(資料16別表)を用いて修士論文の審査を行い、加筆・修正が必要な内容を学生に助言する。学生は審査内容に基づき論文を修正し、審査委員会に提出する。学生が正規の年限の修了を目標としている場合、遅くとも2年次後期 Semester の論文提出日までに論文審査の申請を行う必要がある。

(4) 最終試験

修正後の論文内容、公開論文発表会の発表及び質疑応答の内容を審査委員が審査することを以て最終試験(口頭試問)とする。合否判定は、審査委員の報告に基づき、研究科委員会が決定する。論文審査の合格をもって『特別研究』12単位のうち残る6単位を認定する。

7 修士論文の審査基準

(1) 論文の意義

- ア 実践看護学領域、又は、看護教育学領域の研究として意義があるか
- イ 独自性があるか
- ウ 新たな知見を提示しているか

(2) 倫理的配慮

- ア 研究対象の人権を擁護できているか
- イ 他者の著作権を守る配慮ができているか

(3) 論文の内容

- ア 研究題目が研究内容を適切に表しているか
- イ 要旨には研究の概要を適切に記述しているか
- ウ 国内外の文献を検討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか
- エ 研究目的は明確か
- オ 研究目的に適った研究デザイン・研究方法を用いているか
- カ 研究方法が詳述されているか
- キ 既存の方法論を正確に適用できているか
- ク 研究目的と考察に一貫性があるか
- ケ 文献との照合に基づく考察がなされているか
- コ 研究結果とその解釈を区別して論述できているか
- サ 結果と考察から妥当な結論が導き出されているか

(4) その他

- ア 引用文献の表記が適切か
- イ 図・表を正確に作成しているか
- ウ 日本語として適切な文章表現となっているか

8 修了要件

本研究科に2年以上在籍し、所定の単位(32単位以上)を修得するとともに必要な研究指導を受け、研究計画審査及び倫理審査を経て、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修了に必要な単位をすべて修得し、GPAが一定水準以上の学生が、1年以上2年未満の在学期間中に研究計画審査及び倫理審査を経て、論文審査及び最終試験に合格した場合に限り、早期修了を認める。

9 学位記の交付

論文審査及び最終試験に合格し、研究科委員会が学位授与を承認した場合、その結果を学長に報告し、学長より修士(看護学)の学位記が交付される。

10 取得すべき単位と履修モデル

(1) 取得すべき単位

修士課程の学生が修了認定を受けるために取得すべき単位を32単位とする。その内

訳は次の通りである。1年間に履修登録する単位の上限は、24単位とする。ただし、集中講義及び特別研究は除く。

■実践看護学専攻【必修科目】次の4科目、計24単位を取得する。

実践看護学構築論Ⅰ・Ⅱ	各2単位
看護学演習(実践看護学展開論)	8単位
特別研究	12単位

【選択科目】次の9科目のうち、4科目計8単位を取得する。

看護教育学Ⅰ・Ⅱ	各2単位
看護学研究方法論Ⅰ・Ⅱ	各2単位
専門職教育展開論Ⅰ・Ⅱ	各2単位
研究と倫理	2単位
教育と倫理	2単位
看護政策管理論	2単位

■看護教育学専攻【必修科目】次の4科目、計24単位を取得する。

看護教育学Ⅰ・Ⅱ	各2単位
看護学演習(看護教育学)	8単位
特別研究	12単位

【選択科目】次の9科目のうち、4科目計8単位を取得する。

実践看護学構築論Ⅰ・Ⅱ	各2単位
看護学研究方法論Ⅰ・Ⅱ	各2単位
専門職教育展開論Ⅰ・Ⅱ	各2単位
研究と倫理	2単位
教育と倫理	2単位
看護政策管理論	2単位

(2) 履修モデル(資料17, 18, 19, 20, 21) ※20, 21は長期履修モデル

11 学生の厚生に対する配慮

本学の学生健康相談室は、相談員が学生生活における諸問題について相談・助言・指導を行い、かつ保健師・保健管理医・カウンセラーが適宜身体的・精神的な健康相談・助言・指導を行う。

教員は、本学の「アカデミック・ハラスメントの防止等のために教員が認識すべき事項

についての指針」「セクシュアル・ハラスメントの防止等のために学生及び教職員が認識すべき事項についての指針」に従い、その防止に積極的に取り組み、快適な環境づくりに努めるとともに、学生の利益の保護を図る。

学生教育研究災害保険への加入を推奨し、学生が安心して教育・研究に専念できるようにする。大学院学生に対する健康診断については、全員が受診できるように時間帯を調整する。

昼夜開講に対する事務部門の体制については、勤務時間のシフト制を採用することにより対応する。

12 学生に対する就学上の支援の充実

学生への経済的支援の一つとしてティーチングアシスタント（TA）制度を導入する計画である。また、外部の競争的研究資金等を獲得し、学生の教育研究活動への参画を促すことにより、経済的支援を行う。

Ⅶ 施設・設備等の整備計画

1 目的

本研究科の教育理念及び教育目的・目標に合致した教育・研究を実施するため、講義室、実験演習室等の施設、機械・器具等の整備を計画的に行う。

2 校地・運動場の整備計画

校地は単一区画であり、面積は40,739 m²である。運動場(6,533 m²)、体育館(803 m²)、テニスコート2面、休憩スペース等は、同一敷地内にある大学の既存の設備を共用する。運動場は多目的に使用できる。休憩スペースとして、中庭及び南棟大講義室前等にテーブル・椅子を配置し、北棟・西棟に学生ラウンジ2カ所を設けている。

3 校舎等施設の整備計画

本研究科の入学定員は8名、収容定員は16名である。学生16名が使用する院生室、各領域の演習を展開するための演習室(研究科専用)2室、診療放射線学研究科と共用の演習室1室を大学院専用施設として整備する。

専用施設は、既設の校舎を一部改修することにより、これを充てる。院生室(60 m²)は、16名を収容するものとし、各学生に専用の机及び椅子を配置する(資料22)。また、パソコンを学内LANに接続できるようにし、情報ネットワークを整備する。学生間の交流を保ちつつ、個人の研究を妨げないよう配慮し、設計する。大学院専用の演習室2室(各56 m²)には、講義及びゼミ形式の演習を実施できるよう必要な備品を配置する。

学部と共用する施設は、次の通りである。大講義室(447 m²)ほか7講義室(213 m²×1, 141 m²×1, 120 m²×1, 86 m²×4)、多目的ホール(199 m²)、16演習室(59 m²×1, 55 m²×2, 50 m²×1, 43 m²×12, 21 m²×1)、4実習室(362 m²×1, 173 m²×1, 89 m²×2)、2実験研究室(84 m²×2)、調理室(86 m²)、情報科学室(133 m², パソコン45台設置)がある。講義室については、看護教育学専攻があることを踏まえ、教育プログラム展開の一連の過程を体験できる模擬授業室として第2講義室を充てる。また、模擬臨床室として第1看護実習室を充て、教材作成や模擬授業等を実施・観察・記録できるAV機器を配置する。本研究科の授業科目年次配置表(資料23)・授業時間割表(資料24)、看護学部授業時間割表(資料25)に示すように、研究科授業科目の教室の確保については特段の支障は生じない。上記の共用施設のうち、大講義室、第21講義室、多目的ホール、第22講義室及び第2講義室の収容定員は、各々404名、120名、72名、90名、90名である。これらの施設を使用することにより、修士論文発表会の開催に関しても支障は生じない。

IDカード使用により夜間・土日に自由に校舎に出入りし、論文作成等の研究活動に専

念できるよう整備を進める。

4 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館は、既設の図書館を利用する。図書館は、総面積 850 m²、閲覧スペース 730 m²、閲覧席 74 席であり、レファレンス・コーナーも設置している。蔵書数は 70,000 冊まで収容可能である。資料検索システムは、所蔵検索・データベース・ディレクトリー、雑誌目次情報等を整備している。また、他大学図書館との協力により、文献複写・相互貸借サービスにより他大学の資料を入手することも可能である。電子ジャーナルについては、現在「メディカルオンライン」「CHNAHL with full text」が配備され、約 3,200 誌以上の文献情報が大学ホームページから閲覧できる環境が整備されている。さらに、新しい看護系の電子ジャーナル等が配信されれば、順次整備し、最新の知見をリアルタイムに入手し、研究に応用できるよう環境整備を継続して行う。平成 20 年度に本学図書館が購入している和雑誌及び洋雑誌、オンライン・データベース、電子ジャーナルを資料 26、27 に示す。

大学開設時に学士課程教育に必要な図書及び雑誌について整備を進めてきた。大学院開設に向け、実践看護学を構成する 3 専門領域（看護技術学・生涯発達看護学・地域健康看護学）の専門書及び専門雑誌について和洋を問わず広く整備していく。また、教育実践の基盤となる教育学及び成人教育学に関する専門書・専門雑誌、看護政策・看護管理・看護研究・看護倫理に関連する図書についても拡充整備を行う。

VIII 既設の学部との関係

1 看護学部の特色

看護学部は、建学の基本理念に基づく教育目的・目標の達成を目指し、主として次の能力獲得を意図した教育課程を提供している。

- (1) 人々の生涯発達と生活の場に応じた看護過程展開能力
- (2) 看護技術の原理を理解し、実践の現状に合わせて応用・展開する能力
- (3) 関連職種の特長性を尊重し、目標達成に向け連携する能力
- (4) 自律的に学習し、職業活動を通して継続的に新たな知識・技術を獲得する能力

また、次の4項目を教育方法の主な特色とし、現実適合性の高い教育を実践している。

- (1) 実践能力を備えた専門職育成に向け臨床経験豊富な専任教員による実習指導
- (2) 早期からの実習開始
- (3) 科学的根拠に基づく授業展開
- (4) 診療放射線学部との合同授業の実施

2 看護学部の教育課程の特徴

(1) 教養教育科目

看護学は学際的学問であり、様々な学問的立場から総合的に人間を理解し、その健康状態の維持・促進に関与する。「教養教育科目」として、看護学士課程の学生が高い教養を身につけ、学術に対する価値を見出すことに加え、様々な学問的立場から人間並びにその生活と健康に密接に影響する環境を理解するための科目群を配置している。

(2) 専門基礎科目

「専門基礎科目」として、看護学士課程の学生が看護学の視点から人間の健康・環境及び生涯発達を理解するための基盤並びに看護専門職者として対象と相互行為を展開する基盤を形成するための科目群を配置している。

(3) 専門科目

看護学部開設にあたり、カリキュラム編成の方法論を用い、学士課程教育を構成する専門領域として、看護技術学、生涯発達看護学、地域健康看護学、機能看護学（看護教育学・看護政策管理学）を抽出した。各々の概論・各論及び関連科目を「専門科目」に位置づけ、これらの科目を看護技術学教育研究分野、生涯発達看護学教育研究

分野、地域健康看護学教育研究分野、機能看護学教育研究分野の専任教員が提供している。

「専門科目」には、看護学士課程の学生が看護実践の原理・原則となる基礎知識・技術を学ぶ科目、これを核として発達段階の相違、生活する場の違いに応じた実践の共通性・普遍性を理解する科目を配置している。また、対象の個別性に合わせた看護を展開するための基礎的能力を段階的・系統的に修得できるよう各科目を配置している。

(4) 保健医療専門職共通科目

「保健医療専門職共通科目」には、看護学士課程の学生がチーム医療を担う一員として他職種役割を理解し、協働する能力を獲得するための科目を配置し、診療放射線学部との共通科目として提供している。

3 看護学部と看護学研究科（修士課程）の教育課程の関係（資料28）

看護学部の教育課程は、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、保健医療専門職共通科目から構成されている。教養教育科目を除く全ての科目を看護技術学教育研究分野、生涯発達看護学教育研究分野、地域健康看護学教育研究分野、機能看護学教育研究分野が提供している。

本研究科においては、看護学士課程教育を展開している4つの研究分野のうち、看護技術学教育研究分野、生涯発達看護学教育研究分野、地域健康看護学教育研究分野を統合し、実践看護学領域を配置する。実践看護学領域は、教育・研究を通し、看護技術学・生涯発達看護学・地域健康看護学の充実・発展に向けた研究成果を産出できる人材、新たな看護学領域への革新に向けた研究成果を産出できる人材を育成する。

機能看護学教育研究分野は、看護教育学と看護政策管理学から構成されている。本研究科においては、看護教育学領域を1領域として配置する。看護教育学領域は、教育・研究を通し、看護教育学の充実・発展に向け、研究成果を産出できる人材を育成する。将来的には、看護政策管理学領域を新設し、その教育・研究を通し、看護政策管理の充実・発展に向け、研究成果を産出できる人材を育成する。

Ⅸ 入学者選抜の概要

1 目的

本研究科は、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント (SD)、看護学教員のファカルティ・ディベロップメント (FD) を支援できる人材の育成を目的とする。この目的を達成するため、アドミッションポリシーを明示するとともに適正かつ公平な入学試験を実施する。

2 アドミッションポリシー

次の4点を本研究科入学者受け入れの基本方針とする。

- (1) 看護学を専攻する基盤となる看護専門職者として必要な教養と素養を備えている
- (2) 看護学に関連する基礎的な知識・技術及び専門科目の履修に必要な基礎学力・語学力(英語)を備えている
- (3) 看護学の充実・発展・革新を志向する看護学研究者を強く志望している
- (4) 看護実践者・看護学教員を対象とした教育コーディネーター(SD・FD)を強く志望している

3 入学定員

修士課程の入学定員は8名とする。入学定員のうち、若干名を社会人特別入学として受け入れる。

4 入学資格

入学資格は学則第15条に該当する者とする。

5 出願資格

出願資格は各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び出願年度内に卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び出願年度内に学士の学位を授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び出願年度内に修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び出願年度内に修了

見込みの者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び出願年度内に修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (12) 看護系の短期大学、専修学校、各種学校等を卒業・修了し、研究科委員会において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者及び出願年度末までに22歳に達する者

※出願資格(12)により出願しようとする者は、職歴、自己推薦書、看護に関する研究論文等をもって審査を受け、出願資格「有」と認定された場合に限り出願可能

6 入学者選抜

(1) 選抜制度と方法

ア 一般選抜

学力検査（専門科目、外国語、小論文）、面接及び提出書類により総合的に判定する。

イ 社会人特別選抜

学力検査（専門科目、外国語、小論文）、面接及び提出書類により総合的に判定する。

*入学希望者は、事前に選抜方法を研究指導教員に相談する。

(2) 選抜体制

入学試験を適正かつ公平に実施することを目的に、入学試験ごとに学長を本部長、研究科長及び事務局長を副本部長、研究科委員会メンバーを中心とした研究科入学試験実施本部を組織し、各部署に教職員を適切に配置することにより万全な体制をとることとする。入学試験の準備及び実施計画の作成、試験結果の集計、発表、手続き、試験監督者等の選出などの業務は、入学試験委員会が行う。また、診療放射線学研究科との共通の事項に関しては、研究科合同入学試験委員会を開催し、検討する。

入学試験委員会は、入学試験ごとに入学試験委員各自の任務を明確にした役割分担表を作成する。さらに入学試験ごとに詳細な実施要領、監督要領、面接要領を作成し、入学試験実施前に担当者への説明会を開催し、関係する教職員が各自の役割分担に関する詳細及び全体の流れを把握できるように周知徹底を図る。

7 社会人の受け入れ

看護系大学院には、教育・研究者の育成に加え、看護職者・看護学教員として指導的な役割を担える人材の育成が求められている。既に社会で活躍している人々が、より高いレベルの専門知識や技術を修得し、その成果を現場に還元することも大学院の重要な役割であり、職業を継続しながら学習できる教育環境を提供する必要がある。

このような状況を踏まえ、入学定員のうち若干名を社会人特別入学として受け入れる。社会人とは、入学時に保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁または企業において専門的な実務経験を有し、「5 出願資格」の各号のいずれかに該当する者をいう。

X 大学院設置基準第14条に定める教育方針の特例の実施について

1 目的

本研究科は、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」を導入し、社会人が就業を継続しながら大学院において学習するための教育的な配慮を行う。本研究科の目的は、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント (SD)、看護学教員のファカルティ・ディベロップメント (FD) を支援できる人材を育成することである。離職することなく就学できれば、修了後、獲得した能力を発揮し、教育・研究活動を推進することにより、看護実践・教育の質向上に貢献できる。

2 修業年限

修士課程の修業年限は、一般の学生と同様に2年間を基本とする。「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」の導入により、社会人学生は希望に応じて最大限4年間まで計画的に履修することを可能とする。

長期履修制度による修業年限を決定する際には、社会人学生が現在就業している施設の就労状況を考慮した上で、研究指導体制を工夫し、無理のない履修計画を立てられるように配慮する。看護学を専攻する社会人学生の研究活動上のメリットは、学生自身が看護職者として就労しながら直面している問題を研究課題として発展させ、自身の職場を活用してデータ収集を実施できることにある。デメリットは、仕事と学業を両立させるための時間確保の難しさ、研究期間が長期に及ぶことによる研究計画の変更・学習意欲の低下等が予想される。研究指導教員は、これらのメリット・デメリットを含め、社会人学生が無理のない履修計画を進められるよう配慮する。

3 教育・研究方法

(1) 履修方法・授業の実施方法

課程を修了するためには、32単位以上を修得する必要がある。教育方法の特例の適用を受けた学生は、夜間その他特例の時間又は時期に開講する授業科目から履修し、単位を修得することができる。授業は、社会人への便宜を図るため、原則として昼夜間に重複して開講する。夜間は第VI時限(18:00から19:30まで)及び第VII時限(19:40から21:10まで)に開講する。また、社会人が休暇を取得しやすい8月等に夏期集中授業を、3月に春期集中授業を設定し、単位修得の便宜を図る。具体的な授業科目年次配置表及び授業時間割を資料23、24に示す。

(2) 研究指導の方法

研究指導教員と研究指導補助教員は、「VI 履修指導・研究指導の方法及び修了要件」に前述した方法に準じて、研究指導を行う。直接あるいは情報ネットワーク等を活用し、学生との情報交換を密に行う。また、具体的な研究指導計画を作成し、これに基づき学生が目標達成できるよう指導を行う。学生には、オフィスアワーの活用を促す。

(3) 施設設備の利用

学生が常時使用できる院生室を設ける。また、研究室・演習室の開放時間の延長を予定している。これらのことにより、データ整理及び論文作成のために大学院学生の教育・研究の推進に支障はない。

4 図書館・情報ネットワークの利用確保

(1) 図書館

教育・研究に支障が生じないように、電子ジャーナルの導入を積極的にすすめ、24 時間使用できる体制を整備する。

(2) 情報ネットワーク

教育・研究に支障が生じないように、院生室においてパソコンを学内 LAN に接続できるよう整備する。また、昼夜を問わず休日でも院生室の端末から自由に情報ネットワークを使用できるよう整備する。

5 入学者選抜の方法

「IX 入学者選抜の概要」に述べたように、本研究科は、社会人特別選抜を行う。学生募集要項には、出願にあたり、研究指導を志望する教授と事前相談を行うよう明記する。教育方法の特例の適用を受ける社会人の入学定員は、入学定員のうち若干名とする。

社会人入学者の選抜は、一般入学の選抜とは異なる方法を採用する。社会人入学を希望する学生は、既に看護職者としての実践を積み重ねており、看護実践に関わる多様で豊かな経験及び知識を持つ。しかし、大学院入学前の準備状態は学生個々の経験により異なるため、入学者の選抜においては一律に専門的知識を問うような科目の試験は課さず、看護実践の経験に関わる調査及び面接を重視し、配点を高くする。

6 教員の負担の程度

本研究科は、昼夜開講制に際して十分な教育研究指導が行えるよう、科目担当教員全員が「大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例」による授業を実施する。また、昼

夜開講する授業科目は、特別研究を除き教員1名あたり最大3科目程度とするとともに、開講する曜日及び時限を調整することにより、教員の負担の軽減を図る。

X I 管理運営

1 目的

本学は、教育及び運営の最高責任者である学長の下に、評議会を置いている。評議会の構成員は、学部長、研究科長等の専任教員、事務局代表者、外部有識者である。評議会は、本学の中期計画及び年度計画、規程の制定または改廃、予算編成の基本方針に関する事項、教育研究活動に関する自己点検・評価等、大学の基本方針に係る重要事項の審議及び決定を行う。

研究科設置にあたっては、評議会の下に従来の学部合同会議を改組した学部研究科合同会議を設置し、大学全体の教育・研究及び運営の実務を担う。学部研究科合同会議は、2学部2研究科に共通する組織とする。学長、学部長、研究科長、評議員等を構成員とし、大学全体に係る規程の制定・改廃、予算方針の決定、教育・研究に関する事項等を審議する。大学院及び学部の組織を学部研究科合同会議の下に置く。大学院には研究科委員会を置き、研究科に関する諸事項の審議及び決定を行う。また、研究科委員会の下に研究科専門委員会を置き、研究科に関する運営及び学生への教育・研究指導等にあたる（資料29）。

2 看護学研究科の組織

本研究科には研究科長を置く。研究科長は、研究に関する事項を掌理し、所属職員を指揮・監督する。本研究科の管理・運営は、研究科委員会が規程に定められている審議事項に基づいて行う。

3 研究科委員会

(1) 組織

研究科委員会は、研究科長及び研究科の教育を担当する教授をもって組織される。研究科委員会が必要と認めるときは、研究科委員会の組織に研究科の准教授、講師及び助教を加えることができる。

(2) 審議事項

研究科委員会は以下の事項について審議し、権限を遂行する。

- ア 研究科の教員の採用のための選考に関する事項
- イ 研究科に係る規程の制定又は改廃に関する事項
- ウ 研究科に係る予算編成に関する事項
- エ 研究科に係る教育課程の編成に関する事項

- オ 研究科の学生の厚生及び補導に関する事項
- カ 研究科の学生の入学、修士課程の修了その他の在籍に関する事項及び学位授与に関する事項
- キ その他研究科の教育又は研究に関する事項

(3) 議事

構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成により議事を決する。

4 研究科専門委員会

研究科委員会の下に研究科専門委員会を置く。研究科専門委員会は、研究科専門委員会規程（資料30）に示すとおり、教務委員会、入学試験委員会、FD委員会、自己評価委員会から構成される。研究科委員会は、必要に応じ研究科専門委員会の設置及び改廃を行うことができる。研究科委員会は、研究科の教員の中から専門分野に関して知見を持つ委員を選出し、研究科専門委員会の構成員に充てる。研究科専門委員会は、研究科委員会の承認の下に、研究科に関する各所轄事項についての掌握及び活動を行う。また、大学全体あるいは診療放射線学研究科と共通する事項に関しては、学部委員会、全学委員会、及び診療放射線学研究科専門委員会等と連携を取りながら、積極的にこれに取り組む。

X II 自己点検・評価

1 目的

本学の教育・研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各委員会が作成した報告を基に全学的観点から自己点検・評価を行い、この結果を教育・研究活動の向上のために還元する。

2 組織

本研究科の基礎となる看護学部は、群馬県立県民健康科学大学看護学部委員会規程第1条に基づき、診療放射線学部と共同し、自己評価委員会を設置している。学部自己評価委員会は、学長及び教授より構成され、全学的に自己点検・評価活動を実施している。下部組織である自己点検・評価報告書作成部会は、自己点検・評価報告書の作成を中心にやっている。

本研究科においては、自己評価委員会を編成し、学部と連携を図りながら自己点検・評価活動を積極的に進める。

3 自己点検・評価項目

自己評価委員会は、学部自己評価委員会の自己点検・評価項目を前提とし、特に次の項目等に留意して自己点検・評価を行う。

- (1) 課程の目的・役割
- (2) 体系的な教育課程が編成されているか（FDを含む）
- (3) 大学院組織の適切性
- (4) 教育・指導体制
- (5) 学生支援
- (6) 大学院運営
- (7) 情報提供
- (8) 自己点検・評価体制

4 自己評価委員会の取り組み

各セメスターの教育活動に関する自己点検・評価、年間の研究・社会活動等に関する自己点検・評価を行い、評価結果を報告・共有し、研究科の教育・研究・社会活動の向上に活用する。また、情報公開の精神に則り外部に公表を行う。今後は、独立行政法人大学評価・学位授与機構等の第三者機関による評価を受ける予定である。

XIII 情報の提供

1 目的

本研究科の諸活動について広く説明する責務を全うし、開かれた大学運営を推進するため、保有する情報の公開を行う。この趣旨に則り、本研究科に関する情報、教員情報、教員の研究・教育活動、地域貢献活動等について学外に向けて積極的な情報公開を行う。一般的な情報は、大学ホームページ、大学案内等を通して公開するとともに、個別の要請に対応し情報を提供する。

2 研究科に関する情報の公開

ホームページ、大学案内等を通し、次の内容に関わる情報を積極的に提供する。

- (1) 本研究科設置の必要性及び趣旨
- (2) 教育理念及び教育目的・目標
- (3) 教育課程の特色
- (4) シラバス
- (5) 研究科の組織
- (6) 指導体制
- (7) 入学試験情報
- (8) 学位論文のテーマ
- (9) 自己点検・評価報告書
- (10) 施設・設備

3 教員情報の公開

ホームページ、大学案内等を通し、次の事項に関わる情報を積極的に提供する。

- (1) 氏名
- (2) 所属
- (3) 職名
- (4) 専門領域
- (5) 担当科目
- (6) 研究課題
- (7) 主な論文・著書
- (8) 主な経歴

現行通り、個人研究室の電話番号及びメール・アドレスは非公開とし、代表の電話番号及びメール・アドレスをホームページに掲載することにより、遅滞なく当該教員に連

絡できる仕組みとする。

4 群馬県立県民健康科学大学紀要の作成及び公表

本研究科の基礎となる看護学部は、診療放射線学部との共同により群馬県立県民健康科学大学紀要を1回/年発行し、学内及び学外研究・教育関連施設、県内病院、主要図書館等に配布している。研究科教員は、本学紀要への論文投稿の機会を最大限活用し、研究成果を公表する。

5 地域貢献活動報告書の作成及び公表

本研究科の基礎となる看護学部は、診療放射線学部との共同により地域貢献活動報告書を1回/年発行し、学内及び学外研究・教育関連施設、県内病院、主要図書館、関連自治体等に配布している。研究科教員としての地域活動も地域貢献活動報告書への掲載を通し、公表する。

XIV 教員の資質の維持向上の方策

1 目的

本研究科は、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント (SD)、看護学教員のファカルティ・ディベロップメント (FD) を支援できる人材の育成を目的としている。そのためファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (SD) を担う人材となる研究科の学生にとって、ロールモデルとなる教員自身の高い資質が求められる。本研究科は、ファカルティ・ディベロップメントを広義に捉え、教員の教育活動に加えて、研究活動、組織運営活動を含め教員の資質を包括的に高めることを図る。

2 ファカルティ・ディベロップメント

研究科教員の資質向上に向けて、組織的・継続的にファカルティ・ディベロップメント (FD) に取り組む。学部の FD 委員会の活動と連動し、研究科教員を対象とした FD プログラムを展開する。

具体的には以下の活動である。

- (1) 研究科教員組織全体及び教員個々の資質に対して診断的評価を行い、各々の課題を明確にする。
- (2) (1)の診断的評価の結果に基づく FD プログラムを計画・立案・実施する。
- (3) 同僚評価を取り入れ、教員個々の教育方法の工夫・改善を支援する。
- (4) FD に関する研究成果を積極的に取り入れ、新たな方法を開発する。
- (5) FD の達成状況について、組織全体及び教員個々の総括的評価を実施する。
- (6) (1)から(5)を定期的に継続して実施する。
- (7) 学外の研究者を招聘し、研究や教育活動の交流を図る。
- (8) 研究科における研究指導の過程において生じやすいアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどを回避するための基本的態度や倫理的行動指針に関する啓蒙に取り組む。
- (9) 長期的・発展的展望を持ち、研究科の FD を企画する能力を高めるため、保健医療福祉政策の動向、文教政策及び法規に関する学習機会を設定する。

3 学生へのプレFD

修士課程教育において教育的能力を獲得することを支援するために、学生へのプレFDを実施する。ティーチング・アシスタント (TA) 制度を導入し、学生が学士課程教育へ

の参加を通して、大学教員に必要な教育的知識・技術・態度を学習できるよう配慮する。単なる教育活動の補助にならないよう、研究指導教員とともに教育活動の前後に討議の時間を設け、教育過程・成果を評価する。学生は、研究と教育を統合して学習することにより、教育的資質を身につけ、教育実践から特別研究への示唆や課題を得ることができる。

4 任期制の適用

本研究科の基礎となる看護学部は、平成 17 年度に任期制を導入し、再任審査基準の策定など再任審査システムの整備を進めてきた。学部教員の任期は、群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程（資料31）に示す通り、教授 10 年、准教授 7 年、講師 5 年、助教・助手 4 年である。研究科教員は、学部教員がこれを兼ねるため、学部教員としての任期を適用する。研究科教員の再任審査にあたっては、学部教員の再任審査基準に加え、担当科目、担当科目の履修状況及び単位修得状況、論文指導本数等、研究科に関する項目を付記する。

再任審査は、教員個々の資質の向上と教育、研究活動の活性化を目的とするため、各教員がその職位に相応な活動を行っているか否かを評価する客観的指標となる。

5 学生による授業評価

本研究科の基礎となる看護学部は、学生による授業評価を実施している。研究科は学生数が少なく、同様の授業評価を行った場合、評価主体である学生が特定されやすい。そのため、学生が授業に関わる苦情や問題を担当教員や他の教員に率直に言える体制をつくる必要がある。本研究科においては、 Semester 毎に担当教員及び他の教員による学生への個別ヒアリングを実施する。

6 同僚による授業評価

本研究科の基礎となる看護学部は、担当教員以外の教員が授業に参加したり、改善を要する点について授業終了後に討議を行ったりすることを通し、同僚による授業評価を実施している。研究科においても同様の活動を通し、同僚による授業評価を励行する。

7 教員による自己評価

大学及び大学院の教員には、教育研究活動の改善に向けて、自己評価を行うことが必要不可欠である。教育活動改善に向け、自己評価を行うためには、自己の目標を焦点化・明確化し、その目標との関連から客観的指標に基づき自己の現状を判断する必要がある。本研究科においては、教員が自己評価結果を記した自己申告書を半期毎に提出することとする。これに加え、教員個々が、教育研究活動に伴い直面する様々な問題を克服できるよう教員間の相談・支援体制を整える。

< 資 料 >

- 資料1 看護学研究科の設置の趣旨及び必要性
- 資料2 群馬県内の保健医療機関の看護職者を対象としたSD支援のできる人材育成の必要性に関する調査結果
群馬県内の看護基礎教育課程の教員を対象としたFDに関わる教育の充実の必要性に関する調査結果
- 資料3 群馬県内の保健医療機関の看護職者を対象とした本研究科への進学希望に関する調査結果
群馬県内の看護基礎教育課程の教員を対象とした本研究科への進学希望に関する調査結果
- 資料4 群馬県内の150床規模病院の院長を対象とした調査結果
- 資料5 看護学研究科の教育理念及び教育目的・目標
- 資料6 カリキュラム編成の実際
- 資料7 理論的枠組み
- 資料8 カリキュラム軸
- 資料9 群馬県立県民健康科学大学教員定年規程
- 資料10 群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程
- 資料11 群馬県立県民健康科学大学動物実験規程
群馬県立県民健康科学大学動物実験計画承認申請書
- 資料12 群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程
- 資料13 履修・修士論文作成計画（例）
- 資料14 修士論文審査の流れ
- 資料15 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科修士論文審査に関する規程
- 資料16 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科修士論文審査に関する内規
別表1（修士論文の審査基準）
- 資料17 履修モデル1：実践看護学
- 資料18 履修モデル2：実践看護学
- 資料19 履修モデル3：看護教育学
- 資料20 履修モデル4：実践看護学（長期履修；3年）
- 資料21 履修モデル5：看護教育学（長期履修；4年）
- 資料22 院生室の配置
- 資料23 看護学研究科 授業科目年次配置表
- 資料24 看護学研究科 平成21年度授業時間割表
- 資料25 看護学部 平成21年度授業時間割表
- 資料26 平成20年度図書館和雑誌一覧
- 資料27 平成20年度図書館洋雑誌、オンライン・データベース及び電子ジャーナル一覧
- 資料28 既設学部と研究科の関係
- 資料29 大学及び大学院の運営組織
- 資料30 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科専門委員会規程
- 資料31 群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程

資料 1

看護学研究科の設置の趣旨及び必要性

建学の基本理念

豊かな人間性と専門的な知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる保健医療専門職を養成するとともに、研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境の更なる向上に寄与する

学士課程教育

社会の変化に対応した新たな看護学教育モデルによる教育の実施

修士課程教育

確かな研究能力と教育能力を備えた人材育成

看護学の充実・発展・革新に向けた研究成果を産出できる人材

看護教育学研究を推進できる人材

質の高い看護学教育を展開できる人材

看護職者のSD・看護学教員のFDを支援できる人材

看護学士課程学生の専門教育志向への対応

看護職者・看護学教員のニードへの対応

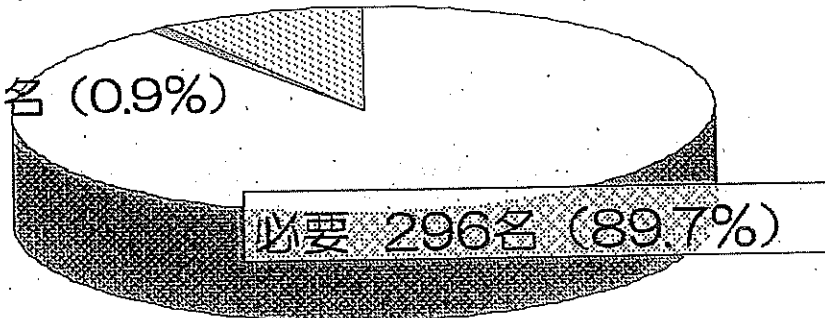
研究成果を活用した質の高い看護・教育の実践

地域社会への研究成果の還元の実現

群馬県内の保健医療機関の看護職者を対象とした
SD支援のできる人材育成の必要性に関する調査結果

どちらともいえない 31名 (9.4%)

必要なし 3名 (0.9%)

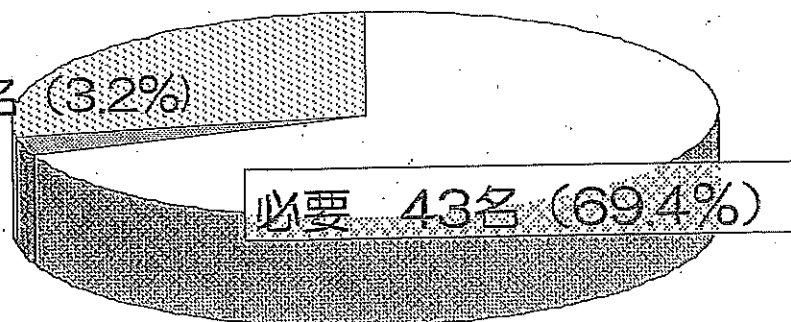


n=330

群馬県内の看護基礎教育課程の教員を対象とした
FDに関わる教育の充実の必要性に関する調査結果

どちらともいえない 17名 (27.4%)

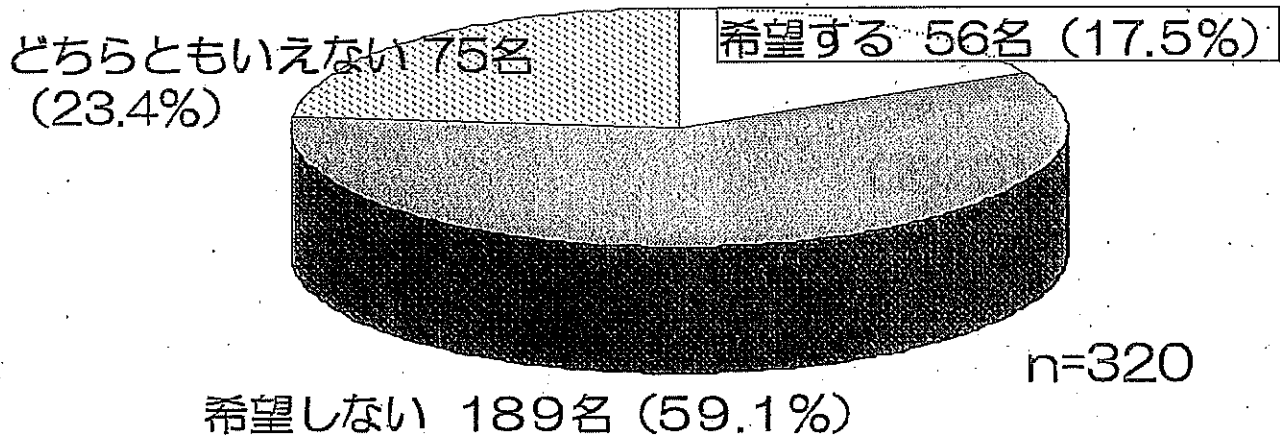
必要なし 2名 (3.2%)



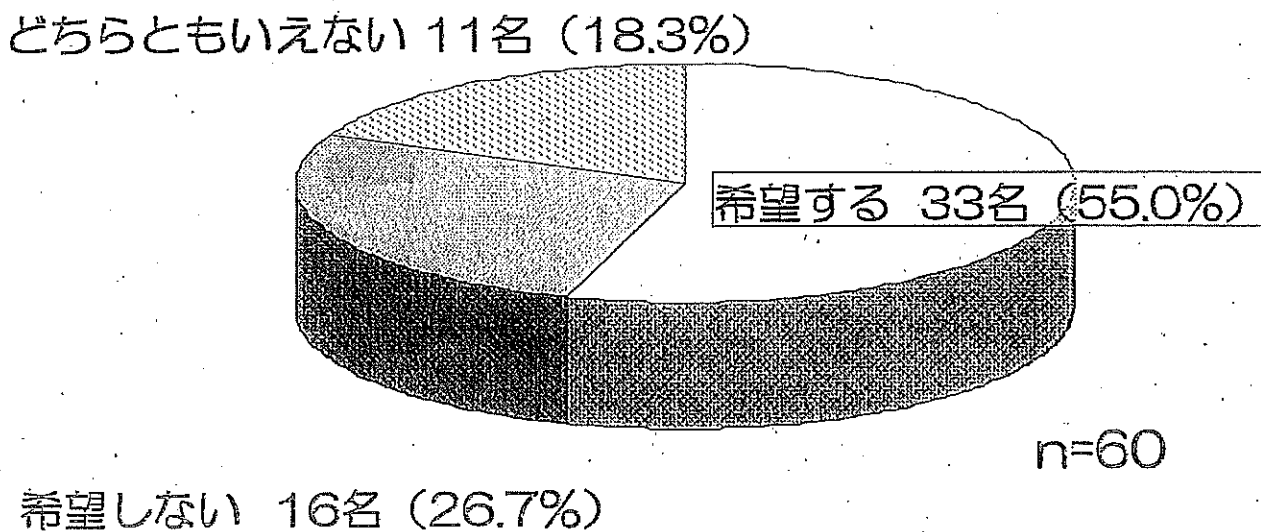
n=62

資料 3

群馬県内の保健医療機関の看護職者を対象とした 本研究科への進学希望に関する調査結果

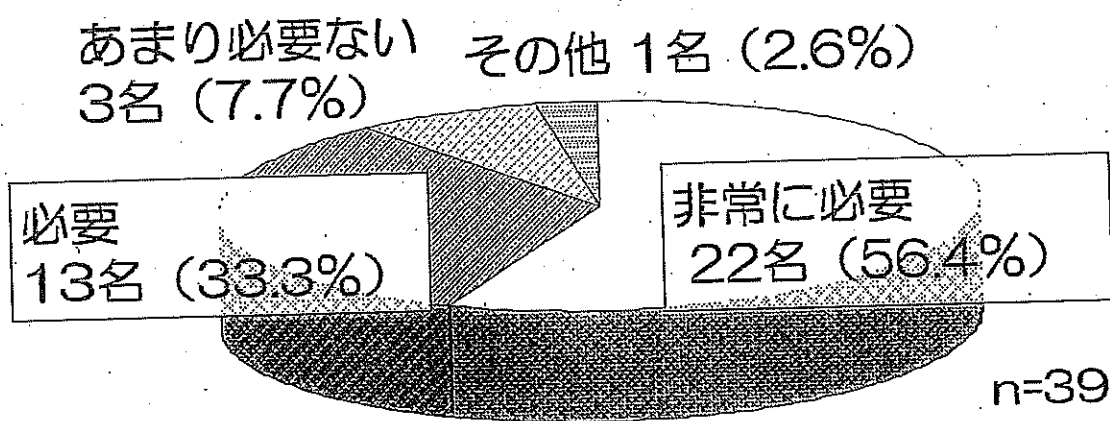


群馬県内の看護基礎教育課程の教員を対象とした 本研究科への進学希望に関する調査結果

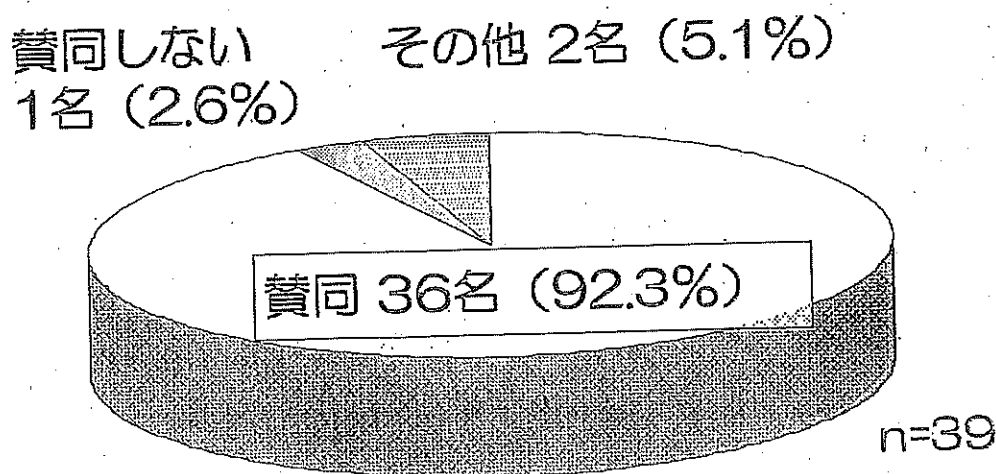


群馬県内の150床規模病院の院長を対象とした調査結果

群馬県立県民健康科学大学大学院設置の必要性



所属病院の職員が大学院入学を希望することへの賛否



資料 5

看護学研究科の教育理念及び教育目的・目標

教育理念

対象の人間としての尊厳を保ちながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく看護・教育を提供するための研究成果を産出するとともに、その成果に基づき自ら看護・教育を実践できる研究者あるいは看護学教員を養成する。また、時代の変化に対応し、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展・革新に向けた研究を推進できる人材としての基盤を築く。

教育目的

様々な地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上に向けたEBPの実現を究極の目的とし、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展及び次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づく質の高い教育を展開できる人材、看護職者のSD・FDを支援できる人材を育成する。

教育目標

- 次の特性を備えた修了生を育成する。
- ①EBPの実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に意義を見出す。
 - ②EBPの実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を産出する。
 - ③EBPの実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映する。
 - ④授業展開に必要な知識・技術、看護教育評価・看護学教育カリキュラム編成の知識・技術、教育倫理に関する知識・技術を駆使し、質の高い教育を展開する。
 - ⑤看護職者のSD・看護学教員のFDを支援する。

カリキュラム編成の実際

カリキュラム編成を次のように実施した。

1. 研究科の主要概念、教育理念、教育目的・目標を明らかにし、群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科のカリキュラムの理論的枠組みを構築した（資料7）。
2. 1の理論的枠組みに基づき看護学研究科の内容の諸要素（資料8）を抽出した。抽出された内容の諸要素は178種類であった。
3. 2の内容の諸要素178種類より7本の垂直軸*¹、9本の水平軸*²を抽出した。垂直軸は、「A.看護実践」「B.研究の基礎」「C.研究の実践」「D.倫理」「E.看護教育」「F.教育実践の基礎」「G.教育実践の展開」である。水平軸は、「1.人間の尊厳」「2.人間の自律性」「3.相互行為」「4.専門職の役割と責務」「5.情報の組織化と活用」「6.自己教育力」「7.研究的態度」「8.問題解決過程」「9.看護政策・管理」である。
4. 3の水平軸・垂直軸を用いて、看護学研究科看護学専攻の必修／選択科目14科目を編成した。
5. カリキュラムデザインとして、漸進型デザイン*³を選択し、14学科目のレベルおよび共通性・独自性に基づき配置した。

* 1 カリキュラム軸とは、学習の進度と内容の順序に方向性を与えるカリキュラムの骨格である。カリキュラム軸を抽出する際には、内容の諸要素として抽出された概念、理論、知識の類似性・相違性を検討し、相互に関連性の高い諸要素を集め抽出し、命名する。垂直軸とは、各学年を通して積み重ねていく必要がある内容の諸要素が集合したカリキュラム軸である。

* 2 水平軸とは、主に方法論に関わり、どの学年にも強調される必要がある内容の諸要素が集合したカリキュラム軸である。

* 3 漸進型とは、カリキュラムが進行するにつれて、専門科目を漸次学習し、最終的には、専門科目を中心的に学習するカリキュラムデザインである。

理論的枠組み ※規定の下線部分は学部カリキュラムと異なる内容を示す。

	教育目的	修了生の特性	人間	環境	健康	専門職			
	<p>様々な地域で生活する人々の生活にわたる健康水準の維持・向上に向けたEBPの実現を究極の目的とし、革新され続ける看護学・看護教育学の充実・発展、および次なる革新に向けた研究を推進し、研究成果に基づき質の高い教育を展開できる人材、看護職者のスタッフ・ディベロップメント、看護学教育のファカルティ・ディベロップメントに向け継続的・自律的学習を支援できる人材を育成する。</p>	<p>①EBPの実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に意義を見出す。 ②EBPの実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を産出する。 ③EBPの実現に向けた看護学とその教育の充実・発展・革新に資する研究成果を政策に反映する。 ④高等教育としての看護学教育の特徴と課題に精通し、研究成果の教材化・授業計画案作成・教授方略等の授業展開に必要な知識・技術、その基礎となる看護教育評価・看護学教育カリキュラム編成の知識・技術、教育倫理に関する知識・技術を駆使し、質の高い教育を展開する。 ⑤成人学習者としての看護職者・看護学教員の特性を理解し、スタッフ・ディベロップメント(SD)、ファカルティ・ディベロップメント(FD)を支援する。</p> <p>群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科の修了生は、これらの特性を最大限に発揮しながら、自らも看護職者としての発展を志向し、継続的・自律的に学習する。また、将来的には、わが国の最高水準を誇る看護学・看護教育学の研究成果の産出と活用を實現し、看護職者の生涯にわたる職業的発展と人々の健康水準の維持・向上に貢献する。</p>	<p>・人間は、恒久的な平和を願い、健全な国家を志向する存在であり、国民としてその運営の一端を担う責務を持つ。 ・人間は、自らが生活する地域に対し、住民としての誇りを持ち、歴史の中で築きあげてきた独自の文化を保護し、これを継承する。 ・人間は、勤勉な存在であり、社会の中で個々の役割を担い、単にこれを遂行するにとどまらず、自らの意味を見出し、献身する。 ・人間は善良な存在であり、他者に配慮し、円滑な関係を形成する能力を持つ。 ・人間は、受胎から死に至るまで、環境と相互作用しながら発達する存在であり、自己実現に向けて学習する存在である。人間の自律性、価値、独自性は、永続的であり、死に至ってもなおその尊厳は保たれる。 ・人間は、環境から影響を受けるとともに環境に影響を及ぼす存在である。人間は、相互作用を通して環境に適応し、また、環境を変革する。 ・人間は、知覚する存在である。知覚とは、感覚材並びに記憶からの情報を組織し、解釈し、変換する過程であり、人間の行動および環境との相互作用に影響する。</p>	<p>・環境には、外的な環境と内的な環境があり、人間の生活および成長・発達に影響するとともに人間の生活に影響を受ける。 ・外的環境は社会的、文化的環境および自然的環境を意味し、これらは相互に影響しながら変化し続けると共に人間の内的環境に影響する。 ・内的環境は、生体の内部環境を意味し、これらは相互に影響しながら変化し続け、人間の生命現象に深く関与する。</p>	<p>・健康とは、人間が日常生活において自らの能力を最大限に発揮している動的状態を指す。その状態は、諸能力を最適条件下で活用することによって内的・外的環境からくるストレスに対して継続的に調整する一つの連続体であり、より高い可能性をめざして変動する動的存在である。健康の状態は、人間が受胎し、死に至るまで徐々に変動する。 ・健康の状態は、人間と環境の相互作用に影響を受け、人間の生活に影響を与える。 ・最高水準の健康状態の獲得には、外的環境、内的環境における恒常性の維持が必要であり、人間は、外的・内的環境に関する情報を組織、解釈、変換し、恒常性を維持するための諸活動に活用する。 ・正常から逸脱した健康の状態とは、身体的不均衡状態、心理的不安定状態、社会的葛藤状態を意味し、環境に対し、生体の恒常性を維持できないときに出現する。 ・最高水準の健康状態とは、人間が生涯を通して達成を願う目標であり、理想である。</p>	<p>・専門職(profession)とは、高度に体系化された専門的知識・技術に基づき支援をクライアントの求めに応じて独占的に提供する職業である。専門職は、営利よりも公共の利益を第一義的に重視してその支援を提供し、そのことによって職業団体としての大幅な自律性と職業団体としての一定の自己規制力を社会的に認められている。 ・看護専門職は、あらゆる健康水準にある人間を対象とし、その生涯にわたる健康水準の維持・向上をめざし、科学的な根拠に裏付けられた専門的な知識・技術を組織的に提供し、EBPを実現する職業である。 ・看護専門職の対象は、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し、独自の文化をはぐくみ生活する人間である。 ・看護専門職の目標は、最高水準の健康への到達、保持、回復、疾病の予防、あるいは死に臨む人間の安寧にむけて対象を援助するとともに対象が適切な保健医療を享受するための環境を調整することである。また、人間の内的・外的環境に関わる様々な情報を科学的知識・技術に基づき組織、解釈、変換する能力を駆使し、目標達成の質を保証する。 ・看護専門職は、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術の学習を奨励し、その理解を深め、実践への活用を通して職業的発展を遂げ、看護実践・教育の質向上に貢献する責務を有する。 ・看護専門職が駆使する科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術は、看護学研究を通して産出される。</p>			
内容の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 看護学 教育 看護実践のエビデンス EBP 看護学の研究成果の産出 研究成果産出の価値付け 自律性 創造性 人間 科学技術に対する価値付け 意志決定 看護学と実践 研究と実践 研究と看護学 看護教育学の体系化 FD SD キャリア・ディベロップメントの支援 研究論文の理解 問題解決過程 看護教育学 自己教育力 専門職の責務 学習 看護学研究 	<ul style="list-style-type: none"> 研究 創造性 看護学に資する研究成果の産出 EBP EBPの展開 自律性 研究の過程 研究課題の明確化 研究課題に関わる文献検討 研究計画書作成 研究の種類 研究デザイン データ収集方法 質的データの分析 量的データの分析 看護職者の自律的学習支援 成人学習者 自己教育力 自己評価 看護学教育 教育 科学技術に対する価値付け 相互作用 	<ul style="list-style-type: none"> 教育評価 看護学教育カリキュラム編成 教授方略 教授-学習過程 自律的学習 看護教育学の体系化 看護学実習 看護学生 看護基礎教育 看護卒業教育 看護継続教育 教育ニード・学習ニード 	<ul style="list-style-type: none"> 研究結果の解釈 SD FD 教材化 看護管理・政策に関する技術革新 看護実践の技術革新 教育倫理 看護学教育に必要な倫理 学習ニード・教育ニードを反映したSD・FD教育プログラムの展開 キャリア・ディベロップメント支援の価値付け 	<ul style="list-style-type: none"> 社会への献身 関係性の形成 相互作用 自己実現 人間の自律性 人間の価値 人間の独自性 人間の尊厳 知覚する存在 自己学習 自己実現に向けて継続的に学習する存在 死に至ってもなお尊厳をもつ存在 人間 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療システム 医療経済 人間 保健・医療・福祉政策 	<ul style="list-style-type: none"> 人間の権利 	<ul style="list-style-type: none"> EBP 専門職 専門職の役割 専門職への価値づけ 専門職の要件 専門職性と研究 看護学研究 専門職と教育制度 看護専門職の目標 研究論文の理解・批評 専門職性 職業的自律性 研究的態度 専門職と継続的学習の責務 看護理論 看護学 EBPの展開 キング看護理論 看護管理 施設内・外における看護職の役割・機能 看護職 看護職に対する価値づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 対象擁護 生命倫理 自己評価 看護政策 対象の主体性の尊重 最高水準の健康への到達・保持・回復の支援 人間環境に関する情報の組織化・活用 看護に対する価値づけ 生涯発達看護学 地域健康看護学
	<p>垂直軸：A看護実践、B研究の基礎 C研究の実践、E看護教育 F教育実践の基礎 水平軸：1人間の尊厳、2人間の自律性 4専門職の役割と責務、6自己教育力、7研究的態度、8問題解決過程</p>	<p>垂直軸：A看護実践、B研究の基礎、C研究の実践、D倫理、E看護教育 F教育実践の基礎、G教育実践の展開 水平軸：2人間の自律性、3相互作用、6自己教育力、7研究的態度 9看護政策・管理</p>	<p>水平軸：1人間の尊厳、2人間の自律性 3相互作用、4専門職の役割と責務 5情報の組織化と活用 6自己教育力</p>	<p>水平軸：1人間の尊厳、9看護政策・管理</p>	<p>水平軸：1人間の尊厳</p>	<p>垂直軸：A看護実践、B研究の基礎、D倫理 水平軸：1人間の尊厳、2人間の自律性、4専門職の役割と責務 5情報の組織化と活用、6自己教育力、9看護政策・管理</p>			

技術	教育	研究
<p>・技術とは、一定の与えられた条件のもとで客観的規則性を意識的に適用し、技能を通して目標の達成を表現する行動である。</p> <p>・科学的根拠に基づく実践を意味するEBPは、専門職の実践を支える最も重要な技術の一つであり、研究成果の選別・統合およびこれらに基づく実践の個別化と結果の洞察により実現する。また、このEBPは、多岐かつ多角的な情報の組織・変換・解釈を基盤に成立する。</p> <p>・看護職は、その実践を支える科学としての看護学の知識、その知識に裏付けられた技術を駆使することを通し、EBPを展開し、看護の目標達成をめざす。看護の目標達成とは、人間の健康状態に関わる潜在的・顕在的問題の解決・回避である。</p> <p>・看護職は、人間の正常な行動一般についての普遍的な知識と個人が環境と相互行為する方法の理解を前提とし、これらを理解するために個人と環境に関する情報を看護学的知識・技術に基づき組織・変換・解釈することを通し、EBPを展開し、看護の目標達成をめざす。</p> <p>・看護職が展開するEBPは、もっとも効果的に看護の目標達成を実現するだけでなく、実践における費用効率を最大にする。</p> <p>・看護職者が教育的機能を発揮するためには、看護教育学の専門的知識に裏付けられた技術が必要であり、看護職者は、これらの技術を駆使することにより、看護学生を含む看護職者の発達を支援できる。</p>	<p>・教育 (educate) とは、人々が幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことを支援する社会的機能であり、制度化した手段や方法を通して提供される。</p> <p>・高等教育とは、初等・中等教育に続く、18歳以上の青年を対象とした教育であり、専門的知識・技術とともに一般教養を内容とし、その修了は、社会的に承認された称号や資格の取得と関係する。看護職としての国家資格の前段階となる基礎的能力の獲得は、高等教育を通して実現できる。</p> <p>・看護職は、効果的な看護実践の展開に向け、多様な教育的機能を発揮する。</p> <p>・看護学教育の対象となる看護学生を含む看護職者は成人学習者であり、その教育は、対象の自発的な学習を前提とする。</p> <p>・看護教育学とは、看護学各領域の教育に共通して普遍的に存在する要素を研究対象として、看護学生を含む看護職者個々人の発達の支援を通して看護の対象に質の高い看護を提供することを目指す学問である。</p> <p>・授業とは、教育の中核的要素であり、総体的に独立した学習主体としての学生の活動と教育主体としての教員の活動が相互に知的対決を展開する過程である。この過程の成立を「教授-学習過程」として表現する。授業は、学習者にとって学習目標達成に向け教材を媒介にして知識や技術を獲得し、精神的・身体的諸機能を自己形成していく過程であると同時に教員にとってそれを支援する教授活動を展開しながら教員としての能力を開発していく過程である。</p>	<p>・研究とは、疑問に答えたり、問題を解決するために順序だった学術的方法を用いて行う系統的な探究である。研究は、知識体系の発展、洗練、拡大をその究極の目標とする。</p> <p>・看護学研究とは、専門職としての看護職にとって重要な課題についての知識を発展させるために計画された系統的な探究である。その目的は、質の高い看護を提供することであり、看護学研究成果を科学的根拠とする実践 (EBP) は、人々の健康状態の回復・維持・促進に貢献する。</p> <p>・看護学研究成果を科学的根拠とする教育 (EBP) は、質の高い看護の提供を実現する看護職の養成に貢献する。</p> <p>・看護学研究成果は、看護学の体系化を促進し、社会の変化に応じて革新され続ける看護学領域を構築するための科学的根拠 (エビデンス) となる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ EBP ◆ 専門職 ◆ 探究心 ◆ 教授技術 ◆ 看護理論 ◆ 研究 ◆ 看護学研究 ◆ 文献の検索方法 ◆ 文献の信頼性の評価 ◆ 研究論文の理解・批評 ◆ 読解 ◆ データの解釈 ◆ 統計学的知識 ◆ 看護実践の個別化 ◆ 情報の収集・変換・解釈 ◆ EBPの展開 ◆ 看護の目標 ◆ キャリア・ディベロップメントの支援 ◆ 教育的機能発揮への価値づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 看護問題 ◆ コミュニケーション ◆ 教授技術 ◆ 看護実践の抽象化 ◆ 目標達成理論 ◆ 相互行為 ◆ 情報の組織化・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 看護基礎教育 ◆ 看護卒業教育 ◆ 看護継続教育 ◆ 看護学教育 ◆ 教育内容の選定・組織化・提供 ◆ 看護学教育授業展開論 ◆ 看護学教育組織運営 ◆ 教育的機能発揮への価値づけ ◆ SD ◆ SDプログラム ◆ 教育ニーズ・学習ニーズ ◆ 看護現象の教材化 ◆ 実習カンファレンス ◆ 看護学実習の特徴 ◆ 看護学教育評価論 ◆ 看護教育学
<p>垂直軸：A看護実践、B研究の基礎、F教育実践の基礎</p> <p>水平軸：3相互行為、5情報の組織化と活用、7研究的態度、9看護政策・管理</p>	<p>垂直軸：C研究の実践、D倫理、E看護教育、F教育実践の基礎、G教育実践の展開</p> <p>水平軸：1人間の尊厳、6自己教育力、7研究的態度</p>	<p>垂直軸：A看護実践、B研究の基礎、C研究の実践、D倫理</p> <p>水平軸：2人間の自律性、5情報の組織化と活用、7研究的態度、9看護政策・管理</p>

看護学研究科カリキュラム軸

- 1. 人間の尊厳
 - ◆人間の尊厳(3) ◆人間の尊厳 ◆死に至ってもなお尊厳を持つ存在 ◆人間の価値 ◆人間の権利 ◆対象擁護 ◆人間の独自性 ◆対象の主体性の尊重 ◆生命倫理 ◆倫理的配慮
- 2. 人間の自律性
 - ◆人間の自律性 ◆自律性(3) ◆意志決定(2) ◆職業的自律性 ◆自己実現
- 3. 相互行為
 - ◆相互行為(3) ◆関係性の形成 ◆コミュニケーション
- 4. 専門職の役割と責務
 - ◆専門職(2) ◆専門職の役割 ◆専門職への価値付け ◆看護職 ◆看護職に対する価値付け ◆社会への献身 ◆専門職性 ◆専門職性と研究 ◆専門職の条件 ◆専門職と継続的学習の責務 ◆専門職と教育制度 ◆看護専門職の目標 ◆専門職の責務
- 5. 情報の組織化と活用
 - ◆人間環境に関する情報の組織化・活用 ◆情報処理 ◆情報の組織化・活用 ◆情報の収集・交換・解釈 ◆知覚する存在 ◆読解(2)
- 6. 自己教育力
 - ◆自己教育力(3) ◆自己学習(2) ◆自己実現に向けて継続的に学習する存在 ◆自己評価(2) ◆自律的学習
- 7. 研究的態度
 - ◆探究心(3) ◆研究的態度(2) ◆創造性(2) ◆研究成果産出の価値づけ ◆真理の探究 ◆具象から抽象への思考の転換 ◆抽象から具象への思考の転換
- 8. 問題解決過程
 - ◆問題解決過程
- 9. 看護政策・管理
 - ◆看護政策 ◆看護管理 ◆施設内・外における看護の役割・機能 ◆保健医療システム ◆医療経済 ◆保健・医療組織の管理 ◆保健・医療・福祉政策 ◆看護管理・政策に関する技術革新(2)

- A. 看護実践
 - ◆最高水準の健康への到達・保持・回復への支援 ◆看護問題 ◆看護実践の個別化 ◆看護の質向上 ◆看護に対する価値づけ ◆看護実践の分析 ◆看護実践の抽象化 ◆学問と実践 ◆看護学と実践 ◆生涯発達看護学 ◆地域健康看護学 ◆看護技術学 ◆看護学(3) ◆看護理論(3) ◆看護の目標 ◆目標達成理論 ◆看護実践の技術革新 ◆看護実践のエビデンス(2) ◆キング看護理論
- B. 研究の基礎
 - ◆研究の概念 ◆研究(3) ◆研究と学問 ◆研究と看護学 ◆研究と実践(3) ◆科学的方法 ◆看護学研究(4) ◆看護学研究的意義・目的(3) ◆看護学研究的歴史 ◆研究用語の理解 ◆論文の構成要素 ◆研究デザイン(2) ◆研究の種類(2) ◆研究方法論 ◆各研究方法論の特徴と成果 ◆質的研究 ◆量的研究 ◆研究の過程(2) ◆データ収集方法(2) ◆統計学的知識 ◆科学技術に対する価値づけ(4) ◆看護における研究の重要性 ◆研究論文の理解 ◆研究論文の理解・批評(批判)(3) ◆EBP(5) ◆EBPの展開(3) ◆研究成果の理解・活用・評価 ◆研究成果活用の意義 ◆研究成果活用の価値づけ ◆看護実践と研究成果の統合 ◆文献の検索方法 ◆文献の信頼性の評価
- C. 研究の実践
 - ◆看護学に資する研究成果の産出(4) ◆研究計画書作成(2) ◆研究課題の明確化(2) ◆研究課題に関わる文献検討(2) ◆データ収集・分析(6) ◆質的データの分析(2) ◆量的データの分析(2) ◆研究結果の解釈(2) ◆研究結果の報告 ◆研究過程の自己評価 ◆データの解釈 ◆科学技術に対する価値づけ(4) ◆看護における研究の重要性 ◆研究フィールドの開拓 ◆研究に必要な資源とその活用 ◆研究過程におけるコミュニケーション
- D. 倫理
 - ◆研究倫理 ◆看護学研究に必要な倫理 ◆調査対象者の人権擁護 ◆著作権 ◆教育倫理 ◆看護学教育に必要な倫理
- E. 看護教育
 - ◆看護教育 ◆看護学教育(2) ◆看護教育学(2) ◆看護教育学の体系化(2) ◆看護学教育組織運営 ◆看護教育制度 ◆看護教育学的研究の成果と蓄積 ◆看護基礎教育(2) ◆看護卒後教育(2) ◆看護継続教育(2) ◆教育的機能発揮への価値づけ(2) ◆看護職者の自律的学習支援 ◆看護学生 ◆キャリア・ディベロップメントの支援(3) ◆看護学実習 ◆看護学実習の特徴 ◆実習カンファレンス ◆看護学教育カリキュラム編成 ◆SD(3) ◆FD(3)
- F. 教育実践の基礎
 - ◆教育(2) ◆学習 ◆教材化 ◆教授方略 ◆教授=学習過程(2) ◆教授技術 ◆授業形態 ◆看護学教育授業展開論 ◆教育目的・目標 ◆看護基礎教育課程 ◆教育評価 ◆看護学教育評価論 ◆教育目標分類学
- G. 教育実践の展開
 - ◆看護現象の教材化 ◆教育内容の選定・組織化・提供 ◆看護学実習の展開 ◆授業設計 ◆授業の組織化 ◆授業の提供・展開 ◆授業評価 ◆学習ニード・教育ニードを反映したSD・FD教育プログラムの展開(2) ◆キャリア・ディベロップメント支援の価値づけ ◆SDプログラム ◆院内教育 ◆教育ニード・学習ニード(2) ◆成人学習者(2) ◆自己学習の支援

		A. 看護実践	B. 研究の基礎	C. 研究の実践	D. 倫理	E. 看護教育	F. 教育実践の基礎	G. 教育実践の展開
レベルII	1. 人間の尊厳	革新	活用	評価	教育過程の倫理	革新	制度と政策	評価
	2. 人間の自律性	知識・技術の産出		発表		知識・技術の産出	カリキュラムの編成	実習
	3. 相互行為			実施(データ収集・分析)	研究過程の倫理			実践
レベルI	4. 専門職の役割と責務	評価	批評					演習
	5. 情報の組織化と活用			計画	人権擁護	知識・技術の適用	教授=学習過程	講義
	6. 自己教育力	知識・技術の適用	方法の理解	基礎	理論	理解	理解	原則
	7. 研究的態度		概念の理解					
	8. 問題解決過程							
	9. 看護政策・管理							
基礎教育課程		人間と環境より高い水準の健康を目標とする受胎から死に至るまで発達する存在語学						

群馬県立県民健康科学大学教員定年規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定により、群馬県立県民健康科学大学（以下「大学」という。）の教授、准教授、常勤の講師及び助教（以下「教員」という。）の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第3条 教員の定年は、年齢65年とする。

(準用)

第4条 第2条及び第3条の規定は、大学の助手について準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

資料10

群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）教員及び学生等（以下「研究者」という。）が行う、ヒトを対象とする研究に対して、1947年ニュルンベルグ綱領を基礎として、ヘルシンキ宣言（2000年10月、英国エジンバラの第52回WMA総会で修正）及び看護研究における指針（2004年、日本看護協会）の趣旨を尊重して審査を行い、倫理配慮を図ることを目的とする。

2 この規程における「研究」とは、教育活動（講義、演習、実習及び実験）を含む。

3 この規程における「申請者」とは、この規定に基づく研究倫理審査を受ける研究者をいう。

(申請手続)

第2条 ヒトを対象とする研究を行おうとする研究者は、研究倫理審査申請書（様式第1号）を学長に提出し、研究計画について学長の許可を受けなければならない。

(審査組織)

第3条 学長は、前条に規定する研究倫理審査申請書を受理したときは、本学倫理委員会（以下「委員会」という。）に審査を諮問する。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、前条に規定する学長の諮問を受けたときは、次の各号に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人の人権擁護のための配慮。
- (2) 研究の対象となる個人からインフォームド・コンセントを得る方法。
- (3) 研究によって生じる個人の不利益及び危険性の予測。
- (4) ヒトを使わない研究方法の可能性。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、学長の諮問に応じ、研究に関する倫理上の重要事項について調査及び審議する。

(会議)

第5条 前条に規定する審査のための会議は、委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員会を構成する委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 申請者は、会議に出席し、申請内容を説明し意見を述べることができる。

4 委員会は、申請者及び申請者以外の者に、会議に出席することを求め、意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の申請に係る審査には関与することができない。

(判定)

第6条 委員会の判定は、出席した委員全員の合意によるものとする。

2 判定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(会議及び審査記録の公開)

第7条 審査経過及び審査結果は、記録して保存する。

2 会議及び審査記録は公開を原則とするが、委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

(審査結果の答申)

第8条 委員長は、審査の判定が出た後速やかに、審査結果を研究倫理審査結果意見書(様式第2号)により学長に答申するものとする。

2 前項の意見書は、審査の判定が第6条第2項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(研究計画の許可)

第9条 学長は、前条により答申を受けた委員会の意見を尊重し、研究計画の許可に係る決定を行うものとする。

2 許可に係る決定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

- (1) 許可
- (2) 条件付許可
- (3) 変更の勧告
- (4) 不許可
- (5) 非該当

3 学長は、許可に係る決定後、速やかに結果を研究倫理審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

4 前項の通知は、決定内容が第2項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(再審査)

第10条 申請者は、前条の決定に異議がある場合は、結果の通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、学長に再審査を申請することができる。

2 再審査は、再審査申請書(様式第4号)に、異議の根拠となる資料を添付して行われなければならない。

3 再審査の手続は、審査の規定を準用する。

(研究計画の変更)

第11条 申請者は、既に許可を受けた研究課題に係る研究計画について変更しようとする場合は、研究計画変更報告書(様式第5号)を遅滞なく学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ委員会に審査を諮問することができる。

(意見書発行申請)

第12条 申請者は、学術雑誌への投稿等のための倫理審査の証明が必要な場合は、意見書発行申請書(様式第6号)を学長に提出するものとする。

(意見書の発行)

第13条 学長は、前条の意見書発行の申請があった場合は、速やかに意見書(和文:様式第7号、英文:様式第8号)を申請者に発行するものとする。

(報告)

第14条 委員長は、委員会における審査、調査及び審議事項を学部合同会議に報告するものとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は事務局教務グループにおいて処理する。

(補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、審査の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

群馬県立県民健康科学大学動物実験規程

(趣旨)

第1条 群馬県立県民健康科学大学(以下「本学」という。)における実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の計画及び実施に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号、以下「飼養保管基準」という。)、 「動物の処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文科省告示第71号、以下「基本指針」という。)及び「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年日本学術会議、以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、動物実験等に関するいわゆる3R(Refinement, Replacement, Reduction)の理念に基づき、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点、実験等に携わる教職員、学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うために群馬県立県民健康科学大学動物実験規程(以下「規程」という。)を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 「動物実験等」とは、動物を教育、研究の実験のために供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行うために設けられた施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」とは、動物に実験的処置を加え、又は生理的機能等を解析するための施設をいう。
- (4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験のため、施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」とは、施設等及び実験動物の管理に関して所属学部における責任を有する者として学長から選任された学部長等をいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、実験動物の飼養及び動物実験について十分な知識及び経験を有する者で、管理者を補佐し、実験動物及び飼養保管施設の管理を担当する者をいう。
- (11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 「指針等」とは、基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、学内で行われる哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験等を別の機関に委託する場合は、委任先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、適正に実施するものとする。

(組織)

第4条 学長は、本学における動物の飼養及び保管並びに動物実験等の適正な実施を図るため動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(動物実験等の実施)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等を実施するにあたり、あらかじめ動物実験計画を立案し、所定の様式による「群馬県立県民健康科学大学動物実験計画承認申請書（以下「計画書」という。）」を提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 動物実験計画の立案に当たっては、研究の意義、動物実験等の必要性の他に科学上の利用目的を達することができる範囲内において、以下の点について配慮しなければならない。

- (1) 動物実験等の目的と必要性
- (2) 代替法の利用
- (3) 使用数削減のため、動物種、数、品質、飼養条件等を含む実験動物の選択
- (4) できる限り実験動物に苦痛を与えない実験方法の選択
- (5) 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）

- 3 動物実験責任者は、動物実験計画についての学長の承認を得た後でなければ、実験を実施してはならない。

(実験操作)

第6条 動物実験責任者は、動物実験を実施するにあたり、適切に維持管理された施設等を使用しなければならない。

(遵守事項)

第7条 動物実験実施者は、計画書に記載された事項及び指針等を参考に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- (2) 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）
- (3) 適切な術後管理
- (4) 安楽死の方法

(安全管理に注意を払うべき実験)

第8条 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び各機関の関連規程等に従う。

(安全な施設・設備の確保)

第9条 物理化学的な材料又は病原体等を扱う動物実験等を実施しようとする者は、安全のための適切な施設や設備を確保しなければならない。

(実験手段等の習得)

第10条 動物実験実施者は、実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めなければならない。

2 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行わなければならない。

(結果報告)

第11条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式「動物実験結果報告書」により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告するものとする。

(飼養保管施設の設置)

第12条 管理者は、実験動物の飼養保管施設を設置する場合、所定の様式による「飼養保管施設設置承認申請書」を学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に諮り、その助言により、承認又は非承認を決定する。

3 管理者は、飼養保管施設の設置について学長の承認を得た後でなければ、飼養及び保管を行ってはならない。

(飼養保管施設の要件)

第13条 飼養保管施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、機材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること
- (5) 実験動物管理者が置かれていること

(実験室の設置)

- 第14条 管理者は、実験室（実験動物に実験処理を加えることや、生理機能を解析する室）を設置する場合、所定の様式による「動物実験室設置承認申請書」を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 学長は、動物実験室設置承認申請書が提出されたときは、委員会に諮り、その助言により、承認又は非承認を決定する。
- 3 動物実験は、学長の承認を得た実験室以外で行ってはならない。

(実験室の要件)

- 第15条 実験室は、以下の要件を満たしていなければならない。
- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されている
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒等が容易である構造である
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られている

(施設等の維持管理)

- 第16条 管理者は、施設等の適切な維持管理に努めなければならない。

(施設等の廃止)

- 第17条 管理者は、飼養保管施設を廃止しようとするときは、必要に応じて、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めなければならない。
- 2 管理者は、飼養保管施設及び実験室を廃止したときは、「施設等廃止届」を学長に提出するものとする。

(標準操作手順の作成と周知)

- 第18条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知することとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

- 第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

- 第20条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。
- 2 実験動物管理者は、施設等への実験動物の導入にあたっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより動物実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損

ねることのないように努めなければならない。

- 3 実験動物管理者は、必要に応じて、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

- 第21条 実験動物管理者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

- 第22条 実験動物管理者は、実験動物の実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行うこととする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

- 第23条 実験動物管理者は、異種又は複数動物の飼育を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

- 第24条 管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

- 第25条 管理者は、飼養保管施設及び実験室を廃止し、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

- 第26条 実験動物の輸送を行う場合は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び完全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

(安全管理)

- 第27条 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準及びガイドラインを遵守し、動物実験に起因する危害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(危害防止)

第28条 管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物に咬傷等を受けないよう予防し、発生した場合には必要な措置を迅速に講じなければならない。
- 4 実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 毒蛇等の有毒動物の飼養又は保管をする場合の人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づく必要事項は、別途定める。

(緊急時の対応)

第29条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画を作成し、関係者に周知しなければならない。

- 2 緊急事態の発生時には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危険防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本規程
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本事項
 - (4) 安全確保に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験の実施に関する事項
- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、前項の教育訓練を受けたときは、その実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を作成し保存しなければならない。

(証明書)

第31条 動物実験実施者は、学術雑誌への投稿等のため動物実験審査承認の証明が必要な場合は、申請書を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請書が提出された場合は証明書（和文又は英文）を申請者に交付するものとする。

(自己点検・評価・検証)

第32条 学長は、本学における動物実験等の指針等への適合性に関し、定期的に自ら点

検及び評価を実施しなければならない。

(情報公開)

第33条 学長は、動物実験等に関する規程、自己点検・評価、検証の結果、実験動物の飼養及び保管状況等の情報を年1回程度公開することとする。

(準用)

第34条 第3条第1項に規定する以外の動物を使用した動物実験については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うように努めなければならない。

(適用除外)

第35条 産業動物の飼養保管や畜産における育種改良を目的とする教育もしくは試験研究、あるいは生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月27日から施行する。
- 2 群馬県立県民健康科学大学動物実験・研究倫理審査規程（平成17年9月28日）は廃止する。

群馬県立県民健康科学大学動物実験計画承認申請書

年 月 日

群馬県立県民健康科学大学
学長 杉 森 みど里 様

申請者（動物実験責任者） 所属
職名
氏名

印

群馬県立県民健康科学大学動物実験規程第5条の規程に基づき、下記のとおり申請します。

研究課題						
研究目的						
動物実験実施者	所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名
実験実施期間	年 月 日～			年 月 日		
施設等	飼養保管施設		実 験 室			
使用する実験動物	動物種	系統	数	性別	齢	備 考
実験動物に対する具体的な実験処置の方法						
動物実験の種類	1 試験・研究 2 教育・訓練 3 その他（ ）					
動物実験を必要とする理由	1 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 2 検討したが、代替手段の精度が不十分だった。 3 その他（ ）					

想定される実験動物の苦痛のカテゴリー	<p>B 脊椎動物を用い、動物に対してほとんど、あるいは全く不快感を与えないと思われる実験操作</p> <p>C 脊椎動物を用い、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間持続する痛み）を伴う実験</p> <p>D 脊椎動物を用い、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験</p> <p>E 麻酔していない意識のある動物を用い、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置</p>
動物実験の苦痛軽減方法	<p>1 軽微な苦痛の範囲内なので特に措置を講じない</p> <p>2 短時間の保定・拘束なので特に問題ないと考え</p> <p>3 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する（薬剤名： _____）</p> <p>4 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在しない （理由： _____）</p> <p>5 長時間の保定・拘束が避けられない （理由： _____）</p> <p>6 人道的エンドポイントを適用する （エンドポイントの判定： _____）</p> <p>7 その他（ _____）</p>
実験動物の処分方法	<p>1 過剰量の麻酔薬の投与</p> <p>2 炭酸ガスの吸入</p> <p>3 頸椎脱臼</p> <p>4 その他（ _____）</p>
実験動物の死体の処分方法	
物理学的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用	

動物実験委員会記入欄	<p>審査終了年月日 修正意見等</p>
承認欄	<p>本動物実験計画を承認します。 平成 年 月 日 群馬県立県民健康科学大学 学長 杉森みど里</p>

群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）に、動物愛護法、飼養保管基準及び文部科学省が策定した「動物実験等の実施に関する基本指針」等を踏まえ、科学的観点、動物愛護の視点、環境保全の観点、実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学内で行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。
- (2) 学外の別の機関に委託して行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。

(組織)

第3条委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
- (2) 実験動物等に関して優れた見識を有する者
- (3) その他の学識経験を有する者

2 委員は前項各号に掲げる者それぞれ1人以上を委員とし、定数を4人とする。

(任期)

第4条前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席、意見を求めることができる。

(学長への答申)

第8条委員長は、学長の諮問を受けた事項については、審議終了後速やかにその結果を学長に答申しなければならない。

(庶務)

第9条委員会の庶務は、教務グループにおいて処理する。

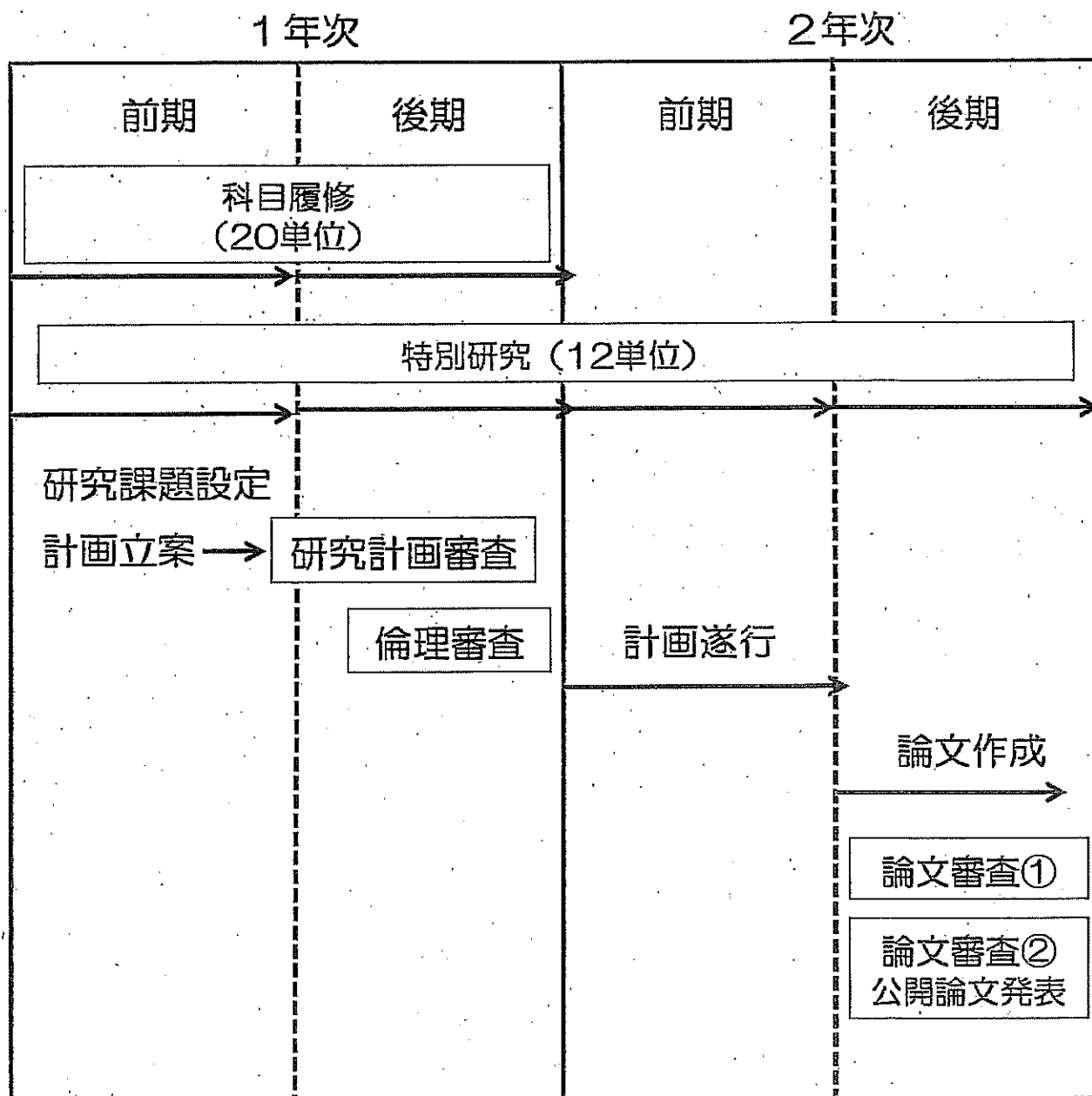
(その他)

第10条この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

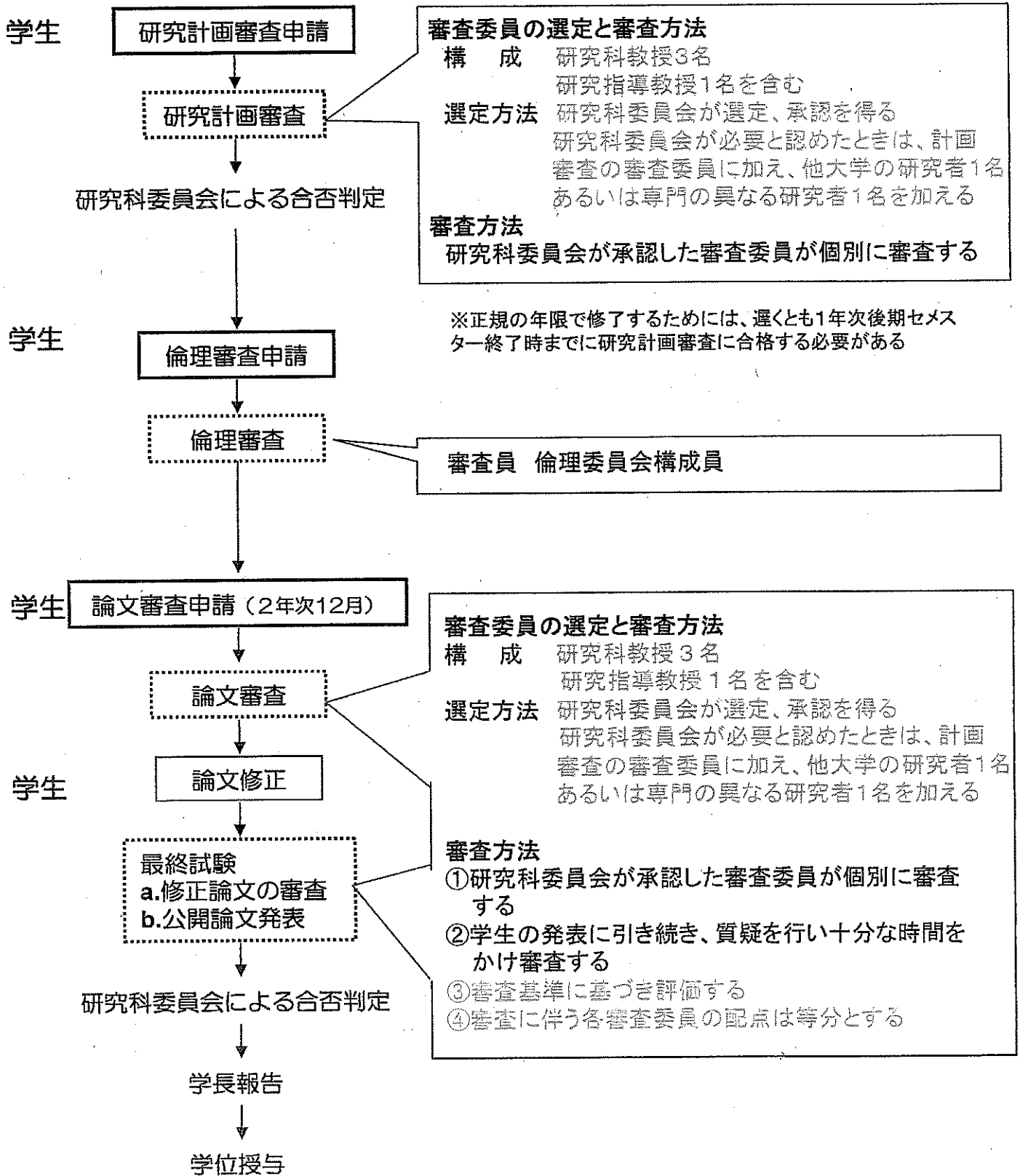
附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

履修・修士論文作成計画（例）



修士論文審査の流れ



群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科修士論文審査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は群馬県立県民健康科学大学大学院学則第33条第2項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科(以下「本研究科」という。)における修士の学位論文審査に関し必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 修士論文研究計画審査願及び修士論文審査願が受理された場合、研究科委員会は修士論文研究計画書の審査、修士論文の審査及び最終試験を行うため、審査委員3名からなる審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の構成員は、研究科委員会が承認した3名の研究科教授を充てるものとし、研究指導教授1名を含むこととする。
- 3 研究科委員会が必要と認めたときは、前項の審査委員に加え、他大学の研究者1名、あるいは専門の異なる研究者1名を加えることができる。

(審査方法)

第3条 審査は、前条で研究科委員会が承認した審査委員が個別に研究計画書及び申請された論文審査を行うものとする。

- 2 審査基準は別に定める。
- 3 審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。

(最終試験)

第4条 審査委員会は、提出された修士論文の内容及び専門領域に関する学力について最終試験を行う。

- 2 最終試験は、口述又は筆記により行う。また、公開論文発表会を開催するものとする。

(審査委員会の報告)

第5条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(修士論文審査判定会議)

第6条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士論文の審査と最終試験の可否について議決する。

- 2 前項の議決をするためには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第7条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果をすみやかに、文書で学長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 学位論文の提出時期及び審査時期その他審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附則

- 1 この規定は、平成21年4月1日から施行する。

資料16(新規)

群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科修士論文審査に関する内規

(趣旨)

第1条 この規程は群馬県立県民健康科学大学大学院学則第33条第2項及び群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科修士論文審査に関する規程に基づき、群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）における修士の学位論文審査に関し必要な事項を定める。

(修士論文研究計画書の提出)

第2条 修士論文研究計画書の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を看護学研究科長（以下、「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- 一 修士論文研究計画審査願（別紙様式1） 1部
 - 二 修士論文研究計画書 3部
- 2 修士論文研究計画書等の提出期限は、修士論文研究実施年度あるいは前年度の1月最終金曜日とする。

(修士論文の提出)

第3条 修士論文の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次に掲げる書類書を研究科長に提出しなければならない。

- 一 修士論文審査願（別紙様式2） 1部
 - 二 修士論文 3部
 - 三 修士論文要旨（別紙様式3） 3部
- 2 修士論文の体裁は、別紙様式4のとおりとする。
- 3 修士論文等の提出期限は、12月22日（当該日が土曜日、日曜日又は冬期休業の場合は、その直前の授業日）とする。

(審査基準)

第4条 研究科委員会が承認した審査委員は、個別に修士論文研究計画書及び申請された修士論文について審査基準に基づき評価するものとする。

- 2 審査基準は別表1のとおりとする。

(最終試験)

第5条 最終試験を受けようとする者は、修正論文、公開論文発表会における発表及び質疑応答（口頭）による試験を受けなければならない。

第6条 学位論文審査に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附則

- 1 この規定は、平成21年4月1日から施行する。

別表1 (修士論文の審査基準)

1. 論文の意義

- 1) 実践看護学領域、又は、看護教育学領域の研究として意義があるか
- 2) 独自性があるか
- 3) 新たな知見を提示しているか

2. 倫理的配慮

- 1) 研究対象の人権を擁護できているか
- 2) 他者の著作権を守る配慮ができているか

3. 論文の内容

- 1) 研究題目が研究内容を適切に表しているか
- 2) 要旨には研究の概要を適切に記述しているか
- 3) 国内外の文献を検討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか
- 4) 研究目的は明確か
- 5) 研究目的に適った研究デザイン・研究方法を用いているか
- 6) 研究方法が詳述されているか
- 7) 既存の方法論を正確に適用できているか
- 8) 研究目的と考察に一貫性があるか
- 9) 文献との照合に基づく考察がなされているか
- 10) 研究結果とその解釈を区別して論述できているか
- 11) 結果と考察から妥当な結論が導き出されているか

4. その他

- 1) 引用文献の表記が適切か
- 2) 図・表を正確に作成しているか
- 3) 日本語として適切な文章表現となっているか

資料17

履修モデル1 看護学研究科看護学専攻 実践看護学領域

看護学部を卒業し、直後に研究科に進学

一般入学試験合格者 研究者志望

研究テーマ：患者の体位による生理学的影響に関する基礎研究

[共通科目]	[専門科目]
<ul style="list-style-type: none"> 看護学研究方法論 I 2単位 (研究過程と方法の理解) 看護学研究方法論 II 2単位 (研究批評と成果の活用) 研究と倫理 2単位 看護政策管理論 2単位 <p>(合計 8 単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実践看護学構築論 I 2単位 (看護理論と看護実践) 実践看護学構築論 II 2単位 (看護学の革新と看護研究) 看護学演習 8単位 (実践看護学展開論) 特別研究 12単位 (実践看護学) (看護技術学担当教員の指導) <p>(合計 24 単位)</p>

[自由科目]
<ul style="list-style-type: none"> 放射線医療統計解析学 2単位 放射線画像解剖学特論 2単位



2年間で32単位修得+自由科目4単位
修士論文審査合格
修士(看護学)取得



修了後の進路

- ・ 病院の看護師として就職、臨床において研究成果を活用した実践を行う
- ・ 院内臨床看護研究においてスタッフを支援する
- ・ 看護研究を継続するため博士課程に進学する

履修モデル2 看護学研究科看護学専攻 実践看護学領域

看護学部卒業、自治体の保健師として5年間勤務

一般入学試験合格者 研究者志望 退職し入学

研究テーマ：中高年世代へのIT活用による介護予防教育の効果

[共通科目]	[専門科目]
<ul style="list-style-type: none"> 看護学研究方法論 I 2単位 (研究過程と方法の理解) 看護学研究方法論 II 2単位 (研究批評と成果の活用) 研究と倫理 2単位 看護政策管理論 2単位 <p>(合計 8 単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実践看護学構築論 I 2単位 (看護理論と看護実践) 実践看護学構築論 II 2単位 (看護学の革新と看護研究) 看護学演習 8単位 (実践看護学展開論) 特別研究 12単位 (実践看護学) (地域健康看護学担当教員の指導) <p>(合計 24 単位)</p>



2年間で32単位修得
修士論文審査合格
修士(看護学)取得



修了後の進路

- 看護系大学の助手として勤務する
- 大学の教育活動に研究成果を活用する
- 地域健康看護学に関する研究を継続する
- 地域健康看護学の研究を継続するため博士課程に進学

資料19

履修モデル3 看護学研究科看護学専攻 看護教育学領域

看護専門学校卒業、総合病院に5年間勤務後に看護教員養成課程

1年コース修了し、看護専門学校教員を4年間経験

社会人特別試験合格者 教育者志望 在職のまま入学

研究テーマ：看護学実習における効果的な学生支援に関する研究

[共通科目]	[専門科目]
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職教育展開論 I 2単位 (カリキュラム編成の基礎) ・ 専門職教育展開論 II 2単位 (カリキュラム編成の実際) ・ 看護学研究方法論 I 2単位 (研究過程と方法の理解) ・ 教育と倫理 2単位 <p>(合計 8 単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護教育学 I 2単位 (看護教育学の基礎知識) ・ 看護教育学 II 2単位 (看護教育学研究) ・ 看護学演習 8単位 (看護教育学) ・ 特別研究 12単位 (看護教育学) <p>(合計 24 単位)</p>

2年間で 32 単位修得
 修士論文審査合格
 修士 (看護学) 取得

修了後の進路

- ・ 学校の教育活動に研究成果を活用
- ・ 学校における FD 活動の役割を担う
- ・ 看護教育学研究を継続するため博士課程に進学する

履修モデル4

(長期履修:3年)

看護学研究科看護学専攻 実践看護学領域

看護学部卒業、病院の慢性期病棟に7年間勤務、主任

社会人特別選抜試験合格 研究者志望

研究テーマ:骨転移のある癌患者の疼痛コントロールの研究

1年次履修科目

[共通]・看護学研究方法論Ⅰ (研究過程と方法の理解)	2単位
[共通]・看護学研究方法論Ⅱ (研究批評と成果の活用)	2単位
[共通]・看護政策管理論	2単位
[共通]・研究と倫理	2単位
[自由]・医療画像診断学演習	2単位
(計 10 単位)	

2年次履修科目

[専門]・実践看護学構築論Ⅰ (看護理論と看護実践)	2単位
[専門]・実践看護学構築論Ⅱ (看護学の革新と看護研究)	2単位
[専門]・看護学演習 (実践看護学展開論)	8単位
(計 12 単位)	
[専門]・特別研究 (生涯発達看護学担当教員の指導)	12単位

3年次履修科目

[専門]・特別研究 (生涯発達看護学担当教員の指導)	12単位
(計 12 単位)	

長期履修 (3年)

32単位修得+自由2単位

修士論文審査合格 修士(看護学)取得

修了後の進路

- ・ 病院勤務を続け、実践に研究成果を活用
- ・ 病院において看護研究と実践の改善に取り組む
- ・ 病棟スタッフの実践への教育的支援
- ・ 癌看護の研究を継続するため博士課程に進学

履修モデル5 看護学研究科看護学専攻 看護教育学領域
 (長期履修:4年) 看護専門学校卒業、総合病院に20年間勤務、看護部教育担当
 社会人特別選抜試験合格者 臨床教育者志望
 研究テーマ:新人看護師への教育的支援に関する研究

1年次履修科目

[共通]・専門職教育展開論Ⅰ (カリキュラム編成の基礎)	2単位
[共通]・看護学研究方法論 (研究過程と方法の理解)	2単位
[共通]・教育と倫理	2単位
[専門]・看護教育学Ⅰ (看護教育学の基礎知識)	2単位
(計8単位取得)	

2年次履修科目

[共通]・専門職教育展開論Ⅱ (カリキュラム編成の実際)	2単位
[専門]・看護教育学Ⅱ (看護教育学研究)	2単位
[専門]・看護学演習 (看護教育学)	8単位
(計12単位取得)	

3・4年次履修科目

[専門]・特別研究 (看護教育学)	12単位
(計12単位取得)	



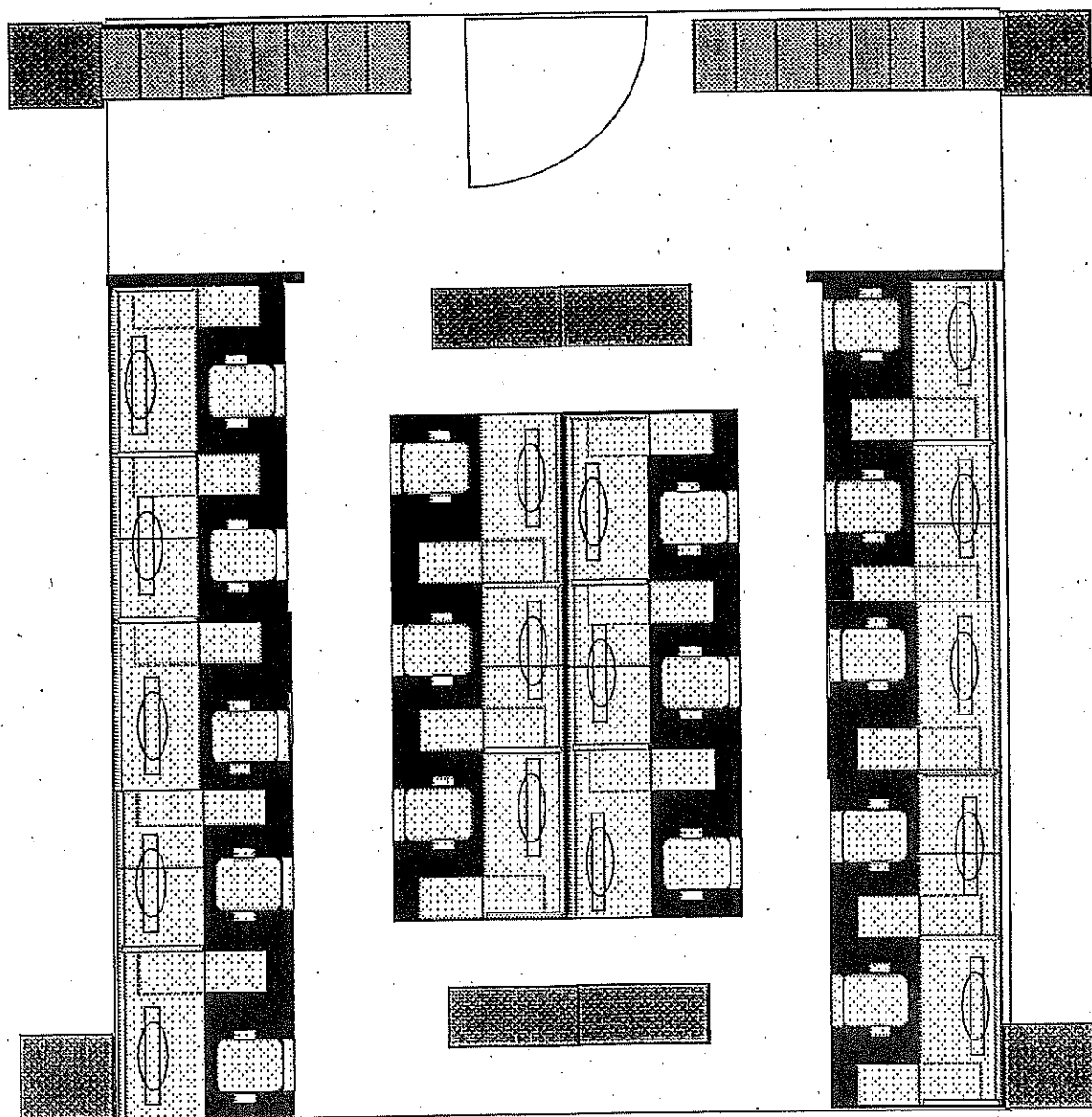
長期履修制度により4年間で32単位修得
 修士論文審査合格
 修士(看護学)取得



修了後の進路

- ・看護部の教育担当師長として勤務
- ・院内教育プログラム立案に研究成果を活用する
- ・スタッフ・ディベロプメントに関する研究を継続する
- ・看護教育学研究を継続するため博士課程に進学する

院生室の配置



資料23

看護学研究科 授業科目年次配置表

(看護学研究科看護学専攻)

年次	前期セメスター	単位	夏期集中授業	単位	後期セメスター	単位	春期集中授業	単位	単位					
共通科目	看護学研究方法論Ⅰ (研究過程と研究方法の理解)	2	研究と倫理	2	看護学研究方法論Ⅱ (研究批評と研究成果の活用)	2	教育と倫理	2	2					
	専門職教育展開論Ⅰ (カリキュラム編成の基礎)	2			専門職教育展開論Ⅱ (カリキュラム編成の実践)	2								
	看護政策管理論	2			○診療放射線学特論	2				○医療画像診断学演習	2	2		
	○放射線医療統計解析学	2			○保健医療安全学特論	2				○保健医療特論	2			
	○放射線画像解剖学特論	2			○医療画像診断学特論	2				○放射線学シミュレータ特論	2			
	計	6 + 自4			計	2 + 自6				計	4 + 自4	計	2 + 自2	14 + 自16
専門科目	実践看護学構築論Ⅰ (看護理論と看護実践)	2	計	0	実践看護学構築論Ⅱ (看護学の革新と看護研究)	2	計	10	0	12				
	看護学演習 (実践看護学展開論)	通8			看護学演習 (実践看護学展開論)	通8					8			
	計	2			計	0					計	10	0	12
	看護教育学Ⅰ (看護教育学の基礎知識)	2			看護教育学Ⅱ (看護教育学研究)	2					4			
	看護学演習(看護教育学)	通8			看護学演習(看護教育学)	通8					8			
	計	2			計	0					計	10	0	12
合計		8 + 自4	合計		2 + 自6	合計		6 + 自4	2 + 自2	26 + 自16				
特別研究	特別研究	通12			特別研究	通12			0	12				
合計				38単位(共通・必修) + 16単位(自由)										

○は、診療放射線学研究科が開講する自由科目です。

また、時間割は昼間と夜間に同一科目を開講していますので、履修計画を立てる上で注意してください。

看護学研究科 平成21年度 授業時間割表

1年次前期 Semester							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30	19:40～ 21:10
月						○放射線画像解剖学特論 (演習室E)	看護学研究方法論Ⅰ (演習室A)
火		○放射線医療統計解析学 (演習室E)		看護学研究方法論Ⅰ (演習室A)	実践看護学構築論Ⅰ (演習室1～8)	専門職教育展開論Ⅰ (演習室B)	
水							看護教育学Ⅰ (演習室B)
木	専門職教育展開論Ⅰ (演習室B)			看護教育学Ⅰ (演習室B)			
金				看護政策管理論 (演習室A)		実践看護学構築論Ⅰ (演習室1～8)	看護政策管理論 (演習室A)
集中授業	夏期集中講義 (8月1日～8月31日) 日程、時間等は別途揭示します。 研究と倫理 (演習室27) ○医療画像診断学特論 (演習室E) ○保健医療安全学特論 (27演習室) ○診療放射線学特論 (27演習室)						
1年次後期 Semester							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50	18:00～ 19:30	19:40～ 21:10
月				看護学研究方法論Ⅱ (演習室A)		看護学研究方法論Ⅱ (演習室A)	実践看護学構築論Ⅱ (演習室1～8)
火		○保健医療特論 (演習室C)			実践看護学構築論Ⅱ (演習室1～8)		
水							
木					看護教育学Ⅱ (演習室B)		看護教育学Ⅱ (演習室B)
金		○放射線学シミュレータ特論 (演習室E)		専門職教育展開論Ⅱ (演習室B)		専門職教育展開論Ⅱ (演習室B)	
集中授業	春期集中講義 (2月1日～3月15日) 日程、時間は別途揭示します。 教育と倫理 (演習室27) ○医療画像診断学演習 (演習室E)						

斜字は看護学研究科の共通科目です。

○は診療放射線学研究科開講の自由科目です。

1年次(通年)の看護学演習は、研究指導教員と協議の上、時間と場所を別途定めます。(演習室1～8, A, B)

1. 2年次(通年)の特別研究は、研究指導教員と協議の上、時間と場所を別途定めます。(演習室1～8, A, B)

履修希望者の状況により、時間の変更となる場合もあります。

各科目は、社会人学生が履修しやすいように、昼間と夜間に同一科目を開講しています。

平成21年度 授業時間割表

群馬県立県民健康科学大学 看護学部

前期セメスター		I 限 9:00~10:30		II 限 10:40~12:10		III 限 13:00~14:30		IV 限 14:40~16:10		V 限 16:20~17:50			
学年	学期	授業科目名	単位数	担当教員	授業科目名	単位数	担当教員	授業科目名	単位数	担当教員	授業科目名	単位数	担当教員
前期	1年次	情報科学 I クラスN1(1/2) 英語 I クラスN2(1/2)	(2)	堀(情報科学、4講義室) 渡邊(LL、5講義室)	情報科学 I クラスN2(1/2) 英語 I クラスN1(1/2)	(2)	堀(情報科学、4講義室) 猪生川(LL、5講義室)	フランス語Ⅰ*2コマ 異文化の理解 (2)	(2)	田口[多目的ホール] 結城[22講義室]	スポーツ科学 I *7回 (1)	近藤[体育館・22講義室]	情報科学 I *7回 (1) 林陸郎[4講義室] スポーツ科学 II (1) 近藤[体育館・22講義室] 環境科学 (2) 脇[21講義室]
	2年次	人間の発達と健康 I (母胎期)	(1)	行田・田村 [22講義室]	人間の発達と健康 I (乳幼児期・学童期)	(1)	横山・益子 [22講義室]	フランス語Ⅰ*2コマ 異文化の理解 (2)	(2)	田口[多目的ホール] 結城[22講義室]	スポーツ科学 II (1) 近藤[体育館・22講義室]	スポーツ科学 I *7回 (1) 林陸郎[4講義室] スポーツ科学 II (1) 近藤[体育館・22講義室] 環境科学 (2) 脇[21講義室]	
	3年次	保健医療連携 I (2)	(2)	三浦、小倉 [21講義室]	看護関係法規論 (1)	(1)	鶴田 [21講義室]	看護倫理学*7回 (1)	(1)	村上、看護技術学教員 [21講義室]	保健医療連携 II (2)	(2)	原、地域健康看護学教員 [21講義室・情報科学]
	4年次	看護学実習(各実習施設) 7月集中保健医療チーム連携 II (実習)	(2)	平野 他	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	地域健康看護学各論 V (実習)	(4)	斎藤基
中期	1年次	環境と健康 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラスN1 環境と健康 I (代謝と栄養) クラスN2 英語 II クラスC3 *2コマ	(2)	神宮司[6講義室 基礎実験室] 林宏昭[4講義室]	環境と健康 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラスN1 環境と健康 II (代謝と栄養) クラスN2 英語 II クラスC3 *2コマ	(2)	神宮司[6講義室 基礎実験室] 林宏昭[4講義室]	生活と研究 (1)	(1)	村上、看護学部教授、看護科目・機能看護学准教授 [21講義室]	情報科学 I (2) 堀(情報科学、4講義室) 英語 I (2) 猪生川[LL、5講義室] スポーツ科学 I (2) 近藤[体育館・22講義室]	情報科学 I (2) 堀(情報科学、4講義室) 英語 I (2) 猪生川[LL、5講義室] スポーツ科学 I (2) 近藤[体育館・22講義室] 社会制度と福祉 (2) [21講義室]	
	2年次	人間と放射線 (2)	(2)	五十嵐[中講義室]	人間と放射線 (2)	(2)	五十嵐[中講義室]	機能看護学各論 I (看護管理)*7回 (看護教育)*7回	(1)	杉森[22講義室]	機能看護学各論 II (看護管理)*7回 (看護教育)*7回	(1)	杉森[22講義室]
	3年次	人間と放射線 (2)	(2)	五十嵐[中講義室]	機能看護学各論 II (看護管理)*7回 (看護教育)*7回	(1)	杉森[22講義室]	看護学研究概論 (1)	(1)	定廣[22講義室]	機能看護学各論 III (1)	(1)	巴山他[22講義室]
	4年次	看護学実習(各実習施設) 7月集中保健医療チーム連携 II (実習)	(2)	平野 他	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	地域健康看護学各論 V (実習)	(4)	斎藤基
後期	1年次	環境と健康 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラスN2 環境と健康 II (代謝と栄養) クラスN1 看護技術学各論 I (アセスメント技術)	(2)	神宮司[6講義室 基礎実験室] 林宏昭[4講義室]	環境と健康 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラスN1 環境と健康 II (代謝と栄養) クラスN2 看護技術学各論 I (アセスメント技術)	(2)	神宮司[6講義室 基礎実験室] 林宏昭[4講義室]	群馬県民の文化と生活 (2)	(2)	佐々木かほる 松嶋・高橋・矢野 原・守谷 [21講義室]	看護技術学各論 II (アセスメント技術)	(2)	村上、看護技術学教員 [21講義室]
	2年次	生涯発達看護学各論 III (思春期・青年期)	(2)	田村、生涯発達看護学(思春期・青年期)教員 横山・中西 [22講義室]	生涯発達看護学各論 III (思春期・青年期)	(2)	田村、生涯発達看護学(思春期・青年期)教員 横山・中西 [22講義室]	看護学実習(各実習施設)	(2)	※7月集中保健医療チーム連携 II (実習) (2) (平野他)	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	松田
	3年次	保健医療連携 I (1)	(1)	平野、鶴田、大澤、河原田、櫻科、柏倉 [21講義室、各演習室]	看護学実習(各実習施設)	(2)	※7月集中保健医療チーム連携 II (実習) (2) (平野他)	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	松田	地域健康看護学各論 V (実習)	(4)	斎藤基
	4年次	看護学実習(各実習施設) 7月集中保健医療チーム連携 II (実習)	(2)	平野 他	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	地域健康看護学各論 V (実習)	(4)	斎藤基
前期	1年次	芸術 I (音楽芸術) (2) 石原[多目的] 倫理と道徳 (2) 森川[21講義室] 生活と科学 IV (生物学) (2) 柏宮司[6講義室] 個人と集団 (2) 内藤[22講義室]	(2)	石原[多目的] 森川[21講義室] 柏宮司[6講義室] 内藤[22講義室]	芸術 I (音楽芸術) (2) 石原[多目的] 社会と経済 (2) 野野 [22講義室] 生活と科学 IV (生物学) (2) 柏宮司[6講義室] 個人と集団 (2) 内藤[22講義室]	(2)	石原[多目的] 野野 [22講義室] 柏宮司[6講義室] 内藤[22講義室]	環境と健康 I (2)	(2)	崎・林陸郎・佐々木・巴山 [21講義室]	環境と健康 I (2)	(2)	崎・林陸郎・佐々木・巴山 [21講義室]
	2年次	芸術 I (音楽芸術) (2) 石原[多目的] 倫理と道徳 (2) 森川[21講義室] 生活と科学 IV (生物学) (2) 柏宮司[6講義室] 個人と集団 (2) 内藤[22講義室]	(2)	石原[多目的] 森川[21講義室] 柏宮司[6講義室] 内藤[22講義室]	芸術 I (音楽芸術) (2) 石原[多目的] 社会と経済 (2) 野野 [22講義室] 生活と科学 IV (生物学) (2) 柏宮司[6講義室] 個人と集団 (2) 内藤[22講義室]	(2)	石原[多目的] 野野 [22講義室] 柏宮司[6講義室] 内藤[22講義室]	人間の発達と健康 I (1)	(1)	近藤(浩)・林陸郎 [多目的ホール]	人間の発達と健康 I (1)	(1)	小川・清水・田村・林陸郎 [21講義室]
	3年次	地域健康看護学 (2) 原、地域健康看護学教員 [22講義室]	(2)	原、地域健康看護学教員 [22講義室]	地域健康看護学 (2) 大澤、飯田、横山 [22講義室]	(2)	大澤、飯田、横山 [22講義室]	地域健康看護学 (2)	(2)	長谷川、大澤、益子、横山 [22講義室]	地域健康看護学 (2)	(2)	原、大澤 [22講義室]
	4年次	看護学実習(各実習施設) 7月集中保健医療チーム連携 II (実習)	(2)	平野 他	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	地域健康看護学各論 V (実習)	(4)	斎藤基
後期	1年次	人間の発達と健康 I (1/2) 通年	(1)	横山、生涯発達看護学教授 [21講義室]	看護学概論 (2)	(2)	杉森 [21講義室]	看護学概論 (2)	(2)	杉森 [21講義室]	看護学概論 (2)	(2)	杉森 [21講義室]
	2年次	看護技術学各論 II (生活行動支援技術、生活機能維持促進技術) (参加観察実習を含む)	(2)	定廣、看護技術学教員 [22講義室]	看護技術学各論 II (生活行動支援技術、生活機能維持促進技術) (参加観察実習を含む)	(2)	定廣、看護技術学教員 [22講義室]	看護技術学各論 III (治療過程支援技術、症状緩和技術) (参加観察実習を含む)	(2)	山下、看護技術学教員 [22講義室]	看護技術学各論 III (治療過程支援技術、症状緩和技術) (参加観察実習を含む)	(2)	山下、看護技術学教員 [22講義室]
	3年次	生涯発達看護学各論 IV (成人期)	(2)	松田、生涯発達看護学(成人期)教員 [22講義室]	生涯発達看護学各論 IV (成人期)	(2)	松田、生涯発達看護学(成人期)教員 [22講義室]	生涯発達看護学各論 IV (老年期)	(2)	小川、生涯発達看護学教員 [22講義室]	生涯発達看護学各論 IV (老年期)	(2)	小川、生涯発達看護学教員 [22講義室]
	4年次	看護学実習(各実習施設) 7月集中保健医療チーム連携 II (実習)	(2)	平野 他	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	生涯発達看護学各論 VI (実習)	(10)	横山	地域健康看護学各論 V (実習)	(4)	斎藤基

○同一学年に、同時期に開講する選択科目を複数履修することはできません。
 ●情報科学 I は、学籍番号によって、クラスN1が看護学部前半、クラスN2が後半、クラスR1は診療放射線学部が対象となります。
 ●英語 I は、学籍番号によって、クラスN1が看護学部前半、クラスN2が後半、クラスR1は診療放射線学部が対象となります。前年に英語 I クラスN1、クラスN2、クラスR1を履修した場合は、後期開講のクラスC1は履修できません。
 ●英語 II クラスC1 (1年後期)、英語 II クラスC2 (1年後期) 及び英語 II クラスC3 (2年前期) は同時に履修することはできません。
 ●「環境と健康」各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) は、学籍番号によって、クラスN1が看護学部前半、クラスN2が後半、クラスR1は診療放射線学部が対象となります。
 ●「環境と健康」各論 II (代謝と栄養) は、学籍番号によって、クラスN1が看護学部前半、クラスN2が後半、クラスR1は診療放射線学部が対象となります。
 *本時間割のH21年度以降は確定したものではありません。今後変更となる可能性がありますので、履修計画を立てる際には特に注意してください。

●は必修科目	○は選択科目
■は別時間割にて詳細を規定	□は履修は各科目
■は別時間割にて詳細を規定	

平成21年度 授業時間割表

群馬県立県民健康科学大学 看護学部

学期	I 限			II 限			III 限			IV 限			V 限			
	授業科目名	単位	担当教員	授業科目名	単位	担当教員	授業科目名	単位	担当教員	授業科目名	単位	担当教員	授業科目名	単位	担当教員	
後期	1年次	①「環境と健康」各論Ⅳ(病原体と免疫)合同講義 (1)	藤 [21講義室]	①情報科学Ⅱ クラスC1(1/2) (2)	堀 [情報科学、4講義室]	①自然現象と科学(自然現象の基礎:物理学) ②歴史学の変遷 (2)	三上 [4講義室] 小林 [21講義室]	①人間の発達と健康(概論) (2/2)通年	林陸郎 [21講義室]	①生命倫理学* (1)	藤川 [21講義室]	前半7回				
	2年次	①生涯発達看護学各論Ⅰ(母胎期) (2)	行田、生涯発達看護学(母胎期)教員、田村 [22講義室]			①生涯発達看護学各論Ⅱ(乳幼児期・学童期) (2)	横山、生涯発達看護学(乳幼児期・学童期)教員、益子 [22講義室]									
	3年次	■看護学実習(各実習施設) ①生涯発達看護学各論Ⅵ(実習) (10) ②地域健康看護学各論Ⅴ(実習) (4)	横山 齋藤基													
	4年次	○保健医療システム(2) 藤田、下瀬川、他 間務論 [多目的ホール]		■看護学実習(各実習施設) ①看護学研究Ⅰ(問題解決過程) (10月初旬:集中) (1) ②看護学研究Ⅱ(EBP) (10月から2月初旬) (4) ③看護専門職の役割と機能Ⅱ-2(役割移行実習) (3月初旬) (2) *自由科目												
前期	1年次	①英語Ⅱ (2) アレキサンダー クラスC2(1/2) [5講義室・LL]	堀 [情報科学、4講義室]	①英語Ⅱ (2) 渡邊 クラスC1(1/2) [5講義室・LL]		①生活と科学Ⅱ (2) 持谷 [21講義室] (文学) ②生活と科学Ⅴ (2) 林宏昭 [22講義室] (化学)		①スポーツ科学 (1) 松本 [体育館、多目的ホール] ②生活と科学Ⅰ (2) 藤川 [21講義室] (人文・社会科学と生活:哲学) ③英語Ⅰ (2) 輪生川 [LL、5講義室] クラスC1(1/2) 教室]		①情報科学Ⅱ クラスC1(2/2) (2)	堀 [情報科学、4講義室]					
	2年次	①看護技術学各論Ⅳ(心理的支援技術・教育的支援技術) (2)	近藤(浩)、定廣、中西他 [22講義室]			①生活と科学Ⅱ (2) 持谷 [21講義室] (文学) ②生活と科学Ⅴ (2) 林宏昭 [22講義室] (化学)		①スポーツ科学 (1) 松本 [体育館、多目的ホール] ②生活と科学Ⅰ (2) 藤川 [21講義室] (人文・社会科学と生活:哲学)								
	3年次	■看護学実習(各実習施設) ①生涯発達看護学各論Ⅵ(実習) (10) ②地域健康看護学各論Ⅴ(実習) (4)	横山 齋藤基													
	4年次	■看護学実習(各実習施設) ①看護学研究Ⅰ(問題解決過程) (10月初旬:集中) (1) ②看護学研究Ⅱ(EBP) (10月から2月初旬) (4) ③看護専門職の役割と機能Ⅱ-2(役割移行実習) (3月初旬) (2) *自由科目														
中期	1年次	①中国語 (2) 林秀行 [22講義室]		①ボルトガル語 (2) 東海林 [6講義室]	堀 [情報科学]	①芸術Ⅱ(造形) (2) 野村 [中講]		①環境と健康(各論Ⅲ(薬理作用)) (1)	佐川 [21講義室]							
	2年次	①中国語 (2) 林秀行 [22講義室]		①ボルトガル語 (2) 東海林 [6講義室]	堀 [情報科学]	①芸術Ⅱ(造形) (2) 野村 [中講]		①芸術Ⅲ(舞台芸術)*2コマ×7回 (隔週開講)	中村 [多目的ホール]							
	3年次	■看護学実習(各実習施設) ①生涯発達看護学各論Ⅵ(実習) (10) ②地域健康看護学各論Ⅴ(実習) (4)	横山 齋藤基													
	4年次	■看護学実習(各実習施設) ①看護学研究Ⅰ(問題解決過程) (10月初旬:集中) (1) ②看護学研究Ⅱ(EBP) (10月から2月初旬) (4) ③看護専門職の役割と機能Ⅱ-2(役割移行実習) (3月初旬) (2) *自由科目														
前期	1年次	①情報科学Ⅱ クラスC2(2/2) (2)	堀 [情報科学、4講義室]	①英語Ⅰ クラスC1(2/2) (2) 渡邊 [5講義室]		①心の機能と構造 (2) 藤田 [21講義室]		①群馬県民の生活と健康 (2) 原 [21講義室、情報科学]		①環境と健康(各論Ⅳ(病原体と免疫)実験) *5コマ×3クラス(クラスC1、C2、C3) (1)	藤 [基礎実験室]					
	2年次	①地域健康看護学 (2) 齋藤基 [22講義室]	概論	①英語Ⅱ クラスC1 (2) 渡邊 [5講義室・LL]		①心の機能と構造 (2) 藤田 [21講義室]		①機能看護学概論 (1) 杉森 [22講義室] 7回		①人間の発達と健康(各論Ⅵ(終末期)) (1)	中西、林陸郎、行田智子、横山、田村 [22講義室]					
	3年次	■看護学実習(各実習施設) ①生涯発達看護学各論Ⅵ(実習) (10) ②地域健康看護学各論Ⅴ(実習) (4)	横山 齋藤基													
	4年次	○看護対象論 (1) 杉森 [22講義室] 7回		■看護学研究Ⅰ(問題解決過程) (10月初旬:集中) (1) ②看護学研究Ⅱ(EBP) (10月から2月初旬) (4) ③看護専門職の役割と機能Ⅱ-2(役割移行実習) (3月初旬) (2) *自由科目												
後期	1年次	①法と正義 (2) 斎藤 [22講義室]		①生活と科学Ⅲ (2) 井上 [22講義室] (政治学)		■実習 他	①相互行為展開 (1) 益子 他 [21講義室、多目的ホール]									
	2年次	①看護技術学各論Ⅴ(看護過程と看護理論) (2)	定廣 [21講義室]			■実習 他	①看護技術学各論Ⅳ、Ⅴ(参加観察実習(日程は別途提示)) (2) 村上 [21講義室]									
	3年次	■看護学実習(各実習施設) ①生涯発達看護学各論Ⅵ(実習) (10) ②地域健康看護学各論Ⅴ(実習) (4)	横山 齋藤基					①看護技術学各論Ⅳ、Ⅴ(参加観察実習(日程は別途提示)) (2) 村上 [21講義室]								
	4年次	■看護学研究Ⅰ(問題解決過程) (10月初旬:集中) (1) ②看護学研究Ⅱ(EBP) (10月から2月初旬) (4) ③看護専門職の役割と機能Ⅱ-2(役割移行実習) (3月初旬) (2) *自由科目														

○同一年に、同時に開講する選択科目を複数履修することはできません。
 ○情報科学ⅡクラスC1及び情報科学ⅡクラスC2は同時に履修できません。
 ○情報科学ⅡクラスC1、情報科学ⅡクラスC2は定員40名のため、定員数を超える履修希望者がいる場合、抽選等により履修者を決定します。
 ○英語ⅠクラスC1は、前期に英語ⅠクラスN1、英語ⅠクラスN2、英語ⅠクラスR1を履修した学生は履修できません。
 ○英語ⅠクラスC1は定員30名のため、定員数を超える履修希望者がいる場合、抽選等により履修者を決定します。
 ○英語ⅡクラスC1(1年後期:定員30名)、英語ⅡクラスC2(1年後期:定員35名)、英語ⅡクラスC3(2年前期:定員35名)は同時に履修することができません。
 ○「環境と健康」各論Ⅲ(薬理作用)は、看護学部は必修、診療放射線学部は選択で、合同で行います。
 ○「人間の発達と健康」各論Ⅳ(病原体と免疫)は、講義を合同で行い、実験は3クラスに分けて行います。クラス分けは履修開講初日にお知らせします。
 ○芸術Ⅲ(舞台芸術)は、隔週で開講します。看護学部は2年次のみ履修できます。
 ■実習についての詳細は別途通知します。
 *本時間割のH21年度以降は確定したものではありません。今後変更となる可能性がありますので、履修計画を立てる際には特に注意してください。

◎は必修科目	○は選択科目
■は別時間割にて詳細を規定	□は履修は合同科目
■は別時間割にて詳細を規定	

40

平成20年度図書館購入和雑誌一覧表

	雑誌名		雑誌名		雑誌名
1	ECUとCCU	51	JJNスペシャル	101	Brain nursing
2	イービーナーシング(EBNursing)	52	思春期学	102	保健の科学
3	医療	53	周産期医学	103	保健師ジャーナル(前誌:保健婦雑誌)
4	医療の質・安全学会誌	54	週刊保健衛生ニュース	104	母性衛生
5	イングリッシュ ジャーナル(The English Journal)	55	助産雑誌	105	訪問看護と介護
6	インターナショナル ナーシング レビュー	56	小児科	106	ペリネイタル ケア
7	インナービジョン(INNERVISION)	57	小児科診療	107	ブテナース
8	エイジング(Aging)	58	小児外科	108	メディカル イングリッシュ エデュケーション (Medical English Education)(前誌:メディカル イ ングリッシュ(Medical English))
9	映像情報 Medical	59	小児看護	109	メディカル テクノロジー(Medical technology)
10	エキスパート ナース(Expert nurse)	60	小児内科	110	文部科学教育通信
11	エマージェンシー ケア(Emergency Care)(前 誌:エマージェンシー ナーシング)	61	小児保健研究	111	予防医学ジャーナル
12	学術の動向	62	消化器外科	112	RADIOISOTOPES
13	画像診断	63	消化器外科NURSING	113	ラド ファン(RAD FAN)
14	家族看護	64	新聞ダイジェスト	114	臨床栄養
15	家族看護学研究	65	ストレス科学	115	臨床看護
16	学校保健研究	66	整形外科看護	116	臨床婦人科産科
17	からだの科学	67	生体医工学	117	臨床放射線
18	看護	68	精神科看護	118	臨床老年看護
19	看護きろくと看護過程(前誌:看護きろく)	69	生命倫理	119	労働の科学
20	看護学雑誌	70	総合リハビリテーション	120	老年医学 Geriatric medicine
21	がん看護	71	総合看護		
22	看護管理	72	全国自治体病院協議会雑誌		
23	看護技術	73	ソーシャルワーク研究		
24	看護教育	74	体力科学		
25	看護教育学研究	75	大学図書館研究		
26	看護人材教育(前誌:看護教員と実習指導者)	76	地域保健		
27	看護研究	77	チャイルドヘルス		
28	看護実践の科学	78	ナーシング・トゥデイ		
29	看護展望	79	ナースビーズ		
30	緩和医療学	80	日経サイエンス		
31	緩和ケア(前誌:ターミナルケア)	81	日本がん看護学会誌		
32	癌の臨床	82	日本クリティカルケア看護学会誌		
33	救急医学	83	日本医事新報		
34	教育と医学	84	日本看護科学会誌		
35	切り抜き速報・医療と安全管理総集版	85	日本看護学教育学会誌		
36	切り抜き速報・福祉ニュース 高齢福祉編	86	日本看護技術学会誌		
37	切り抜き速報・福祉ニュース 障害福祉編	87	日本看護技術学会誌・学術集会講演抄録集		
38	暮らしと健康	88	日本看護研究学会雑誌		
39	クリニカルスタディ	89	日本公衆衛生雑誌		
40	月刊ナーシング	90	日本小児看護学会誌		
41	健康管理	91	日本精神保健看護学会誌(精保看会誌)		
42	健康教室	92	日本地域看護学学会誌		
43	公衆衛生	93	日本農村医学会雑誌		
44	公衆衛生情報	94	ニュートン(Newton)		
45	厚生 の 指標	95	認知症介護		
46	呼吸器ケア	96	Neonatal Care(ネオネイタルケア)		
47	こころの科学	97	ハートナーシング(Heart nursing)		
48	コミュニティケア	98	発達		
49	産科と婦人科	99	病院		
50	産業衛生雑誌	100	日本医療・病院管理学会誌(前誌:病院管理)		

資料27

平成20年度図書館購入洋雑誌、オンライン・データベース及び電子ジャーナル

平成20年度図書館購入洋雑誌一覧表	
No.	タイトル
1	American Journal of Epidemiology
2	American Journal of Nursing
3	American Journal of Roentgenology
4	Applied Nursing Research
5	Cancer Nursing
6	Cancer Research + Clinical Cancer Research
7	Death Studies
8	Epidemiology and Infection
9	Home Healthcare Nurse
10	IEEE Transactions: Medical Imaging
11	International Journal of Epidemiology
12	International Journal of Radiation Oncology-Biology-Physics
13	Journal of Advanced Nursing
14	Journal of Community Health Nursing
15	Journal of Computer Assisted Tomography (for Institution)
16	Journal of Epidemiology & Community Health
17	Journal of Family Nursing
18	Journal of Magnetic Resonance
19	Journal of Nuclear Medicine
20	Journal of Nuclear Medicine Technology
21	Journal of Nursing Administration
22	JOGNN: Journal of Obstetric, Gynecologic & Neonatal Nursing
23	Journal of Pediatric Nursing
24	The Language Teacher
25	Medical Dosimetry
26	Medical Physics
27	Nature (without Digest)
28	Neuroimage
29	New England Journal of Medicine
30	Nursing and Health Sciences
31	Nursing Outlook
32	Nursing Research
33	Nursing Times
34	Physics in Medicine and Biology
35	PNAS: Proceedings of National Academy of Sciences
36	Public Health Nursing
37	Radiation Medicine (日本医学放射線学会誌)
38	Radiology
39	Research in Nursing and Health
40	Science: American Association for Advancement of Sciences
41	TESOL Quarterly
42	Time: Asia Edition
43	WHO Publ. (Book Series: Technical Report Series)

1. オンライン・データベース

(和文献)

- 医中誌Web
- CiNii

(洋文献)

- CINAHL with Full Text

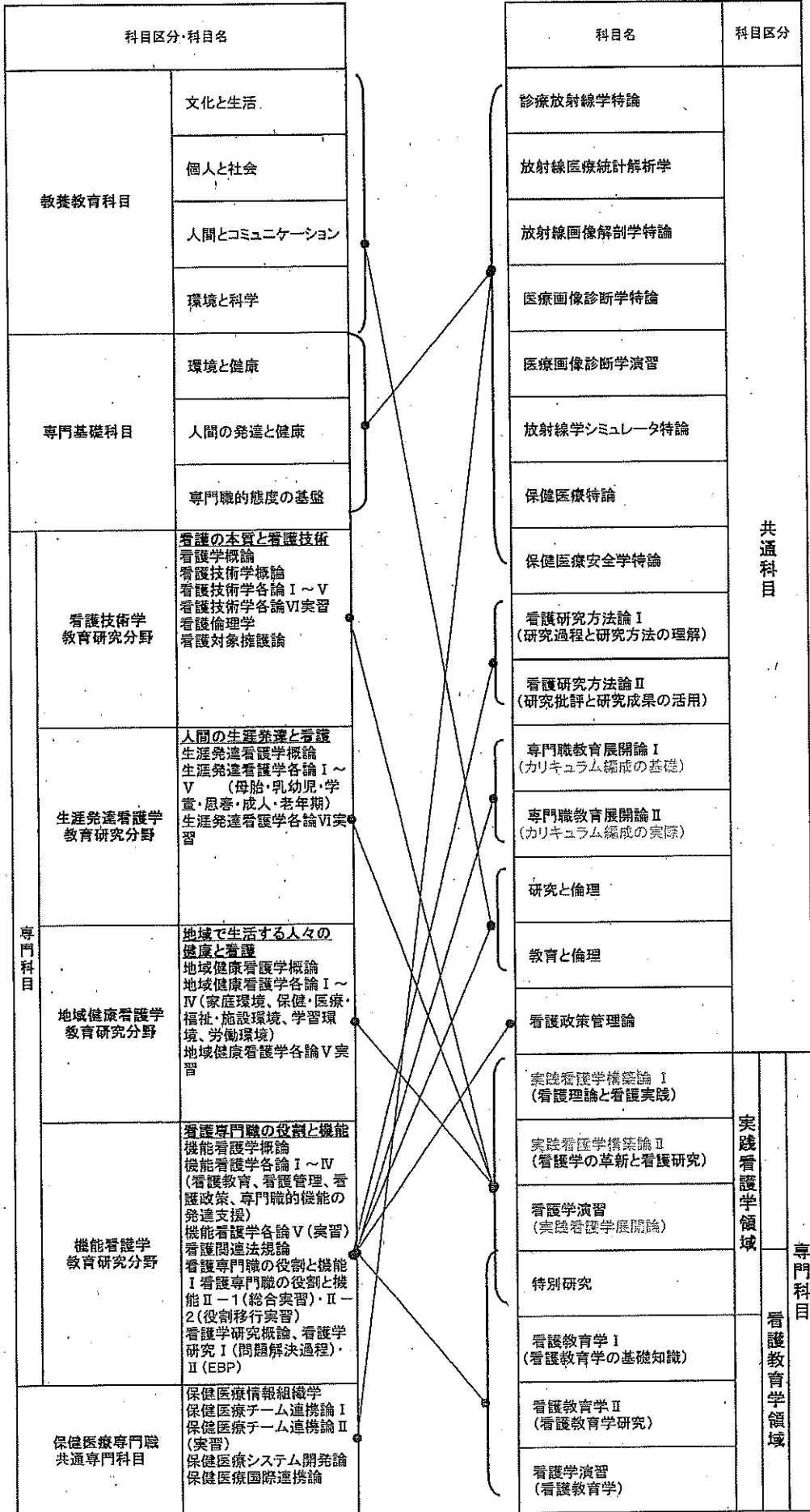
2. 電子ジャーナル

- メディカル・オンライン
- サイエンス・ダイレクト
- ・ International Journal of Radiation Oncology / Biology / Physics
- ・ Neuroimage
- ・ Nuclear Medicine and Biology
- ・ Radiotherapy and Oncology
- Nature
- Nature Neuroscience
- Science

既設学部と研究科の関係

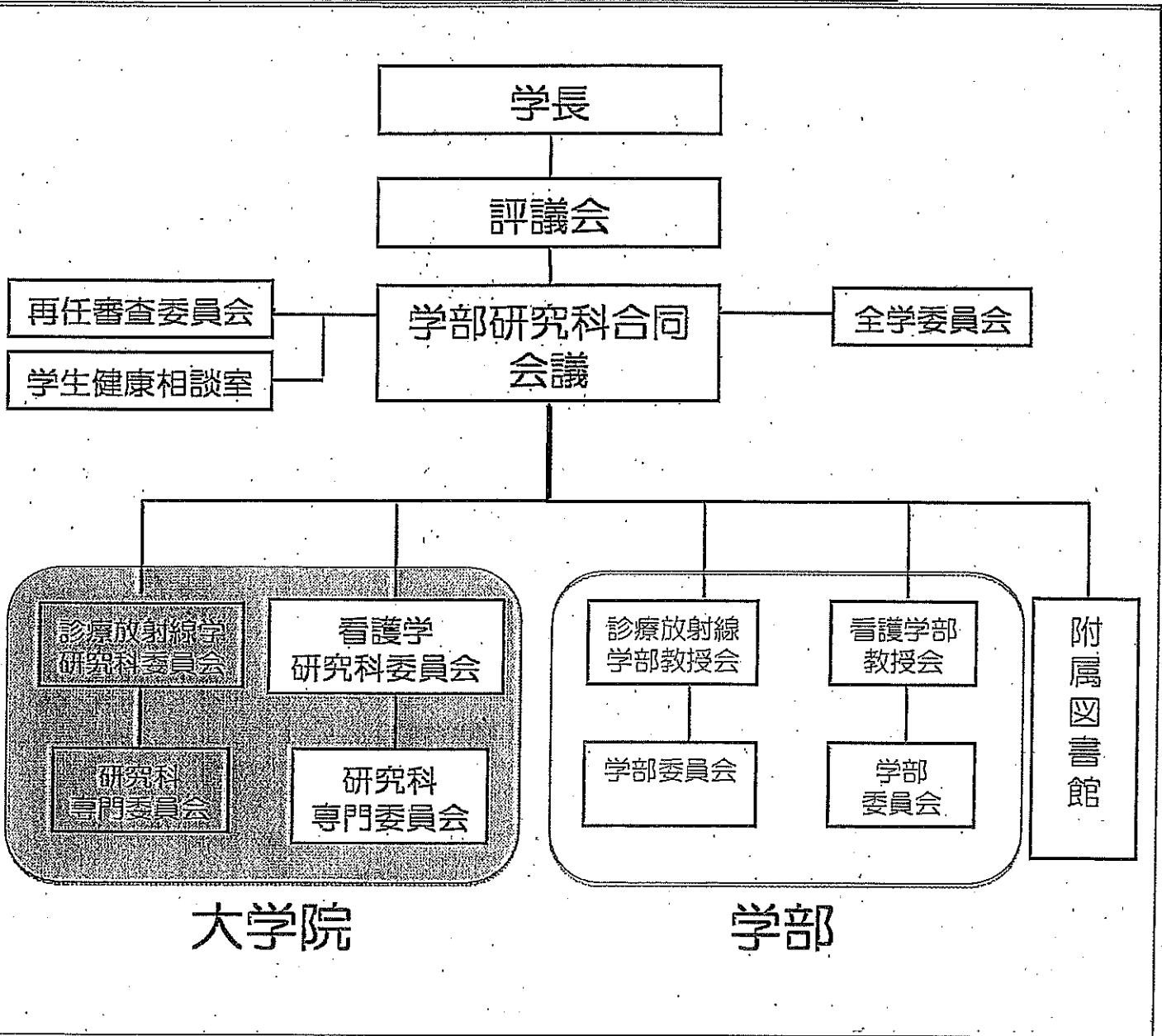
看護学部

看護学研究科



大学及び大学院の運営組織

群馬県立県民健康科学大学



群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科専門委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科に次の専門委員会を置く。

- (1) 教務委員会
- (2) 入学試験委員会
- (3) FD委員会
- (4) 自己評価委員会

2 専門委員会に部会等を置くことができる。

(専門委員会の構成員、審議事項等)

第2条 専門委員会の構成員、審議事項等は、別表のとおりとする。

(専門委員会の連携)

第3条 各専門委員会は、診療放射線学研究科専門委員会と連携して行うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員会の設置)

第5条 第2条で定める専門委員会のほか、必要がある場合は研究科委員会の議を経て特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の名称、構成委員、審議事項等は、研究科委員会の議を経て定める。

(委員の選任)

第6条 委員は、職指定された委員長を除き、各研究科で選出し、研究科委員会の議を経て学長が任命する。なお、欠員が生じた場合も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、職指定された委員長を除き委員の互選によって定める。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第8条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

(報告)

第9条 委員長は、専門委員会における審議事項及び実施結果等を研究科委員会に報告する。

(関係教職員の出席及び意見の聴取)

第10条 専門委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議録)

第11条 専門委員会を開催したときは、審議の内容を会議録にとりまとめ学長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

専門委員会名	構 成 員	審 議 事 項	庶務担当係
教務委員会	委員長（教授） 研究科構成員 （教授）4名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の教育に関すること ・ カリキュラム編成に関すること ・ 科目履修、試験、単位認定及び修了に関すること ・ 休学、退学、除籍及び復学に関すること ・ GPA制度の運用に関すること ・ その他研究科の教育課程に必要とされる事項 ・ 学生生活支援に関すること ・ 就職、進路相談に関すること ・ 学生支援システムの管理、運営、評価に関すること ・ その他学生に関すること 	教務係 学生図書係
入学試験委員会	委員長（教授） 研究科構成員4名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者選抜試験の実施計画に関すること ・ 合格者認定基準に関すること ・ 学力検査問題に関すること ・ 入学者選抜試験の実施に関すること ・ 学力検査の採点に関すること ・ 合格者認定資料の作成に関すること ・ その他入学者選抜試験に関すること 	教務係
FD委員会	委員長（教授） 研究科構成員 （教授）4名	<ul style="list-style-type: none"> ・ FDプログラムの立案、実施、評価に関すること ・ 授業の内容及び方法の改善に関すること ・ その他FD活動の支援・推進に関すること 	教務係
自己評価委員会	委員長（研究科長） 研究科構成員4名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己点検・評価の項目に関すること ・ 自己点検・評価の実施に関すること ・ 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること ・ 第三者評価の実施に関すること 	総務会計係

資料31

群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 前条の教員の任用に際しては、当該任用されるものの同意を同意書（様式第1号）により得なければならない。

(業績審査)

第4条 この規程の規定により任用された教員の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動
- (2) 研究活動
- (3) 大学運営への貢献
- (4) 社会への貢献

(規程の周知)

第5条 この規程を改廃したときは、群馬県立県民健康科学大学ホームページ等により、広く周知を図るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

法第4条第1項第1号に基づき任期を定めて任用する教員の職

項 目	内 容
(1) 任期付きとする職	ア 教育研究組織 看護学部及び診療放射線学部 イ 対象教員 教授、准教授、講師、助教及び助手
(2) 任期	教授 10年 准教授 7年 講師 5年 助教 4年 助手 4年
(3) 再任に関する事項	再任可

備考：任期中に群馬県立県民健康科学大学教員定年規程に定める定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規程に定める退職の日までとする。

群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科
診療放射線学専攻（修士課程）の設置の趣旨及び特に設置を必要とする
理由を記載した書類

目 次

I	設置の趣旨及び必要性	1
1	研究科の理念	1
2	研究科の目的及び人材養成	1
3	研究科の特色	2
4	研究科の必要性	4
5	期待される効果及び到達目標	11
6	課程修了後の進路及びその見通し	12
II	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	13
1	組織構成と名称	13
2	学位の名称	13
3	研究科・専攻・学位等の名称	13
III	教育課程の編成の考え方及び特色	15
1	教育課程編成の特徴	15
2	教育課程の概要	17
IV	教員組織の編成の考え方及び特色	20
1	教員組織の編成の考え方及び特色	20
2	共通科目の教員配置	20
3	専門科目の教員配置	22
4	診療放射線学特別研究の教員配置	23
V	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	24
1	目的	24
2	教育研究指導體制	24
3	論文作成へ向けての研究指導プロセス	24
4	修士論文の提出と審査	25
5	修士論文の審査基準	25
6	修了の要件	27
7	取得すべき単位	27
8	授業科目の概要	27
9	履修例	28

10	教育の質を高めるための方策.....	28
11	学生の厚生に対する配慮.....	28
VI	施設・設備等の整備計画.....	29
1	目的.....	29
2	校地、運動場の整備計画.....	29
3	校舎等施設の整備計画.....	29
4	図書等の資料及び図書館の整備計画.....	30
5	診療放射線学特別研究実施に向けての整備.....	30
VII	既設の学部との関係.....	31
1	既設の学部との関係.....	31
2	学部の教育課程の特徴.....	31
3	研究科の教育課程の特徴及び両者の関係.....	32
VIII	入学者選抜の概要.....	33
1	目的.....	33
2	アドミッションポリシー.....	33
3	入学者選抜.....	33
4	入学定員.....	34
5	入学資格.....	34
6	社会人の受け入れ方法.....	37
IX	大学院設置基準第14条に定める教育方針の特例の実施について.....	38
1	目的.....	38
2	修業年限.....	38
3	教育・研究方法.....	38
4	教員の負担の程度.....	39
5	図書館・情報ネットワークの利用確保.....	39
6	入学者選抜方法.....	39
7	学生の厚生に対する配慮.....	40
X	管理運営.....	41
1	診療放射線学研究科の組織.....	41
2	研究科委員会.....	41
3	研究科専門委員会.....	42

4	研究指導委員会及び研究審査委員会	42
XI	自己点検・評価	43
1	目的	43
2	組織	43
3	自己点検・評価項目	43
4	活動状況	43
5	研究科における取り組み	44
XII	情報の提供	45
1	目的	45
2	大学に関する情報の公開	45
3	教員情報の公開	45
4	群馬県立県民健康科学大学紀要の作成及び公表	45
5	地域貢献活動報告書の作成及び公表	45
6	研究科における取り組み	46
XIII	教員の資質の維持向上の方策	47
1	目的	47
2	任期制及び再任制度の採用	47
3	FD 活動による教育の改善	47
4	学生による授業評価	48
5	学会活動等を通じた教育への取り組み	48

1 設置の趣旨及び必要性

1 研究科の理念

診療放射線学は、理学・工学的知識基盤を医学における放射線画像検査学並びに放射線治療学の進歩のために高度に応用することにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とした総合的かつ学際的な科学である。本診療放射線学研究科診療放射線学専攻（修士課程）の理念は、放射線画像検査学、放射線治療学等の臨床に即した学術研究を積極的に遂行することにより、個人及び集団の健康支援、疾病の予防、治療効果の向上への寄与を旨とすると同時に、学際的学問領域である診療放射線学のさらなる発展に貢献することである。かかる理念に沿って、本研究科は独自の手法と創造性をもって、健康支援に結びつく診療放射線学の体系化及びこれと密接に関係する物理現象並びに生命現象の探求を行う（資料1）。

群馬県立県民健康科学大学では、群馬県並びに我が国における診療放射線学の教育研究拠点として機能すべく、平成17年4月に設置された診療放射線学部を基盤とし、博士課程を視野に入れた診療放射線学研究科診療放射線学専攻（修士課程）を設置する（資料2）。

2 研究科の目的及び人材養成

本研究科は以下の人材を養成することを目的とする（資料3）。

(1) 高度医療専門職者の養成

学部等で習得した診療放射線学に関する基礎知識の体系化並びに専門職業人として医療現場で培われた専門的知識の一層の高度化により、地域保健医療において診療放射線学に関わる指導的立場に立ち、多様な実務の遂行能力、実践的な研究、及び問題解決能力を発揮できる人材の養成を行う。

(2) 研究者としての基礎的能力を持つ人材の養成

診療放射線学の基盤となる各学問体系への深い理解並びに保健医療に対する広い学識を身につけ、診療放射線学の学問的体系化及びそれを構成する放射線画像検査学並びに放射線治療学の新たな技術革新を積極的に推進できる研究者としての基礎的能力を持った人材の養成を行う。

(3) 教育者としての基礎的能力を持つ人材の養成

診療放射線学に関する高い研究能力と保健医療に関する幅広い学識を持ち、

将来、大学及び大学院等において保健医療職者の養成に貢献できる教育者としての基礎的能力を持った人材の養成を行う。

本研究科では、高度に専門化する放射線画像検査学並びに放射線治療学に対応できる基本的な研究・教育能力を教授し、多様な人材を養成することにより、健康支援と疾病治療の向上に寄与する。また、地域医療水準の向上に貢献するとともに学術交流を一層推進し、学問的成果を広く発信できる人材の養成を目指す。

3 研究科の特色

本研究科及び教育課程の特徴は次の通りである。

(1) 画像処理並びに画像解析技術の育成に重点を置いた教育及び研究

放射線画像検査は、医療機器を介して取得されたデータから人体内部の状況を高い精度で把握し、診断・治療に資することを目的としている。このための手段として、臨床画像に含まれる情報を適切に抽出・強調するための画像処理技術の習得がきわめて有効である。また、大量に蓄積された画像データを効率的に保管し、必要に応じて迅速に観察できる画像情報ネットワーク・システムの理解は、診断精度の向上及び診療プロセスの効率化に大きく貢献する。

一方、専門教育において撮像原理や撮像手法を理解する目的で放射線診断装置を使用することは必要不可欠である。しかし、放射線診断装置を用いた実験・実習には制約もあることから、一部の教育課程においてコンピュータ・シミュレーション技術を活用し、実機による実験・実習を代替することは、教育効果上有益と考えられる。コンピュータ・シミュレーション技術を実現することにより、画像データが持つ臨床上的特性について、被ばく等の制約を受けることなく学修することが可能となり、診療放射線学の基礎教育に大きく寄与する。

以上の理由から、本研究科では、診断目的、モダリティの特性に応じた最適な画像処理法の構築を目的とした教育課程、大量の診療情報を効果的に扱うための医療情報技術の習得を目的とした教育課程、及び放射線診断装置の撮像原理、撮像手法を学修できるコンピュータ・シミュレーション技術に関する教育課程を編成する。

(2) 画像評価並びに読影能力の育成に重点を置いた教育及び研究

近年、医療現場からは専門分野の知識・技術を習得するのみならず実践能力を併せ持つ高度医療専門職業人に対するニーズが強まり、これに応じて診療放射線技師の教育制度、教育課程も大きく変化してきた。一連の医学的診断、治

療プロセスに必要な情報を提供する役割を持つ診療放射線学は、依頼された画像検査の診断上の目的、意義を十分理解し、適切な画像検査の遂行を可能にすることでその機能を発揮する。このために必要となる画像評価・読影能力の育成を実現するためには、解剖・生理学、画像解剖学、病態学等の基礎医学的知識の十分な理解に加え、診療放射線学の観点に立脚した医学、検査学的知識の再評価・再構築が重要である。撮像された画像データが持つ生理学及び病態学的意義、臨床的有用性に関する評価を撮像者自らが行い得る知識・判断力を習得することは、主体的、自立的な検査の実施、及び学問的体系の確立に不可欠である。本研究科では、臨床医学の一分野として発展を遂げてきた医療画像診断学を診療放射線学の観点から再評価・再構築し、主体的、自立的な検査業務の遂行を可能にするために必要な画像評価能力及び読影能力の向上を目的とした教育課程を置く。

(3) 重粒子線治療プロジェクト等に参画可能な研究能力の育成

近年の急速な高齢化に起因する疾病構造の変化に伴い、がんは死亡原因の第1位を占め、現在国民の約3割ががんで死亡している。がんの治療方法には大きく分けて外科療法、放射線療法、化学療法の3種類があるが、この中でも放射線を用いた治療は他の方法と比べ侵襲性が低く、機能及び形態の温存性に優れており、対象臓器とがんの進行度によっては、手術療法と同等以上の成績が得られるものもある。年々増加が予想されるがんに対する治療法の選択において、高齢者においても負担が少なく、QOL (Quality of Life、生活の質) を維持できる放射線療法は、さらに普及するものと考えられる。

従来の高エネルギー光子ビームを用いた外部照射においては、定位放射線治療や強度変調放射線治療法など、病巣に線量を集中させる治療技術の進歩が著しく、インバース・プランニング等の技術を用いたコンピュータによる高精度外部放射線治療システムも発展してきた。一方で、現在研究段階から臨床応用段階へと移行しつつある重粒子線治療は、従来法と比べ Bragg ピークと呼ばれる荷電粒子特有の深部線量分布の特性から照射線量の患部への集中性が高く、かつ正常組織への影響が少ないという大きな特徴を持つ。本法は、高い生物学的効果を持つことから、放射線感受性の低いがん細胞への治療効果も期待される(資料4)。

本学は、群馬大学、獨協医科大学とともに文部科学省の平成19年度「がんプロフェッショナル養成プラン」の一つである「北関東域連携がん先進医療人材育成プラン—重粒子線照射装置を中心とした集学的がん治療法の確立・普及を目指して—」に参画している(資料5)。また、平成20年度からの5カ年計画で

実施される「群馬県がん対策推進計画」において群馬大学、日本原子力研究開発機構、群馬県立がんセンター、群馬県がん診療連携拠点病院等と共同し、重粒子線がん治療の実用化を目指している。本研究科ではこの分野を専門とする専任教員を採用することにより、重粒子線（炭素線）治療の人材養成および臨床応用に向けた取り組みを実施する。群馬県で本研究を実用化することは、県民並びに国民に対する健康福祉の向上に対し、有効な手段を提供するものと考えられる。この意味で、重粒子線プロジェクトに参画しうる研究・実践能力を持った人材養成を可能とする教育課程の設置は、本研究科にとって重要な意義を持つ。

4 研究科の必要性

(1) 社会的ニーズ

近年の放射線診断装置及び画像検査技術の飛躍的な発展は、放射線治療技術の進歩とともに多彩な医学診断及び治療方法の選択を可能にしてきた。これらの技術は、人々の健康維持に多大な貢献を行っているが、一方で高度に複雑化した結果、医療事故の増加を招いている側面もある。診療放射線学に関する基礎的知識を十分に習得した上で、ヒューマン・エラーの要因を考慮した安全な機器使用を前提とした放射線診断装置の高度かつ適切な使用を可能にする教育課程の編成は、社会的ニーズに合致したものと考えられる。

適切な放射線治療を実施するためには、放射線治療装置の精度管理並びに科学的根拠に基づく治療計画案の作成がきわめて重要であり、数年来の被ばく事故の発生に関連し、強い国民的ニーズがあると考えられる。本研究科では特に精度管理に関する実務訓練に重点を置いた教育課程を実施することにより当該社会的ニーズに対応していく。

さらに、近年研究段階から臨床応用段階への移行過程にある重粒子線治療は前立腺がんや肺がん等で良好な試験成績を収めており、今後一層の発展が期待される。本研究科では、重粒子線プロジェクトに参画しうる研究・実践能力を持った高度医療専門職者の養成を目的とした教育課程を置き、先端のがん治療に対する社会的期待・ニーズに応える。

医療情報技術は、医療ネットワーク構築等による地域社会の健康支援、コンピュータ・アルゴリズムを応用した疾病の早期発見及び治療効果の的確な判定、体系的な検診制度の構築による健康の維持管理等、効果的な医療情報システム構築への寄与を通して社会医療ニーズに対して直接、間接的に応えることができる。本研究科では、社会医療ニーズに貢献できる医療情報技術の習得が可能

な教育課程を編成する。

我が国の平均寿命は、第二次世界大戦後には先進国中で最下位であったものの、戦後急速に延長し、昭和59年から今日まで世界一の水準を維持している。このような他国に例を見ない急激な高齢社会の進展に伴い、疾病構造も大きく変化してきた。旧型感染症等の急性期疾患が激減し、代わりに、がん・循環器疾患等の生活習慣病、寝たきりや認知症等の高齢化に伴う疾患、新型感染症等が増加している（資料6）。このような疾病は早期に発見し、適切な治療を行うことにより、良好な予後が期待される。また、結果的に健康寿命の延伸並びに長期的な医療費の抑制にもつながる。急激な高齢社会の進展による疾病構造の変化の結果、顕著に増加した種々の疾患に対する早期診断、治療経過の観察、治療効果の判定、予後予測、放射線治療効果の向上等において医療画像診断学はきわめて有効な手段を提供する。本研究科に医療画像診断学に関する教育課程を設けることで、これらの社会的ニーズに応える。

平成19年4月に施行された「がん対策基本法」は日本人の死因で第一位を占めるがんに対する対策の拡充をはかる目的で制定された法律である。がん対策基本法では、がん予防や早期発見を推進するためにがん検診の受診率の向上に努めること、我が国のいかなる地域においても高度ながん治療が受けられるように専門医や医療従事者を養成すること、診断や治療法の研究の推進等の体制整備に取り組むこと等を国及び地方公共団体等に対する責務として規定している。特に、同法第14条に関連し、その附帯決議において、看護師、薬剤師、診療放射線技師等のコメディカル・スタッフの専門的知識及び技術の習得が促進されるよう必要な措置を講ずることとしている。本研究科の教育課程はこうした社会的ニーズに特に合致しているものと考えられる。

(2) 地域的ニーズ

ア 地域医療に関するニーズ

現在、診療放射線学研究科を有する大学院は我が国に存在しない。また、診療放射線学専攻及び類似した専攻を持つ大学院は群馬県並びに隣接する埼玉県、長野県、福島県にも存在しない。

診療放射線学における技術革新の進展は、新しいモダリティの開発及びコンピュータ技術の発展の両面において急速に進み、わずか数年で従来の検査法を一変させてきた。多くの地域医療機関は、技術革新の結果、高度に発展及び専門化した放射線画像検査学、放射線治療学に対応する必要から、新しい診療技術体系を習得し、かつ臨床現場における応用研究を遂行できる人材

を求めている。特に近年急速に発展したコンピュータ画像処理技術は、種々の放射線画像検査によって蓄積される膨大な画像データの中から、医師の診断目的に合致した画像診断情報を的確に提供するための基礎的知識として欠かせない。また、このためには、大量の情報を持つ画像データをネットワーク経由でサーバーに蓄積し、効率よく使用するための院内ネットワーク、読影システム等の構築・運用が必要となる。この整備においても診療放射線学は高い貢献が可能である。加えて、放射線検査部門の人的な拡大に伴い、単に診療放射線学に関する専門的知識を有するのみならず、これを積極的に組織内に普及させることができる教育的資質を持つ人材並びに医療に対する社会・経済的状況の変化に伴い医療倫理、病院経営、チーム医療、個人情報保護等を十分理解した実践的判断能力を持つ人材へのニーズがますます増大している。本研究科に設置する教育課程の学修により専門的知識の習得並びに実践的知識の学問的体系化の両面において十分な理解と応用が可能となり、地域医療の要請に直接応えることができる。

群馬県は南部が平野、北部及び南西部は山間部という地形的な特性を持っており、県土面積の約67%を森林が占める。県内38市町村のうち26市町村が山村地域であり、そのうち12町村は過疎地域に指定されている(資料7)。過疎地域における高齢者比率は平均30%を超え、2町村では40%を超えている(資料8)。このように過疎化と高齢化が同時進行する本県の社会状況下で、地域住民は自らの健康管理に多くの不安を抱えている。診療放射線学における専門的知識の習得により、医療ネットワーク技術を地域に拡大する遠隔医療診断システム及び地域医療機関間の画像情報ネットワークの設計・構築が可能になる。これらのネットワーク技術の応用により過疎地域等に住む高齢者等の健康支援及び健康管理に関する地域医療のニーズに多くの貢献ができる。

大学院設置に関して、群馬県内主要54病院の病院長を対象としたアンケート調査結果では、約90%の病院長が本大学院及び研究科の教育課程の趣旨を理解した上で、大学院の設置が必要と回答している。また、当該病院に勤務する医療従事者が本大学院への入学を希望する場合、約92%の病院長がこれに賛同するとしており、本学に大学院研究科を設置することへの理解と期待、及びニーズが地域医療において存在することが確認された(資料9)。本研究科において高度な専門的知識及び研究・教育の基礎的知識を習得した人材を養成することにより、地域医療に対して高い貢献を行うことができる。

イ 北関東域連携がん先進医療人材育成プランへの参画

前述の「北関東域連携がん先進医療人材育成プラン—重粒子線照射装置を中心とした集学的がん治療法の確立・普及を目指して—」（資料5）は、21世紀 COE プログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」において実施されている群馬大学の重粒子線（炭素線）治療施設の実用化プロジェクトと連携したプログラムの一つであり、群馬大学、獨協医科大学とともに先進医療に関する人材養成を大学院レベルで担うことを目的としている。本プログラムでは、群馬大学重粒子線医学研究センターに設置される重粒子線照射装置の実用化に関して、本学を含む北関東地域の主要ながん関連施設が人材面において多様な協力関係を進める中で、集学的がん治療法の確立及び成果の地域還元を目指している。

本学では、平成21年度の研究科開設後に重粒子線治療を含む放射線治療における放射線治療計画、線量評価、線量測定等の統括的品質管理能力を持つ高度医療専門職の養成を行う。人材養成においては、放射線治療品質管理士、放射線治療専門技師および医学物理士といった放射線治療に関わりが深い専門技術者が習得すべき品質管理に重点をおいた教育を実施する。教育課程は、安全な治療を確保するための線量検証の手法を含む。同様に、腫瘍に対する炭素線の吸収線量の一致度を向上させる一つの手法である積層型 beam modifier の最適化の研究等を本研究科において進める。

また、群馬大学大学院医学研究科では主として重粒子線治療を推進できる放射線科医及び理工学系技術者の養成、獨協医科大学は主として重粒子線治療を推進できる臨床医の養成を行う。本研究科では、群馬大学大学院と共同で各種教育・研修を行い、地方自治体及び各がん診療連携拠点病院と連携することにより、地域に根ざした実践型教育を行う予定である。地域連携により放射線治療に携わる高度医療専門職者を含めた研修を行い、放射線治療現場における問題点の解決を目指した継続的研究を主体的に実施していく。本研究科では、本プログラムに対応した教育課程を編成することで、がん対策に対する地域医療ニーズに人材養成面から貢献する。

ウ 社会人教育に関するニーズ

群馬県には診療放射線学に関する大学院は設置されていない。このため従来は県内の診療放射線技師等の医療技術者の再教育・継続教育に対する強い学問的ニーズに応えることが不可能であった。本研究科では大学院設置基準第14条に定める教育方針の特例を適用することにより、社会人学生がその勤務を継続しながら高度な医療技術体系の習得、教育・管理能力の習熟、実践

的研究能力の進展を図ることを可能にする。本研究科の設置により経済的な不安を抱えることなく、多様な目的に応じた学習に専念することができる。

医療専門職者が再教育を必要とする理由の一つに、医療現場における自立的な検査業務の遂行能力の高度化が挙げられる。4年制大学における診療放射線学に関する学士課程教育は、その学際的な学問としての特徴を強く反映し、学問的基盤である理工学的な知識の習得及びこれを医療実践に応用するためのルーチン化された検査手技・技能の習熟に重点が置かれている。一方、学士課程卒業後の臨床現場では、患者の疾患並びに検査目的の理解に関連した医学的知識が深く求められ、両者の間に理論と実践のギャップが見られる。この間隙を埋める体系的な教育課程を学士課程教育で実施するには、学問レベル、講義時間数の観点からきわめて困難である。先行する他大学院においても両者を結ぶ教育課程に関して未だ十分な整備はされていない。依頼された検査の目的、意義を十分理解し、必要な画像検査を適切に実現するためには放射線画像検査学の習得のみならず、画像読影学、画像情報学、生理学、病態学等に関する深い知識と理解が必要になる。検査の結果取得された画像情報が診断過程において果たす役割及びその有用性に関する評価を自ら行い得る能力を身につけることは、主体的、自立的な放射線検査業務を行うために不可欠な条件となる。本研究科では自立性のある高度医療専門職者の養成を目標にしており、これを達成するために疾患自体に対する十分な理解、並びに疾患が画像情報上でいかなる形態で描出されるかという画像読影上の基礎的能力の習得に関する体系的な教育課程を設け、診断目的に合致した画像情報を的確に診断医に提供できる能力の育成を行うことにより社会人の再教育に関するニーズに応える。

平成18年に群馬県内の診療放射線技師会会員に対して実施した調査（回答数172名）では、最終学歴に関して各種・専門学校卒業が94名、短期大学が35名、高等専門学校が1名、4年制大学が36名、修士が2名、その他及び未記入が4名であった（資料10）。大学院における学位取得へのニーズについては、「取得を希望する」が25名であったが、社会人特別選抜制度並びに昼夜開講制を採用する大学院の設置を想定した場合、入学希望者は52名に増加した（資料11）。社会人学生を受け入れるにあたり上記制度を採用する必要性並びに採用した場合の本研究科における学位取得ニーズが十分あることが示された。

平成20年4月に本学診療放射線学部学生1年～4年を対象として実施した進路希望調査（回答数129名）では、大学院への進学希望者が21名（うち、学部卒業と同時に進学を希望する者が9名、社会人を経て進学を希望する者

が12名)であった。各学年に数名ずつ希望者がいることから、毎年コンスタントな進学ニーズがあるものと推測される。現時点で大学院が設置されていないことから未だ様子を見ている学生もおり、今後希望者が増加する可能性もある(資料12)。

以上、県内社会人及び本学学部学生に対する調査結果から少なくとも今後数年間にわたり入学定員数を上回る受験者がいるものと予想される。さらに、夏期集中講義、長期履修制度等を実施することで、診療放射線学系大学院が設置されていない隣接諸県からの通学も可能となることから、本学研究科での学位取得ニーズはさらに増えるものと考えられる。

(3) 教育的ニーズ

群馬県立県民健康科学大学診療放射線学部は、昭和33年に設立された群馬県立診療エックス線技師養成所にその起源を持つ。昭和41年4月には、診療エックス線技師学校と名称を変更し、昭和45年には群馬県立福祉大学校放射線学科に名称を変更した。平成5年4月に診療放射線学科、看護学科の2学科からなる群馬県立医療短期大学を開設し、平成8年4月には専攻科地域看護学専攻を増設した。平成17年4月の群馬県立県民健康科学大学の開設に伴い、平成19年3月に群馬県立医療短期大学診療放射線学科及び看護学科を閉科した。続いて平成20年3月には専攻科地域看護学専攻を閉科し、同時に群馬県立医療短期大学は閉校となった。群馬県立福祉大学校及び群馬県立医療短期大学は、群馬県及び北関東地域のみならず、広く日本全国の医療機関に診療放射線技師、看護師、保健師、約4,300名(その内、群馬県立医療短期大学の卒業生は1,699名)の人材を輩出してきており、保健医療現場への貢献は高く評価されている。

群馬県立県民健康科学大学は、自立した医療専門職者の養成を目的として開設され、日本で初めてとなる診療放射線学部を設置した。これに伴い教員の増員及び質的向上、新校舎の建設、診断及び実験機器の設置等、人的・物的な整備を実施した。現在、新大学、新教育課程の下で4学年が診療放射線学の学習を行っているが、さらなる学問体系の構築、創造性に富む研究及び教育能力の育成、地域医療において指導者たり得る高度医療専門職者の養成のために本学に大学院(修士課程)を創立し、幅広い保健医療の知識並びに深い専門素養を教授する必要がある。

修士課程及び博士前期課程として診療放射線学、あるいはこれに類似する専攻を持つ大学は平成20年4月時点で、国立大学法人11校、公立大学3校、私立大学6校の、計20大学となっており設置数に関しては順調に増加を示している(資料13)。一方、学問的歴史の浅さから、診療放射線技師資格を所持し、か

つ豊富な教育・研究実績を持つ教員が、とりわけ教授を中心として不足している(資料14)。本学に大学院を設置することにより診療放射線学を十分に理解した高い専門性を持つ教員の養成が可能となり、大学及び大学院等の教員不足に対応していくことができる。

理工学、医学等の学問的基盤を持ち、かつ臨床現場への理解及び経験を有する人材は、メーカー、研究所等からのニーズも高い。学士課程教育では高度な放射線診断装置を安全かつ適切に使用し有効な疾患情報を提供することを目標としているが、大学院ではさらに高度な学修により、新しい放射線診断装置の開発を行う能力の育成を可能にする。本課程を修了することにより、大学、研究所等において全く新しい原理に基づいた診断装置の開発を行うこと、メーカー等において工学系の専門職者と共同し安全で使いやすい医療機器の開発を行うこと等が可能になるものと期待される。本研究科は、放射線診断装置の技術的、実践的進歩に貢献することにより、大学院に対する教育的ニーズに応える。

近年進歩の著しいコンピュータ・サイエンス放射線画像検査学並びに放射線治療学への応用は目覚ましく、大学院教育に対するニーズもきわめて高い。本研究科では臨床画像から診断・治療に有用な情報を効果的に取得するための画像処理・画像解析技術の習熟、これを発展させたコンピュータ支援診断技術の理解、日常的な診断・治療の過程で得られる大量の画像データを効率よく保存・利用するための医療情報技術の進展等の様々な臨床局面での活用を想定した教育課程を編成する。また、近年医学領域で応用が始まったコンピュータ・シミュレーション技術は、エックス線、ガンマ線等の測定媒介を用いずに実機と同等の結果をコンピュータ上で擬似的に再現しようとするものであり、被ばく低減効果も併せ持つことから、放射線診断装置を用いた実験系の研究・開発と相互補完する役割を果たすと考えられる。取得された正常並びに疾患画像をデータベース化し、プログラムに組み込むことにより複雑な人体組織構造への理解、画像読影に至る多様なプロセスの評価、撮影手技のシミュレーション等の反復学習が可能になり、臨床に則した教育的ニーズに対しての高い寄与が可能となる。これらのコンピュータ技術の医療画像情報への応用は、診療放射線学に関するより深い知識・経験の基盤の上に初めて成り立つ。本研究科において、学部等からの進学者並びに医療現場で実務を遂行する社会人に対し急速に発展するコンピュータ・サイエンスの最新知識を教授し、かつその研究成果を次世代の教育効果の向上に用いることにより、診療放射線学への一層の理解と進展に貢献することが可能となり、かかる教育的ニーズに応えることができる。

以上のように、急速に発展してきた診療放射線学に対するより深い理解及び

医療現場における効果的な実践能力の育成は、学士課程教育のみではきわめて困難な状況にある。診療放射線学に対する社会的、地域的、教育的ニーズに的確に対応するためには、本学に大学院診療放射線学研究科診療放射線学専攻を設置する必要がある。

5 期待される効果及び到達目標

本学に大学院診療放射線学研究科が設置されたとき、以下に示すような効果を持ち、人々の健康支援、疾病の早期発見及び治療効果の向上に貢献ができるものとする。

(1) 高い専門性への展開

本課程での教育研究により、高度な保健医療の知識と技術を修得でき、かつ専門領域において直面する種々の課題を明らかにし、その自立的な解決方法を積極的に見いだす能力を学修できる。本課程を修了することにより、高度医療専門職者としての知識基盤を身につけた医療現場での指導者として職場における様々な現実的な諸課題に対し、問題点の発見及び整理、解決へのプロセスを効果的に実施することが可能になる。これにより医療現場における高い専門性の展開と維持が期待できる。

(2) 研究・技術開発への貢献

本課程での教育研究により、高度かつ専門的な診療放射線学への知識及び技術を修得できるとともに、新しい放射線画像検査学並びに放射線治療学の理論的進展及び技術的開発に対して主体性を持って取り組む資質を涵養することができる。本研究課程の修了者は大学、研究所等における研究者、メーカー等における専門技術者として診療放射線学を高度に発展させることができる理論的、技術的な基礎的能力及び問題解決能力を身につけることができる。

(3) 教育レベル向上への貢献

本課程での教育研究により、診療放射線学に対する高度な専門性及び保健医療に対する幅広い知識を学習し、自立した研究活動を遂行し得る能力を習得した修了者は、保健医療学分野における大学や大学院において、優れた教育者として学生の教育や研究指導を行うに足る基礎的な教育能力を身につけることができる。

6 課程修了後の進路及びその見通し

本課程修了者（入学定員3名）の進路及びその見通しについて、次のように想定する。

(1) 高度医療専門職者

高度医療専門職者に向けた教育を受けた学生は、大半が病院等の医療施設に進むと予想される。社会人特別選抜による学生は、職業を継続することが入学の条件になっていることから、修了後は原則的に勤務先に戻るものと考えられる。学部等から本課程に進学し、修了後に保健医療施設に勤務する場合、本研究科での教育を基礎に多くの経験を積むことにより医療現場における実践的指導者になり得るものと期待する。本学の前身である群馬県立医療短期大学の卒業生の進路（平成16～18年度）は、各年度数名の進学者を除き、大半が病院等の医療施設に就職をしている。国家試験合格者の就職率は各年度とも高い水準を維持し、医療現場からの大学院教育への期待も高いことから、今後もこの傾向が続くと予想している。また、メーカー等への就職も増えるものと考えられる。

(2) 研究者及び教育者

今後設置を予定している博士課程に進学し、さらに高度な教育・研究手法を学修することにより、研究者及び教育者への進路が想定される。

研究者としては、大学、研究所、企業等に勤務し、主として新しい放射線診断装置及び診断・治療技術の開発に携わることが予想される。また、理工学系の学部卒業生の受け入れも可能なことから、医用画像に関する画像解析、医用ネットワークの開発、放射線治療技術の開発等の医療資格を必要としない分野での活躍も期待できる。研鑽を重ねることにより診療放射線学の基礎学問である解剖学、生理学、生物学等の研究者を目指すことも可能である。

教育者としては、専門分野において研究成果を上げ、博士号を取得することで大学等における教育者として後進の指導にあたることが可能になる。診療放射線技師等の専門資格を持った教育者の数は未だ十分ではなく、本研究科から優秀な教員を多数輩出できることを期待している。

II 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1 組織構成と名称

平成 17 年 4 月に群馬県立県民健康科学大学が設立され、診療放射線学部診療放射線学科 (School of Radiological Technology, Department of Radiological Technology) が設置された。本研究科は、診療放射線学部における教育及び研究内容を高度に発展させる目的で設置する大学院教育課程であることから、その名称を「診療放射線学研究科診療放射線学専攻 (修士課程)」(Graduate School of Radiological Technology, Department of Radiological Technology) とする。

[学士課程]

群馬県立県民健康科学大学
診療放射線学部
診療放射線学科

[修士課程]

群馬県立県民健康科学大学大学院
診療放射線学研究科
診療放射線学専攻

2 学位の名称

学位の名称は修士(放射線学) (Master of Science in Radiological Technology) とする。

3 研究科・専攻・学位等の名称

本学術領域は、放射線を扱う科学である放射線学を保健医療に応用し、疾病の早期診断、診断精度の向上、がん治療効果の向上等の医療技術的貢献を推進し、個人並びに集団における健康支援、健康寿命の延伸、及び生命の質の向上を目的とした人材養成を目指した学問分野である。従って、これらを称する学術領域名として診療放射線学が最も適切と考えられることから、これを研究科・専攻の統一的名称として使用する。また、学部等で基礎知識を習得した診療放射線学の一層の学問的進展と体系化を目的とした大学院教育課程であることから、その名称においても学部との継続性を考慮した。

1 研究科 1 専攻とすることにより、総合的、学際的な科学である診療放射線学を医療領域における学問体系として発展させるための研究・教育的学術基盤の形成が可能になる。このような目的で 1 研究科 1 専攻を設置した例は過去になく、診療放射線学研究科診療放射線学専攻を単独で有する大学院 (修士課程) の設置は、我が国で始めてとなる。

学位の名称に関しては、学部との継続性を考慮し、修士 (放射線学) とする。

診療放射線学の基礎学問である放射線学を包括的な学位名称として採用することにより、将来の学問的発展及び多様化に備える。

III 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程編成の特徴

本研究科の教育課程は、平成 17 年の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」を踏まえ、大学院を巡る社会状況の変化に対応し、教育の実質化を遂行できるよう編成した。人材養成目的の明確化及び教育体制の整備を意図し、組織的、体系的な教育の展開を可能にした。特に診療放射線学特別研究に関しては研究指導教員の役割及び責任の明確化を図っている。

研究科の設置の理念及び特色を実現するため、本研究科には放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の 2 分野を編成し、各々の分野に対応する「専門科目」、並びに両者に共通する「共通科目」を置く。

本研究科で開講する授業科目はすべて演習科目とする。また、本研究科学生の学修目的に応じた幅広い科目履修を可能にするため、必修科目である診療放射線学特別研究を除いたすべての授業科目を選択科目とし、卒業単位として認める。自由科目はこれを置かない。

(I) 共通科目

本研究科は、保健医療の基礎的知識を持ち、かつ高い専門性を兼ね備えた研究者及び教育者の養成、並びに医療現場において指導者たり得る高度医療専門職の養成を目的としている。従って、専門性の追求に先立ち修士課程 1 年次を中心に幅広い医療実践的知識及び医療現場が直面する諸課題への理解を目標とした授業科目を設ける。授業内容として、診療放射線学、保健医療安全学、保健医療倫理学、保健医療経営学、医療統計解析学、画像解剖学、画像診断学、画像解析学等を含む演習科目を研究科内の共通科目として設ける。また、同時期に看護学研究科看護学専攻の設立が予定されていることから、看護学研究科で開講される共通科目の履修及び単位取得を目的とした選択科目を設け、本研究科に所属する学生が保健医療に共通する基礎的諸課題について理解を深める機会を与える。看護学研究科からは、看護学に特化した講義科目を除いた「専門職教育展開論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）」、「専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実際）」、「教育と倫理」、「研究と倫理」の 4 科目の提供を受け、学生の学習目標に応じた科目選択を可能にする。また、看護学研究科では社会人学生が主体となると予想されることから実践的知識ニーズに応えることを目的とし、診療放射線学研究科が開講する 8 科目すべてを自由科目として提供する。

授業科目は 12 科目 24 単位とし、高度医療専門職を目指す学生のために「放

放射線医療統計解析学」、「放射線画像解剖学特論」、「医療画像診断学特論」、「医療画像診断学演習」、「保健医療特論」、「保健医療安全学特論」を、研究者を目指す学生のために「診療放射線学特論」、「放射線医療統計解析学」、「放射線画像解剖学特論」、「放射線学シミュレータ特論」、「研究と倫理」を、教育者を目指す学生のために、前記科目に加え「専門職教育展開論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）」、「専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実際）」、「教育と倫理」を置く。

共通科目のうち、「診療放射線学特論」、「放射線医療統計解析学」、「放射線画像解剖学特論」、「放射線学シミュレータ特論」、「保健医療特論」、「保健医療安全学特論」、また、専門科目のうち、「放射線画像技術学特論」、「放射線画像解析学特論Ⅰ」、「医療画像情報学特論」、「放射線治療学特論」、「放射線生物学特論」は、理学・工学系の学部を卒業し、診療放射線学系の学士課程を履修していない研究科学生がその内容を十分理解できるよう基礎的事項をその前半部分に加える等、講義構成に配慮する。

(2) 専門科目

研究科学生の入学定員数（3名）及び授業科目の学術的共通性を考慮し、診療放射線学部では3分野ある専門分野を放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の2分野に編成した（資料2）。

ア 放射線画像検査学分野

学部における放射線画像学分野及び放射線情報学分野に相当する授業科目を設け、代表的学術名称を用いて放射線画像検査学分野と総称する。両分野は、教育・研究対象として画像を取り扱うという観点で共通性を持ち、画像情報の取得、解析、処理、医療ネットワーク構築・運用等という一連のプロセスに関し、その研究手法において密接な関係を持つ。放射線画像検査学分野には、単純X線検査、造影検査、CT検査、MRI検査、核医学検査、超音波検査等の画像検査に直接関わる各種モダリティの開発・改良、撮像手技の向上、データ処理法の開発・応用、安全管理等に関する演習科目を置く。加えて機能画像検査に関する演習科目を設けた。機能画像検査は特定の生体機能を光、電磁波、電気、磁気、放射性医薬品等の様々な手法を用いて測定しようとする検査手法で、近年急速に発展している。目的とする生理学的知見を得ることに留まらず、課題の与え方、データの取得、及び解析方法等の方法論に関しても最新の知識を教授する。なお、放射線診断装置には、MRIや超音波検査のように電離放射線を直接用いない機器も存在するが、慣用的に放射

線診断装置と総称することが多いことから、本分野名もこれと整合性を図った。

イ 放射線治療学分野

学部における放射線治療学分野をそのまま充てた。本分野には、放射線治療学及びその基礎学問としての放射線生物学、並びにこれと密接に関連する学術領域としての放射線安全管理学、放射線管理計測学に相当する授業科目を置き、代表的学術名称を用いて放射線治療学分野と総称する。放射線治療学特論は、最先端の放射線治療装置を用いてがん等に対する効果的な治療を行うための治療装置の開発・改良、治療計画の作成、治療手技の向上、機器の精度管理等の学習を目的とした授業科目である。また、放射線治療では、大量の放射線を人体に照射することから、治療に関する基礎理論の演習と合わせ、社会的要請の強い放射線治療装置及び治療計画の精度向上に関する実践的な教育も行う。さらに、先端放射線治療学特論を設け、重粒子線治療の理論的教育を行う。先端放射線治療学の特別研究では重粒子線治療の実用化に関する研究を群馬大学、県立がんセンター等と協力しながら強力に進める。放射線生物学特論では、学生は放射線治療につながる放射線生物学的根拠について分子生物学的知識を踏まえて学習する。放射線安全管理特論及び放射線管理計測学特論は、放射線治療あるいは被ばく管理に関連する基礎学術分野である。放射線量を精度良く測定するための放射線計測学、不要な被ばくを防ぐ、あるいは被ばくを受けてしまった場合の適切な対応及び措置について演習を行う。

専門科目は、共通科目の履修後、あるいはこれと並行して1年次後期及び2年次前期を中心に履修するものとする。学生は、必修科目である診療放射線学特別研究(12単位)の研究課題に応じ、いずれかの分野を選択する。ただし、修了に必要な残りの単位(特別研究を除き18単位以上)は、専攻分野からは6単位以上取得すればよいものとし、その他については他分野及び共通科目からの選択を認め、学生の専門及び目的意識に応じた幅広い科目履修を可能にする。

2 教育課程の概要

開講される授業科目名を下記に列挙する。各授業科目の詳細については添付のシラバスを参照されたい。

(1) 共通科目

共通科目として以下の12科目を置く。なお、○印の科目は看護学研究科で開

講され、診療放射線学研究科の学生が履修及び単位取得可能な選択科目である。

[診療放射線学特論]、[放射線医療統計解析学]、[放射線画像解剖学特論]、
[医療画像診断学特論]、[医療画像診断学演習]、[放射線学シミュレータ特論]、
[保健医療特論]、[保健医療安全学特論]、[○専門職教育展開論Ⅰ（カリキュ
ラム編成の基礎）]、[○専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実際）]、[○
研究と倫理]、[○教育と倫理]

(2) 専門科目

ア 放射線画像検査学分野

本分野には、以下の8科目を置く。

[磁気共鳴学特論]、[造影検査学特論]、[放射線画像技術学特論]、[放射
線画像解析学特論Ⅰ]、[放射線画像解析学特論Ⅱ]、[機能画像学特論]、[核
医学検査技術学特論]、[医療画像情報学特論]

イ 放射線治療学分野

本分野には、以下の5科目を置く。

[放射線治療学特論]、[先端放射線治療学特論]、[放射線生物学特論]、[放
射線管理計測学特論]、[放射線安全管理特論]

(3) 特別研究

ア 目的

診療放射線学特別研究は、放射線画像検査学部門及び放射線治療学分野の2
分野における診療放射線技術の研究、開発を行うことにより、診療放射線学
の保健医療における役割の向上、画像検査精度及び放射線治療効果の向上を
目指し、社会や地域の人々の健康増進に寄与することを目的とする。

イ 教育方法及び内容

診療放射線学特別研究では、学生が設定した研究課題について研究指導教
員の指導を受けながら研究を進める。研究指導教員は研究指導補助教員と連
携し、研究計画の妥当性に関する検討、定期的な研究進捗状況の点検、学会
報告や学術雑誌への投稿の技術指導等の研究支援を行う。中間発表、その他
の機会において異なる専門の教員を加え、研究内容の多面的な検討を行う。
また、社会人学生で、臨床研究や実践研究を課題として設定する場合は、学
生の所属する病院等の保健医療施設において臨床研究を進めることを認める。
この場合、実験及び実習を病院等の施設にて実施し、研究進捗状況の検討、

修士論文作成のための指導等を研究指導教員が行うものとする。

診療放射線学特別研究（12単位）の年次配分は1年次（6単位）、2年次（6単位）とする。1年次は、先行研究及び関連文献調査、研究課題の設定、研究計画の立案、倫理審査等を行い、研究計画の審査を経て研究を開始する。2年次は、研究を継続し、結果の解析・整理を通して研究成果を明確にする。その後、論文作成と学会及び研究会等での発表とを並行して行い、修士論文の審査と最終試験に臨む。

ウ 倫理及び個人情報への配慮

本学学生が本学または病院等の保健医療施設（以下「当該施設」という）において疫学研究や動物を用いて診療放射線学特別研究を実施する場合、本学の研究倫理審査規程（資料15）または動物実験委員会規程（資料16）及び当該施設においては当該施設の倫理審査規程に従い、研究申請書に研究計画書及び倫理的妥当性の確保、個人情報の保護、インフォームド・コンセントの受領、研究成果の公表等に関する書類を添えて事前に研究倫理審査を受け、学長並びに当該施設長の承認を受ける必要がある。大学または当該施設において、学生に対して研究の指導を行う研究指導教員及び研究指導補助教員は、研究者が遵守すべき基本事項（倫理的妥当性の確保、個人情報の保護、インフォームド・コンセントの受領、研究成果の公表）、その他必要な事項を遵守し研究を実施するよう学生に対して指導及び監督をしなければならない。

IV 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員組織の編成の考え方及び特色

本研究科には、専任教員 18 名、兼担 6 名、非常勤講師 1 名の教員を配置する。各教員は放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野において十分な臨床経験並びに研究業績を持つ。専任教員 18 名のうち 15 名が診療放射線技師の資格を有し、15 名のうち 11 名が博士号を所持している。また、教授 8 名のうち 7 名が診療放射線技師の資格を有し、全員が博士号を所持している。診療放射線学部では入学定員 35 名に対し助手を含む 23 名の教員を配置し、診療放射線学研究科では入学定員 3 名に対し講師以上の 18 名の専任教員を配置する。専任教員 1 名あたりの入学定員数は学部で 1.5、研究科で 0.17 となり、きわめて高い水準を維持している。診療放射線技師資格を持ち、かつ研究及び実践の両面で顕著な業績を持つ教授を中心に臨床経験の豊富な多数の専任教員を配置し、教育・研究にあたることが本研究科の大きな特徴である。なお、研究科の特色 (I-3 参照) に挙げた大学院に特徴的な授業科目においては、本学教員に加え、当該分野で著名な業績を持つ専任教員を新たに採用し、大学院教育に特徴的な授業内容の一層の充実を図る。

研究科専任教員はすべて本学診療放射線学部専任教員を兼務しており、学部からの連続性のある教育、研究指導が可能である (資料 17)。

教員の年齢構成は、教育・研究において中核的な役割を果たしている 40 歳代の教員を中心に 35 歳から 62 歳と幅広く分布している (資料 18)。

定年退職については、研究科完成年度まで予定者はいない。なお、教員の定年年齢は群馬県立県民健康科学大学教員定年規程第 3 条による (資料 19)。

2 共通科目の教員配置

「保健医療特論」は、演習科目の特定範囲を当該分野を専門とする専任教員が担当するオムニバス形式とする。「放射線医療統計解析学」は、当該分野を専門とする専任教員 1 名が全演習範囲を担当する。「医療画像診断学特論」、「医療画像診断学演習」は、当該分野を専門とする非常勤講師が全演習範囲を教授する。「専門職教育展開論 I (カリキュラム編成の基礎)」、「専門職教育展開論 II (カリキュラム編成の実際)」、「研究と倫理」、「教育と倫理」は、当該分野を専門とする看護学研究科の専任教員が担当し、本研究科の学生はこれを選択科目として履修できるものとする。

ア 「診療放射線学特論」

五十嵐均教授・星野修平准教授

: 診療放射線学、放射線画像診断装置、検査法の概説、診療放射線学と診療

放射線技師との関係及び役割

イ 「放射線医療統計解析学」

倉石政彦准教授：生体を対象とした実験に必要な統計解析手法

ウ 「放射線画像解剖学特論」

柏倉健一教授：種々のモダリティにおける正常解剖画像の3次元的理解

神宮司洋一教授：放射線画像解剖の習得に必要な人体解剖学の基礎

エ 「医療画像診断学特論」

小島隆行非常勤講師

：疾患発生部位別の臨床画像提示による画像診断プロセスの理解

オ 「医療画像診断学演習」

小島隆行非常勤講師

：モダリティ別の臨床画像提示による画像診断プロセスの理解

カ 「放射線学シミュレータ特論」

堀謙太講師・下瀬川正幸教授

：コンピュータ・シミュレーションの設計、開発、利用の方法論

キ 「保健医療特論」 (オムニバス)

倉石政彦准教授：保健医療における倫理的諸問題

堀謙太講師：保健医療分野における病院情報システム及び電子カルテ

ク 「保健医療安全学特論」

平野邦弘教授・高橋康幸准教授

：医療従事者による機器操作や患者ケアの過失の要因分析と対策

ケ 「専門職教育展開論Ⅰ (カリキュラム編成の基礎)」

山下暢子兼任講師、三浦弘恵兼任講師

：看護学教育カリキュラム編成及びその展開に関する知識・技術の理解

コ 「専門職教育展開論Ⅱ (カリキュラム編成の実際)」

松田安弘兼任講師、三浦弘恵兼任講師、山下暢子兼任講師

：仮想看護大学の設置計画の作成、教育課程編成、模擬授業を展開

サ 「研究と倫理」 (オムニバス)

村上みち子兼任講師、森川功兼任講師

研究過程で生じやすい倫理的問題の確認とその回避に必要な知識、技術の習得

シ 「教育と倫理」 (オムニバス)

村上みち子兼任講師、森川功兼任講師

教育過程で生じやすい倫理的問題の確認とその回避に必要な知識、技術の習得

3 専門科目の教員配置

(1) 放射線画像検査学分野

すべての授業科目は、当該分野を専門とする 2 ないしは 3 名の専任教員が共同で指導を行う演習科目とする。

ア 「磁気共鳴学特論」

五十嵐均教授・根岸徹講師

：MRI の原理の理解に基づく応用技術の開発

イ 「造影検査学特論」

平野邦弘教授・上原真澄講師

：造影検査の原理の理解及びその最適化手法の開発

ウ 「放射線画像技術学特論」

小倉敏裕教授・白石明久准教授・根岸徹講師

：X 線 CT 及びマンモグラフィの撮像技術及び画像解析技術の開発

エ 「放射線画像解析学特論 I」

小倉敏裕教授・白石明久准教授・上原真澄講師

：X 線 CT 画像を用いた仮想内視鏡手法の開発

オ 「放射線画像解析学特論 II」

下瀬川正幸教授・堀謙太講師

：医療画像解析手法及びバーチャル技術の開発

カ 「機能画像学特論」

柏倉健一教授・神宮司洋一教授

：生体機能の画像化手法の基礎及び応用

キ 「核医学検査技術学特論」

柏倉健一教授・高橋康幸准教授

：トレーサーを利用した生体信号の取得と解析

ク 「医療画像情報学特論」

下瀬川正幸教授・星野修平准教授

：医用画像の画質に関する物理的及び視覚的評価理論

(2) 放射線治療学分野

すべての授業科目は、当該分野を専門とする 2 ないしは 3 名の専任教員が共同で指導を行う演習科目とする。なお、「先端放射線治療学特論」は、重粒子線治療を専門とする専任教員を新たに採用し、他の専任教員 2 名と共同して指導にあたる。

ア 「放射線治療学特論」

保科正夫教授・佐々木浩二講師

：放射線治療における治療物理、照射技術、品質管理

イ 「先端放射線治療学特論」

大野由美子准教授・保科正夫教授・佐々木浩二講師

：治療の品質管理、重粒子線治療の実用化

ウ 「放射線生物学特論」

脇誠治兼担講師

：放射線の生物学的影響の DNA、遺伝子、染色体、細胞レベルの解析

エ 「放射線管理計測学特論」

河原田泰尋教授・杉野雅人講師

：放射線の定量測定及び評価の基礎と応用

オ 「放射線安全管理特論」

河原田泰尋教授・杉野雅人講師

：放射線障害防止にかかる安全管理についての理解

4 診療放射線学特別研究の教員配置

専任教員が各々の専門分野において診療放射線学特別研究を担当する。研究指導は複数の教員で行い、互いに連携しつつ学生が設定した研究計画の妥当性及び研究進捗状況を逐次確認することにより、修士論文の完成を導く体制をとる。

V 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1 目的

本研究科の教育目標を達成に向け必要な学生の質を確保するために、以下のような教育・研究の指導プロセスに従い体系的な教育を行う。

2 教育研究指導体制（資料 20）

学生 1 名につき、研究指導教員 1 名及び研究指導補助教員 1 名以上を配し、履修指導及び研究指導を行う。研究指導教員は、診療放射線学特別研究における研究指導及び履修科目の選択に関する指導を中心に行うとともに、学生が研究に必要な技術、知識について適切な指導が受けられる体制を整備する。研究指導補助教員は、研究指導教員と連携して研究遂行や論文作成への助言及び履修指導を行う。研究指導教員及び研究指導補助教員は、原則として担当する学生に対して入学から修了まで一貫して研究指導及び履修指導を行うものとする。ただし、研究科長が研究指導にあたり必要と認めた場合は、研究科委員会の審議を経て研究指導教員及び研究指導補助教員を変更することができる。

3 論文作成へ向けての研究指導プロセス（資料 21、22）

入学時に研究科委員会において、学生の意見・要望を元に研究課題について協議する。その結果を基に研究科委員会において研究指導教員及び研究指導補助教員を決定する。その上で、研究科長を委員長とし、研究指導教員、研究指導補助教員で構成される研究指導委員会を研究科委員会の下に設置する。

学生への研究指導及び履修指導は、研究指導委員会の総意に基づき、研究指導教員及び研究指導補助教員が行う。学生は研究指導教員の指導に基づき先行研究、関連文献等を調査し、学生自身の立案及び研究指導教員、研究指導補助教員からの助言により、研究課題を 1 年次前期終了までに設定する。研究課題を設定した後は、引き続き先行研究、関連文献等を調査するとともに、研究指導教員及び研究指導補助教員と協議の上で研究計画を 1 年次後期に立案する。研究計画が立案された後、研究指導委員会及び本学倫理委員会において論理性及び倫理性の両面について審査し、研究科委員会の承認を経て 1 年次後期終了までに研究を開始する。また、研究と並行して、1 年次及び 2 年次に共通科目、専攻分野及び他分野の専門科目を履修し、研究課題及び研究遂行に関連する知識・技術・方法論を習得する。

研究の進捗状況は、毎年 9 月及び 2 月に研究指導委員会へ報告書を提出するとともに、中間報告会を開催し学内に公表することで確認する。以上のように、研

究指導教員及び研究指導補助教員を中心とする集団指導体制の下に研究を遂行し、半年ごとの中間報告を経て、修士論文を完成させる。

4 修士論文の提出と審査（資料 23）

修士論文の審査を希望する学生は、研究科委員会が指定した期日までに修士論文の概要を含む修士論文審査願を研究科長に提出する。研究科委員会は、提出された修士論文審査願について審議を行い受理の可否を決定する。修士論文審査願が受理された段階で、研究科委員会は研究審査委員会を設置し以後の審査に充てる。研究審査委員会は、審査の公平性を考慮し、当該学生の研究指導を行う研究指導教員 1 名及び研究指導を行わない教員 2 名以上を含む複数の教員で構成される。研究審査委員会の委員長は、研究指導教員以外の教員がこれに当たる。研究審査委員会には、必要に応じて外部の有識者を加えることを可能とする。審査を受けようとする学生は、修士論文審査願が受理された後、研究科委員会が指定した期日までに修士論文を提出する。研究審査委員会は、提出された修士論文について審議を行い、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、研究審査委員会の審議結果を受け、修士論文審査の実施の可否を決定する。

修士論文審査の実施が認可された場合、研究科委員会は、修士論文研究公聴会を開催し、研究成果を学内に公表する。修士論文研究公聴会の開催後、研究審査委員会は口頭諮問を形式とする最終試験を実施する。最終試験実施後、研究審査委員会は、修士論文審査判定会議を開催し、提出された修士論文及び最終試験の結果に基づき審査を行う。研究審査委員会の審議においては、審査の透明性を考慮し、研究審査委員会の委員長を含む委員全員が個別に評価を行い、合格判定については全会一致を原則とする。研究審査委員会の委員長は、審議の過程で出された意見、各委員の評価結果、合格判定結果等をまとめ、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、研究審査委員会による審査結果を受け、学位授与の可否について審議し決定する。

また、修士論文については、最終試験後、製本の上、研究指導の資料として研究指導教員及び研究指導補助教員にそれぞれ提出するとともに、本学附属図書館に収蔵し公開するものとする。

修士論文の審査に関して、「群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科修士論文審査規程」を（資料 24）に添付する。

5 修士論文の審査基準

新規性、有用性、信頼性の 3 条件について審査を行う。信頼性は修士論文において必須の要件となるが、新規性及び有効性はいずれかを満たせば良いものとする。

る。また、ヒト、動物を対象とした研究の場合、倫理的配慮に関する記載が必要となる。

(1) 新規性

論文の内容に新規性があること。

例えば下記のような要件を満たす場合、修士論文に新規性があると評価する。新規性の判定は、学術論文誌を基準とする。従来論文と比較し大きな差異が認められる場合には、特に優れた修士論文として評価する。複数の要件において差異が認められる場合、新規性を総合的に判断してより高い評価を与える。

- ア 新しい概念が提案されている。
- イ 新しいアルゴリズムが提案されている。
- ウ 新しい方法論が提案されている。
- エ 概念や方法の新しい組合せが提案されている。
- オ 理論上の新しい結果が論述されている。
- カ 新しい問題領域が提案されている。
- キ その他、新しい解釈、知見、事例、適用例、論点整理等が提示されている。

(2) 有効性

論文の内容が学術、社会の発展に役立つものであること。

例えば下記のような要件を満たす場合、修士論文に有効性があると評価する。新規性の判定は、学術論文誌を基準とする。従来論文と比較し大きな差異が認められる場合には、特に優れた修士論文として評価する。複数の要件において差異が認められる場合、有効性を総合的に判断してより高い評価を与える。

- ア 得られた効果が大きい。
- イ 得られた結果を広く適用できる。
- ウ 得られた結果を適用したい人が多い。
- エ 得られた結果を適用した場合に得られる利益が大きい。
- オ 新しい研究につながる可能性が高い。
- カ 他の研究に大きな影響を与える可能性が高い。
- キ その他、問題への十分な理解及び考慮、新しい研究分野への発展が期待される等の具体的な効果が示されている、あるいはその可能性が高い。

(3) 信頼性

論文の内容が審査員及び社会から見て信用できるものであること。

下記のような要件をすべて満たす場合、修士論文に信頼性があると評価する。

- ア 十分具体的に記述されている。
- イ 得られた結果に対する分析が十分にされている。
- ウ 技術的な裏付けが示されている。
- エ 議論の展開に明白な誤りがない。
- オ 前提条件が明確である。

6 修了の要件

(1) 修了の要件

本研究科に2年以上在籍し、診療放射線学特別研究以外に所定の単位（18単位以上）を習得するとともに、必要な研究指導を受け、毎年2回（9月及び2月）の中間報告を3回以上実施した上で修士論文の審査及び最終試験に合格し、診療放射線学特別研究の単位（12単位）を習得しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を最短で1年間まで短縮可能とし、中間報告は在学期間内に実施されるすべての中間報告会において報告すればよいものとする。

(2) 学位記の交付

研究科委員会で学位授与を認定した場合、その結果を学長に報告し、学長より修士（放射線学）（Master of Science in Radiological Technology）の学位記が交付される。

7 取得すべき単位

修士課程の学生が修了認定を受けるために習得すべき単位は30単位以上である。その内訳は以下の通りとする。

- (1) 必修科目（診療放射線学特別研究）：12単位以上
 - (2) 選択科目：18単位以上（うち、選択した研究分野の選択科目を6単位以上）
- なお、本研究科における授業科目の履修登録単位の上限は、1年間に24単位とする。ただし、集中講義として開講する授業科目はこの中に含まない。

8 授業科目の概要

「授業科目一覧表」（様式2-2）に記載の通り、共通科目、放射線画像検査学分野、及び放射線治療学分野の専門科目を開設する。

なお、授業科目の概要等は、様式2-3の通りである。

9 履修例

本研究科の特徴的な履修モデルを（資料 25～28）に示した。

10 教育の質を高めるための方策

本研究科では、厳密な成績評価の実施のために、学部と同様に GPA (Grade Point Average) 制度を採用する。また、研究科学生の教育に対する意識の向上を目的として TA (Teaching Assistant) 制度の導入を行う。また、学部と異なる時間帯にオフィス・アワーを設け、研究科学生の各種質問、相談等に対応する。

11 学生の厚生に対する配慮

本研究科に在籍する学生については、大学として学生教育研究災害保険への加入を推奨し、学生が安心して教育・研究に従事できるようにする。大学院生に対する健康診断については、全員が受診できるように時間帯の調整を行う。学生健康相談室では、相談員が学生生活における諸問題について相談・助言・指導を行い、かつ、保健師、保健管理医・カウンセラーが身体的・精神的な健康相談・助言・指導を行う。

教員及び職員は、「群馬県立県民健康科学大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程」及び関連する指針に従い、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止及び排除に努め、本学における学生及び教職員の利益の保護を図る。

VI 施設・設備等の整備計画

1 目的

講義室、実験演習室等の施設、機器・器具等の設備については、診療放射線学研究科の理念及び目的に合致する教育及び研究を実施するにあたり必要かつ十分な内容となるよう整備する。

2 校地、運動場の整備計画

運動場 (6,533 m²)、体育館 (803 m²)、テニスコート2面、休息スペース等については、同一敷地内にある大学の既存の設備を利用する。校地は単一区画であり面積は 40,739m²である。運動場は多目的に使用することができる。休憩スペースとして中庭にテーブル、イス等を配置し、また校舎内に2カ所の学生ラウンジを設けている。

3 校舎等施設の整備計画

本研究科は入学定員が3名、収容定員が6名である。また、本研究科が開講する授業科目はすべて演習科目である。本研究科の教育目標を達成するために、収容定員約6名の大学院学生の院生室(研究科専用)、ゼミ形式の演習を目的とした演習室(研究科専用:演習室D)、コンピュータ等の実技指導を目的とした演習室(研究科専用:演習室E)、及び看護学研究科と共用の演習室(演習室C)の各1室を大学院専用施設として整備する。専用施設は既設の校舎内を一部改修することでこれに充てる。大学院学生の院生室(43m²)は、研究科所属の学生全員を収容するものとし、各学生専用の机及びPC等を配置する(資料29)。設計にあたり、学生同士の交流を保ちつつ、個人の研究を妨げないよう配慮する。また、大学院専用の演習室3室(演習室C(43m²)、演習室D(18m²)、演習室E(86m²))について、演習室C及び演習室Dには、ゼミ形式の演習を実施できるよう必要なテーブル、イス、プロジェクター等の備品を配置する。演習室Eにはワークステーション、プロジェクター等を設置し、画像処理及びシミュレーション教育等の演習を可能にする。なお、昼の時間帯及び第6限に実施する授業科目については学部と共用の講義室、演習室、実験演習室を利用する。

診療放射線学特別研究等の実験を伴う授業科目を実施する場合は、学部の実験演習室及び機器設備を使用する。学部が所有する機器設備を用いることにより、X線撮影、マンモグラフィ、MRI及びCT画像の解析、核医学画像の解析、治療計画の作成、ネットワークの構築、プログラミング等の実験が可能である。

学部と共用する施設として以下のものがある。講義室9室(大講義室447m²、第

21 講義室 213m²、多目的ホール 199m²、第 22 講義室 141m²、第 2 講義室 120m² (ほか)、演習室 19 室 (59m²×2 室、56m²×2 室、53 m²×1 室ほか)、実験演習室 21 室 (362m²×1 室、173m²×1 室、89m²×2 室、85m²×4 室ほか)。資料の研究科授業科目年次配置表、平成 21 年度及び 22 年度の研究科授業時間割表、平成 21 年度の学部授業時間割表 (資料 30~33) からわかるように、研究科授業科目の実施に際して演習室等の確保について特段の支障は生じない。なお、平成 20 年度は大学完成年度にあたるため、4 学年すべての授業科目の時間及び部屋割が記載されている。また、上記共用施設のうち、大講義室、第 21 講義室、多目的ホール、第 22 講義室及び第 2 講義室の収容定員は各々 404 名、120 名、72 名、90 名、90 名と多く、診療放射線学特別研究の中間報告会、修士論文公聴会等の開催に関しても支障はない。

施設に関しては、ID カード等の使用により夜間及び休日に校舎内に自由に入出りし、実験及び論文作成等の研究活動に専念できるように整備を進める。

4 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館については、既設の図書館を利用する。大学院設置にあたり国内及び国際的に評価の高い書籍を中心に内容の充実に努める。図書館は、閲覧室の面積が 850m²、閲覧席が 74 席であり、70,000 冊の図書が収容可能である。閲覧室内にはレファレンス・コーナーを設置している。資料検索手法については、所蔵検索、データベース、データベース・ディレクトリー、雑誌目次情報等を整備している。他の大学図書館等との協力については、多くの大学図書館で行われている「学生証」の提示による他大学の学生の利用を本学においても許可している。また、文献複写・相互貸借サービスにより、他大学の資料を入手することも可能である。電子ジャーナルやデジタル・データベース等については、医学分野、看護学分野の電子ジャーナルや国内外の主要な学術情報オンライン・データベースが利用可能であるが、最新の知見を得ることは先端的な教育・研究を行う上で必要不可欠であるので、今後も継続して拡充整備を行う。

なお、平成 20 年度に本学図書館で購入している和雑誌、洋雑誌、オンライン・データベース、及び電子ジャーナルを (資料 34、35) に示した。

5 診療放射線学特別研究実施に向けての整備

修士論文研究に関する実験については、大学内の実験演習室を使用するとともに、必要に応じて群馬県が所管する医療機関や近隣の医療機関・研究機関等に協力を要請し、当該機関の設備を借用して行うものとする。

VII 既設の学部との関係

1 既設の学部との関係

研究教育の柱となる分野及び教員組織のつながりに関して、診療放射線学部及び診療放射線学研究科の関係図を（資料2、17）に示す。

2 学部の教育課程の特徴

群馬県立県民健康科学大学は診療放射線学部診療放射線学科と看護学部看護学科の2学部2学科からなる大学である。診療放射線学分野は、他大学では保健学部あるいは保健学科等の中に1学科（専攻）として設置されるのが常であり、診療放射線学部としての名称及び独自の教育課程を持つ学部は、平成20年5月現在、我が国で唯一である。診療放射線学部設置の目的は、理学・工学分野の総合的、学際的な特徴を持ち、かつ実践技術としての色彩が強い診療放射線学を医療における科学の一分野として学問体系に高めるという意欲の表れである。学部における統合カリキュラムの特徴として下記のような点が挙げられる。

- (1) 「教養教育科目」は、科学的根拠に基づいた実践的医療の遂行に必要な基礎的能力の涵養を目的とする科目群としている。このとき、単に科学的根拠に偏重することのないよう、対象となる患者の人間としての尊厳を尊重できる素養を育むような科目編成としている。
- (2) 「専門基礎科目」は、診療放射線学の基礎を形成する理・工学的学問諸分野における知識の習得を目的とした科目群である。
- (3) 「専門科目」は、専門基礎科目の学問的成果に立脚し、病院等の医療現場で適切な検査・治療業務を遂行できる診療放射線学としての応用分野を形成する専門的知識及び技術の修得を目指す科目群である。
- (4) 「保健医療専門職共通専門科目」は、将来、主として医療業務に従事する診療放射線技師と看護師が、チーム医療の一員として相互の役割について理解し、協働するため設定した科目群である。このため両学部で教育課程の共通化を図っている。

学部設立に合わせ、教員の増員、新校舎の建設、新しい統合カリキュラムの編成等を実施し、医療専門職としての診療放射線技師教育に必要な教育・研究の基盤整備を積極的に進めた。

3 研究科の教育課程の特徴及び両者の関係

本研究科では、学部で教授している診療放射線学としての学問体系をより高度に発展させることを目的としている。学士課程教育では、上述のように、卒業後、診療放射線技師として保健医療現場で働くことを前提とした基礎理論及び実践教育の学修を主として実施しているが、大学院（修士課程）では、問題解決能力を中心とした応用的な研究・教育の実現に必要な基礎的能力の習得を目標としている。教育課程の具体的な到達目標としては、将来の自立した研究者の養成に向けての基礎学力の学修、将来の教育者として必要な幅広い学識と専門性の学修、及び高度医療専門職としての医療の現場における実践的な研究能力の育成を設定している。従って、学部と比較し本研究科におけるその授業内容は到達目標に沿ったより研究・応用的要素を強めた高度かつ専門的なものになっている。

VIII 入学者選抜の概要

1 目的

本研究科では、診療放射線学に関わる実践的な問題解決能力を持つ高度医療専門職者、研究者及び教育者の養成を目的としている。この目的を達成するために以下の要領に従い入学者の選抜を行う。

2 アドミッションポリシー

以下の5点を入学者選抜の基本原則とする。

- (1) 診療放射線学の教育を受けるための基礎学力を持っていること
- (2) 診療放射線学に対する深い関心と強い目的意識を持っていること
- (3) 診療放射線学における課題を自ら見だし解決する意欲を持っていること
- (4) 診療放射線学の習得を通して広く社会へ貢献する意欲を持っていること
- (5) 診療放射線学を基礎とした高度医療専門職者、研究者、教育者を目指していること

3 入学者選抜

(1) 方法

一般選抜及び社会人特別選抜試験を設ける。

学力検査(専門科目、外国語、小論文)、面接及び提出書類により総合的に判断する。

志願者は、出願に際して指導希望教員に教育・研究内容等について事前相談を行うよう学生募集要項に明記する。

(2) 選抜制度の工夫

選抜試験においては、基礎知識、経験、資質を総合的に評価できるような選抜方法を設定する。

(3) 選抜体制

入学試験を適正かつ公平に実施することを目的に、入学試験ごとに学長を本部長、入学試験委員長及び事務局長を副本部長、入学試験委員及び担当職員を本部構成員とする入学試験実施本部を組織し、各部署に教職員を適切に配置することで万全な体制をとるよう努める。入学試験の準備及び実施計画の作成、試験結果の集計、発表、手続き、試験監督者等の選出などの業務は、入学試験委員会が行う。また、両研究科共通の事項に関しては、研究科合同入学試験委

員会を開催し検討する。

入学試験委員会は入学試験ごとに試験の準備段階から試験実施、判定作業、判定会議に至るまでの流れと入学試験委員各自の任務を明確にした役割分担一覧表を作成する。さらに入学試験ごとに詳細な実施要領、監督要領、面接要領を作成し、入学試験実施前に担当教職員に説明会を開催するにより、関係する教職員が各自の役割分担に関する詳細及び全体の流れを把握できるように周知徹底を図る。

4 入学定員

学生入学定員は 3 名とする。また、入学定員のうち若干名を社会人特別入学として受け入れる。

ここで、社会人とは、入学時に医療・保健・福祉施設、教育研究機関、官公庁または企業等において 3 年以上相当の専門的な実務経験（通算可）を有する者で、入学後もその身分を継続する者をいう。

なお、入学定員 3 名は、特定の分野に偏らないよう配慮する。

5 入学資格

入学資格は、次のいずれかに該当する者とする。

[一般選抜]

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であつて、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であつて、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であつて、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であつて、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (12) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者

[社会人特別選抜]

社会人特別選抜により入学できる者は、医療・保健・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等において3年以上相当の専門的な実務経験（通算可）を有し、入学後もその身分を継続する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (12) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で25歳に達した者

6 社会人の受け入れ方法

社会人特別選抜方法を設ける。選抜は、学力検査（専門科目、外国語、小論文）、面接及び業績調書等により総合的に行う。

本研究科は、臨床に密着した応用研究を推進できる基礎的能力を持つ研究者の養成並びに高度医療専門職者として実践能力を持つ地域指導者の養成を目的としている。すでに社会で活躍している人材に対し再教育の機会を与えることにより、より高いレベルの専門知識・技術の習得を可能にし、得られた知識を現場に還元することで地域医療の水準の向上に大きく寄与できるものとする。医療従事者等すでに社会で活躍している者が、当該医療・保健・福祉施設や教育研究機関における職務を継続しつつ、さらに高度な専門・実践能力を涵養するために学修することは、技術的進歩の著しい診療放射線学においてきわめて重要である。本研究科は臨床現場からのニーズに直接応える効果的な教育課程を設置することで、積極的にこれを推進する。

IX 大学院設置基準第 14 条に定める教育方針の特例の実施について

1 目的

医療の現場で活躍している医療従事者の中には、臨床の場で得られた種々の経験の体系化や疑問・課題の解決のために継続した学修を希望するものが多い。本研究科は、こうした社会人の学修ニーズに応えるため、再教育のための教育課程を設ける。教育課程は、夜間等特定の時間帯及び夏期等の特定の時期に授業及び研究指導を実施し、職を辞さず学修できる教育環境を整備することで有職者の要求に対応する。以上の目的を達成するため、本研究科においては大学院設置基準第 14 条特例を導入し、有職者社会人に対して大学院の門戸を開放する。

2 修業年限

標準修業年限は 2 年とし、全期間に 14 条特例を適用する。ただし長期履修を希望する場合は、研究指導教員と協議の上、研究科長の許可を受けることにより、4 年を限度として在籍期間を延長できるものとする。

3 教育・研究方法

(1) 履修方法・授業の実施方法

課程修了のためには、第 2 年次末までに 30 単位以上を習得しなければならない。教育方法の特例の適応を受けた学生は、夜間その他特例の時間又は時期において開講する授業科目から 30 単位以上を履修・取得するものとする。授業は社会人への便宜を図るため、原則として昼夜間に隔年交互開講する。夜間は、第 6 時限 (18:00～19:30) 及び第 7 時限 (19:40～21:10) に開講する。また、教育方法の特例実施により、社会人が休暇等を取得しやすい 8 月等に夏期集中講義を設定し、単位取得の便宜を図る。なお具体的な授業科目年次配置表及び平成 21 年度及び 22 年度の授業時間割表を (資料 31～32) に示す。

(2) 研究指導

本研究科で研究指導を担当する教員は、昼間の授業及び研究指導後も夜間まで自身の研究を行っているのが常であり、有職の学生が指導教員に夜間その他特定の時間又は時期に研究指導を受けることは困難ではない。

また、職場において社会人学生が実施している研究内容の一層の高度化を目的とした研究課題の選択を可能にする。

さらに、情報ネットワークを活用して、文献検索、データ処理をはじめ有職学生との情報交換を常に行うことで、より効率的に研究指導を行うようにする。

また、本学の図書館は、学術雑誌の電子ジャーナル化を進め、情報ネットワークの利用により夜間、休日の利用を可能とし、社会人の教育・研究に十分活用できる体制を整備する予定である。

(3) 施設・設備の利用

本研究科においては、研究室・実験室の開放時間の延長を予定しており、教育・研究の推進に支障はない。また、データ整理や論文作成のために大学院学生の専用院生室を設ける。

4 教員の負担の程度

本研究科では、昼夜開講制に際して十分な教育研究指導が行えるよう担当教員全員が14条特例による授業を実施する。また、昼夜開講する授業科目は、教員1人あたり特別研究を除き最大3科目程度とするとともに、開講する曜日・時限を調整することにより、教員の負担の軽減を図る。

5 図書館・情報ネットワークの利用確保

(1) 図書館

図書館は、電子ジャーナルの導入を積極的に進め、24時間使用できる体制の整備を行い、教育・研究に支障がないよう配慮する予定である。

(2) 情報ネットワーク

本研究科では情報ネットワークの利用が可能で、各研究室・演習室等に多数のワークステーションを配置する。昼夜を問わず休日でも各研究室等の端末から自由に情報ネットワークにアクセスできるようにし、教育・研究に支障がないよう配慮する予定である。

6 入学者選抜方法

志願者は、出願に際して指導希望教員に教育・研究内容等について事前相談を行うよう学生募集要項に明記する。

試験は、学力検査（専門科目、外国語、小論文）、面接及び業績調書等により総合的に判断する。

教育方法の特例の適用を受ける社会人を対象とした入学定員は、入学定員のうち若干名とする。社会人の選抜は特別選抜により実施するものとし、社会経験を評価する内容を含む。出願書類に「研究業績目録」及び「研究概要」を加え、選考の際に評価する。

7 学生の厚生に対する配慮

大学院設置基準第14条に定める教育方針の特例を受ける社会人学生の厚生に関しては、一般選抜による学生と同様の配慮を受けることができる（V-11 参照）。

昼夜開講に対する事務部門の体制については、勤務時間のシフト制を採用することにより対応する。

X 管理運営

群馬県立県民健康科学大学は、教育及び運営の最高責任者である学長の下に、学部長、研究科長等の専任教員、事務局代表者、及び外部有識者 5 名より構成される評議会を置いている。評議会は、本学の中期計画及び年度計画、学則等の重要な規則の制定または改廃、予算編成の基本方針に関する事項、研究教育活動に関する自己点検・評価等の大学の基本方針に係る重要事項についての審議及び決定を行う。さらに、研究科設置にあたり評議会の下に従来の学部合同会議を改組した学部研究科合同会議を設置し、大学全体の教育・研究及び運営の実務を担う。学部研究科合同会議は、大学の規模を考え、2 学部及び 2 研究科に共通する組織として設置する。学長、学部長、研究科長、評議員等を構成員とし、大学全体に係る規程の制定及び改廃、予算方針の決定、その他教員及び学生の教育・研究に関する事項等を審議する。大学院組織及び学部組織はその下に置く。大学院には研究科委員会を置き、研究科に関する諸事項の審議及び決定を行う。また、研究科委員会の下に研究科専門委員会、研究指導委員会及び研究審査委員会等の組織を置き、研究科に関する運営及び学生への教育・研究指導等にあたる（資料 20、36）。

1 診療放射線学研究科の組織

診療放射線学研究科に研究科委員会を置く。研究科委員会には、研究科長を置き、研究科委員会の議長を務める。また、研究指導及び審査にあたる教員から構成される研究指導委員会及び研究審査委員会を研究科委員会の下に置き、診療放射線学特別研究等に必要となる教育・研究指導及び研究審査を組織的に実施できる体制をとる。

2 研究科委員会

(1) 組織

研究科委員会は、研究科長及び研究科の教授より構成される。ただし、必要に応じて研究科の准教授、常勤の講師及び助教を加えることができる。研究科委員会は、下記の審議事項に加え、自己点検・評価及びFDに係る事項のうち研究科に関する事項の審議及び実施も行う。

(2) 審議事項

- ア 研究科の教員の採用のための選考に関する事項
- イ 研究科に係る規程の制定又は改廃に関する事項
- ウ 研究科に係る予算編成に関する事項
- エ 研究科に係る教育課程の編成に関する事項
- オ 研究科の学生の厚生及び補導に関する事項
- カ 研究科の学生の入学、修士課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- キ その他研究科の教育又は研究に関する事項

(3) 議事

構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席する構成員の過半数により議事を決する。

3 研究科専門委員会

研究科委員会の下に、研究科専門委員会を置く。研究科専門委員会は教務委員会、入学試験委員会、FD委員会、自己評価委員会から構成される。研究科委員会は、必要に応じ研究科専門委員会の設置及び改廃を行うことができる。研究科委員会は、研究科の教員の中から専門分野に関して知見を持つ委員を選出し、研究科専門委員会の構成員に充てる。研究科専門委員会は、研究科委員会の承認の下に、研究科に関する各所轄事項についての掌握及び活動を行う。また、大学全体あるいは看護学研究科と共通する事項に関しては、学部委員会、全学委員会、及び看護学研究科専門委員会等と連携を取りながら、積極的にこれに取り組む。なお、研究科専門委員会規程を（資料37）に示す。

4 研究指導委員会及び研究審査委員会

研究科長を委員長とし、研究指導教員及び研究指導補助教員で構成される研究指導委員会を研究科委員会の下に設置する。学生への研究指導及び履修指導は、研究指導委員会の総意に基づき、研究指導教員及び研究指導補助教員が行う。

また、修士論文審査願が受理された段階で、当該学生を担当する研究指導教員及び研究指導補助教員を含む複数の教員から構成される研究審査委員会を設置し、以降の研究に関する客観的な審査を実施する。研究審査委員会には、必要に応じて外部の有識者を加えることを可能とする。

XI 自己点検・評価

1 目的

本研究科では、本学で既に実施している自己点検・評価活動の枠組み中で大学院研究科としての取り組みを行う。群馬県立県民健康科学大学自己評価委員会は、群馬県立県民健康科学大学委員会規程第1条に基づき本大学全体の教育研究水準の向上を図るために設置された。本委員会の目的は、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各委員会が作成した報告を基に全学的観点に立って自己点検・評価を行い、この結果を教育・研究活動の向上のために還元することにある。自己点検・評価は毎年行い、教員への結果の通知及び学外への公表を実施する。

2 組織

自己点検・評価活動は、学長及び本学教授から構成される自己評価委員会が中心になり全学的に実施している。また、自己点検・評価報告書の作成は、自己評価委員会の下部組織であり、学長、教授等の専任教員及び事務局から構成される自己点検・評価報告書作成部会が主として行っている。自己点検・評価報告書作成部会は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めた指針を基に両学部共通の評価・点検基準を決定した。この基準に従い両学部委員会、両学部合同の学部合同委員会、報告書作成部会、事務局等が原稿の作成を行い、自己点検・評価報告書作成部会が原稿の編集作業を行い、自己評価委員会の承認を経て刊行した。

3 自己点検・評価項目

自己点検・評価に用いた評価項目は、①大学の目的、②教育研究組織（実施体制）、③教育及び教育支援者、④学生の受入、⑤教育内容及び方法、⑥教育の成果、⑦学生支援等、⑧施設・設備、⑨教育の質の向上及び改善のためのシステム、⑩研究活動の状況、⑪国際交流、⑫社会との連携、⑬財務、⑭管理運営、⑮情報公開、⑯倫理、⑰放射線の安全管理、⑱自己評価体制、の18項目である。

4 活動状況

(1) 平成17年度自己点検・評価報告書（第1号）

平成18年9月に群馬県立県民健康科学大学として第1回目の自己点検・評価報告書を刊行した。本報告書は、全教員に配布し、教育・研究における課題の認識及び改善に用いた。また、文部科学省、群馬県を始めとした地方公共団体や関係医療機関、高等学校、報道機関、民間団体、企業等に配布し、同一内容

のファイルを大学ホームページ上に掲載し、広く一般に情報公開している。

(2) 平成 18 年度自己点検・評価報告書（第 2 号）

平成 19 年 10 月に群馬県立県民健康科学大学の第 2 回目の自己点検・評価報告書を刊行した。平成 17 年度と同様に配布及び公表を行った。

5 研究科における取り組み

自己点検・評価は大学全体として取り組んでいく。本研究科においては、自己評価委員会を編成し、学部と連携しながら自己点検・評価活動を積極的に進める。また、各学期の教育実践に関する自己点検・評価、各年度の研究、社会活動等に関する自己点検・評価をそれぞれ行い、自己点検・評価項目に準じて評価された結果を研究科における教育・研究活動の向上に還元する。また、情報公開の精神に則り外部に公表を行う。今後は、独立行政法人大学評価・学位授与機構等の第三者機関による客観的な評価を受ける予定である。

XII 情報の提供

1 目的

群馬県立県民健康科学大学では、本学における諸活動について広く説明をする責務を全うし、開かれた大学運営を推進するために、大学が保有する情報の一層の公開を行う。この趣旨に則り、大学に関する情報、教員情報、教員の研究・教育活動、地域貢献活動等について学外に向けて積極的な情報公開を行っている。一般的な情報に関しては、大学ホームページ、大学案内等で公開するとともに、個別の要請についても可能な限り情報を提供する。

2 大学に関する情報の公開

大学ホームページ上で大学の基本理念・教育目的、学部の特徴・目標、教育課程、取得可能な資格、入学試験情報（アドミッションポリシー、学生募集要項、オープンキャンパス、過去の入学試験問題、入学試験結果）、図書館情報（利用案内、蔵書検索、文献検索等）、公開講座、市民公開講座、研究成果、倫理的指針、自己点検・評価報告書（全文）、施設・設備、学生生活情報等を公開している。大学案内等のパンフレットには、上記情報のうち必要な項目を抜粋し掲載している。

3 教員情報の公開

以下の教員情報に関し大学ホームページ上で公開している。

- ①氏名、②所属、③職名、④担当科目、⑤専門分野、⑥研究課題、⑦主な論文・著書、⑧主な経歴

上記ホームページに教員個人で作成したホームページをリンクできる仕組みを採用し、各教員による速やかな情報公開を可能にしている。また、個人情報保護の観点から、個人研究室の電話番号及びメール・アドレスは非公開とし、電話に関しては代表電話を、メール・アドレスに関しては代表メール・アドレスを大学ホームページに記載することにより、遅滞なく当該教員に連絡できる仕組みとしている。

4 群馬県立県民健康科学大学紀要の作成及び公表

教員の研究・教育活動に関して毎年3月末に前年度の活動状況及び研究論文等を記載した群馬県立県民健康科学大学紀要を作成し、学内及び学外研究・教育関連施設、県内病院、主要図書館等に配布・公表している。

5 地域貢献活動報告書の作成及び公表

群馬県立県民健康科学大学における教員の地域貢献活動を記載した地域貢献活

動報告書を毎年作成し、学内及び学外研究・教育関連施設、県内病院、主要図書館、関連自治体等に配布・公表している。

6 研究科における取り組み

情報公開は大学全体として取り組んでいる。本研究科においても学部と同様の情報提供システムを採用することにより、下記の情報の一般公開をさらに積極的に進める。

(1) 研究科に関する情報の公開

- ア 設置の趣旨及び必要性
- イ 教育課程の特色
- ウ 組織体制
- エ 指導體制
- オ 入学試験情報
- カ 学位論文の課題
- キ 自己点検・評価報告書
- ク 施設・設備

(2) 教員に関する情報の公開

学部と同様の情報を公開する。また、教員が行っている研究・教育活動、社会活動等に関しても積極的に公開する。

XIII 教員の資質の維持向上の方策

1 目的

本研究科は、診療放射線学に関わる教育者、研究者、及び実践的な問題解決能力を持つ高度医療専門職者の養成を目的としている。この目的を達成するために、各教員のさらなる資質の維持向上を図る。

2 任期制及び再任制度の採用

群馬県立県民健康科学大学では「群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程」(資料38)に従って、その職位により任期を定めた任期制(教授10年、准教授7年、講師5年、助教及び助手4年)を導入している。この制度は教員個々の資質の維持向上及び教育・研究活動の活性化を目的とする。任期終了時にその任期期間中の研究、教育、社会貢献活動を再任審査委員会に提出し、再任審査委員会は公表されている客観的基準に従いこれを評価する。各教員の活動がその職位にふさわしいものと判断されれば再任を認める仕組みとなっている。また、再任審査を受けた教員は、審査結果に対し不服を申し立てることが可能である。教員の再任用に関する規定は平成19年度に制定され、平成20年度から順次実施する。

診療放射線学研究科の専任教員は男性17名、女性1名であり、その平均年齢は平成21年4月1日時点で49.0歳となる。本研究科においても、専任教員全員が学部と大学院の職を兼任することから、任期は学部の任期が適用される。

なお、教員の選考はすべて公募により行い、学内での昇格制度は採用しない。

3 FD活動による教育の改善

FD活動を大学院教育における重要な取り組みとして位置づけ、FD委員会を中心に全教員が積極的に取り組む。

診療放射線学部では教授2名、その他教員3名から構成されるFD委員会を設置し、教員の資質向上に関する取り組みを行っている。FD委員会では、後述の学生による授業評価に加え、年数回のFD研修会を開催するなど、種々の活動を通じて教員に直接働きかけている。

大学院においても学部と同様にFD委員会を設置し、FD研修会の開催等によりFD活動に対する意識の向上を図る。同時に、平成17年に中央教育審議会より答申された「新時代への大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」で述べられている教育の実質化を踏まえ、関連する諸委員会と連携し、教育の課程の組織的展開並びに教員の自己啓発意識を高めるためのFD活動を強化する。

4 学生による授業評価

学生による授業評価は、授業が適切に実施され十分な教育効果を発揮しているかどうかを学生による複数回の授業評価を通して検証する取り組みである。学生は7項目の質問事項に対し、決められた評価尺度を用いて選択解答する仕組みとする。また、自由記載欄を設け、教員側が想定している評価尺度以外にも意見・要望等があれば自由に記入できる形式を採用する。評価の実施は、教員が設定した任意の授業時間内に任意の回数行う。記入が終了したアンケート用紙の回収・取り扱いは事務が行い、担当する教員に手交する仕組みとする。教員は、アンケート結果に基づき自身の授業進行における課題の認識、改善を行うことが可能になり、教育能力の向上に貢献する。

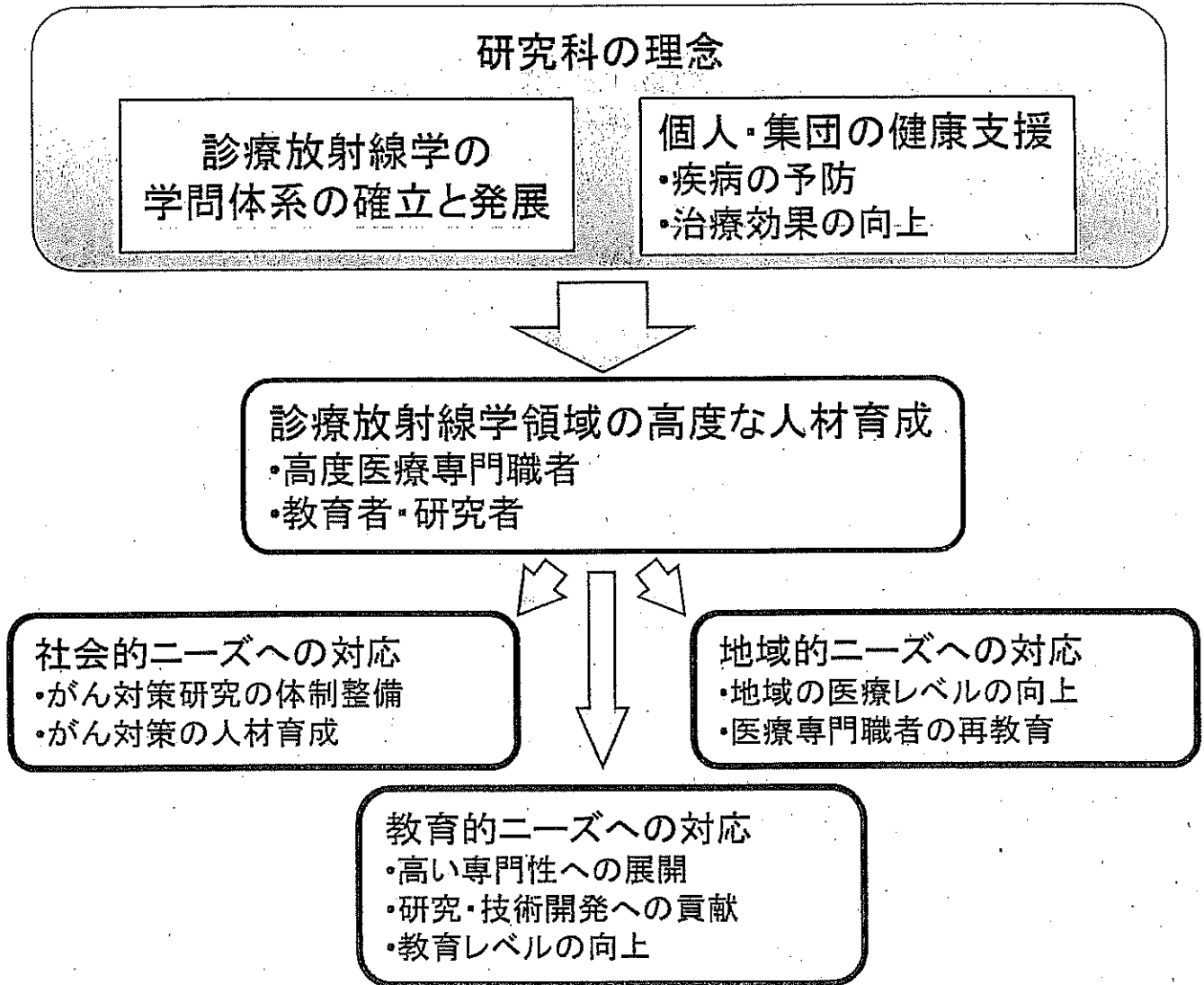
5 学会活動等を通じた教育への取り組み

平成19年に本学診療放射線学部教員が中心となり、診療放射線学教育学会を設立した。本学会には、関東地区の診療放射線学系大学教員を中心に多数の会員が参加している。診療放射線学教育学会は、診療放射線学における教育技法、教育評価、教育制度、FD、継続教育、新人研修などの教育に関わる領域を研究対象とし、教育・研究に関する情報交換等の活動を通じて、診療放射線学への還元を図ることを目的としている。また、平成19年9月には、第1回学術集会を本学で開催した。本学教員を主体とした診療放射線学教育に関する学会活動を通し、大学院教育に携わる他大学教員との交流を深めることで、本研究科教員の教育能力及び意識の一層の向上を図る。

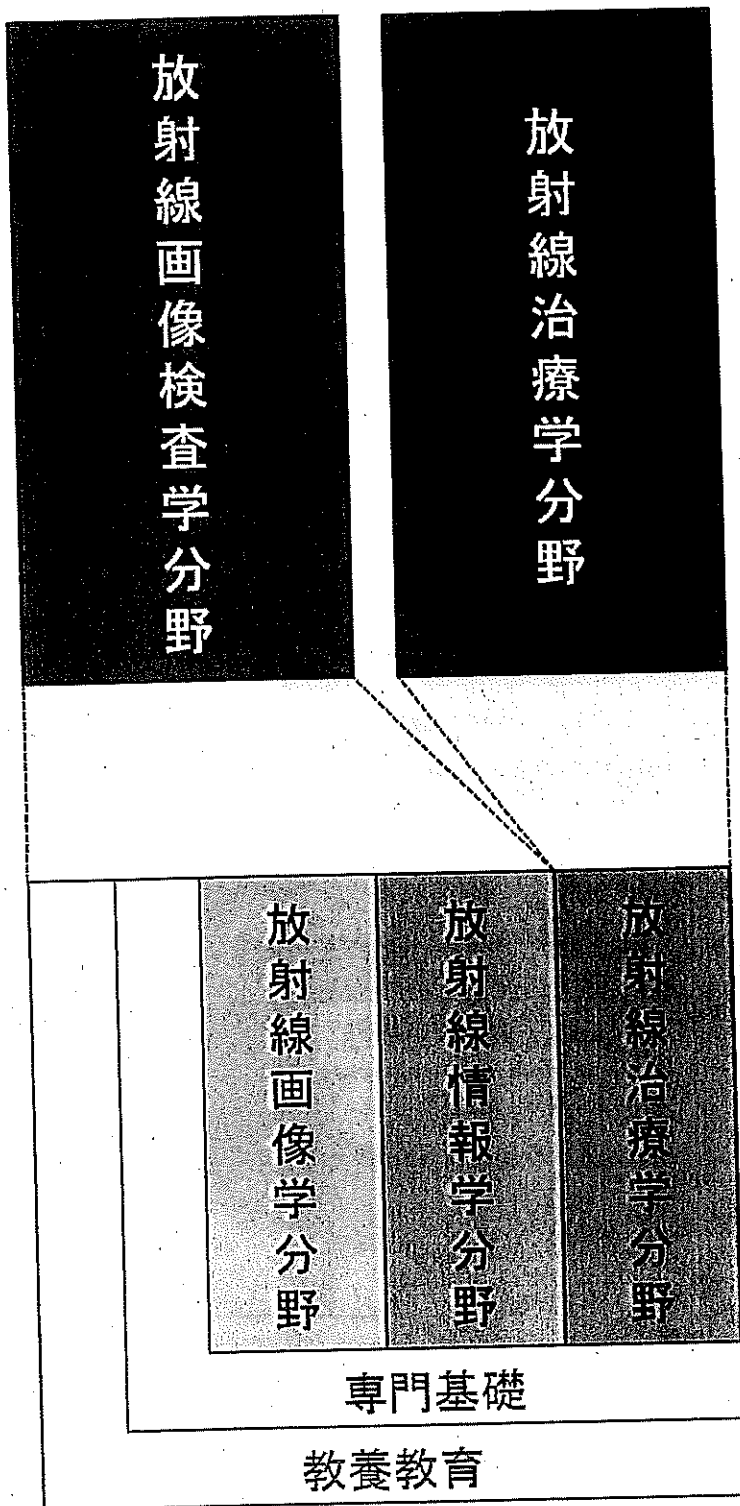
<資料>

- 資料1:群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科の理念及び目的
- 資料2:診療放射線学研究科と診療放射線学部との関係
- 資料3:群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科の目的及び人材養成
- 資料4:重粒子線(炭素線)治療の特徴
- 資料5:北関東域連携がん先進医療人材育成プラン組織体制の概要
- 資料6:疾病構造の変化
- 資料7:群馬県の過疎地域
- 資料8:群馬県の過疎地域等における高齢者比率
- 資料9:群馬県内病院の病院長へのアンケート調査結果
- 資料10:群馬県内の診療放射線技師の最終学歴
- 資料11:社会人の学位取得希望状況
- 資料12:本学在学生の進学希望状況
- 資料13:国内の診療放射線学系大学院の設置数の変遷
- 資料14:診療放射線学系大学における診療放射線技師免許所持教員数
- 資料15:群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程
- 資料16:群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程
- 資料17:大学院研究科組織と大学学部教員組織の関係
- 資料18:研究科専任教員の年齢構成
- 資料19:群馬県立県民健康科学大学教員定年規程
- 資料20:教育研究指導体制の概要
- 資料21:履修・修士論文作成スケジュール例(在籍期間2年)
- 資料22:修士論文研究の研究プロセス例(在籍期間2年)
- 資料23:修士論文審査スケジュール例(在籍期間2年)
- 資料24:群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科修士論文審査規程
- 資料25:履修モデル(1) 放射線画像検査学分野 教育職志望
- 資料26:履修モデル(2) 放射線画像検査学分野 高度医療専門職志望
- 資料27:履修モデル(3) 放射線治療学分野 研究職志望
- 資料28:履修モデル(4) 放射線治療学分野 高度医療専門職志望(長期履修)
- 資料29:院生室の配置
- 資料30:診療放射線学研究科 授業科目年次配置表
- 資料31:平成21年度大学院診療放射線学研究科授業時間割表
- 資料32:平成22年度大学院診療放射線学研究科授業時間割表
- 資料33:平成21年度診療放射線学部授業時間割表
- 資料34:平成20年度図書館購入和雑誌一覧表
- 資料35:平成20年度購入洋雑誌、オンライン・データベース及び電子ジャーナル
- 資料36:大学及び大学院の運営組織
- 資料37:群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科専門委員会規程
- 資料38:群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程

資料1

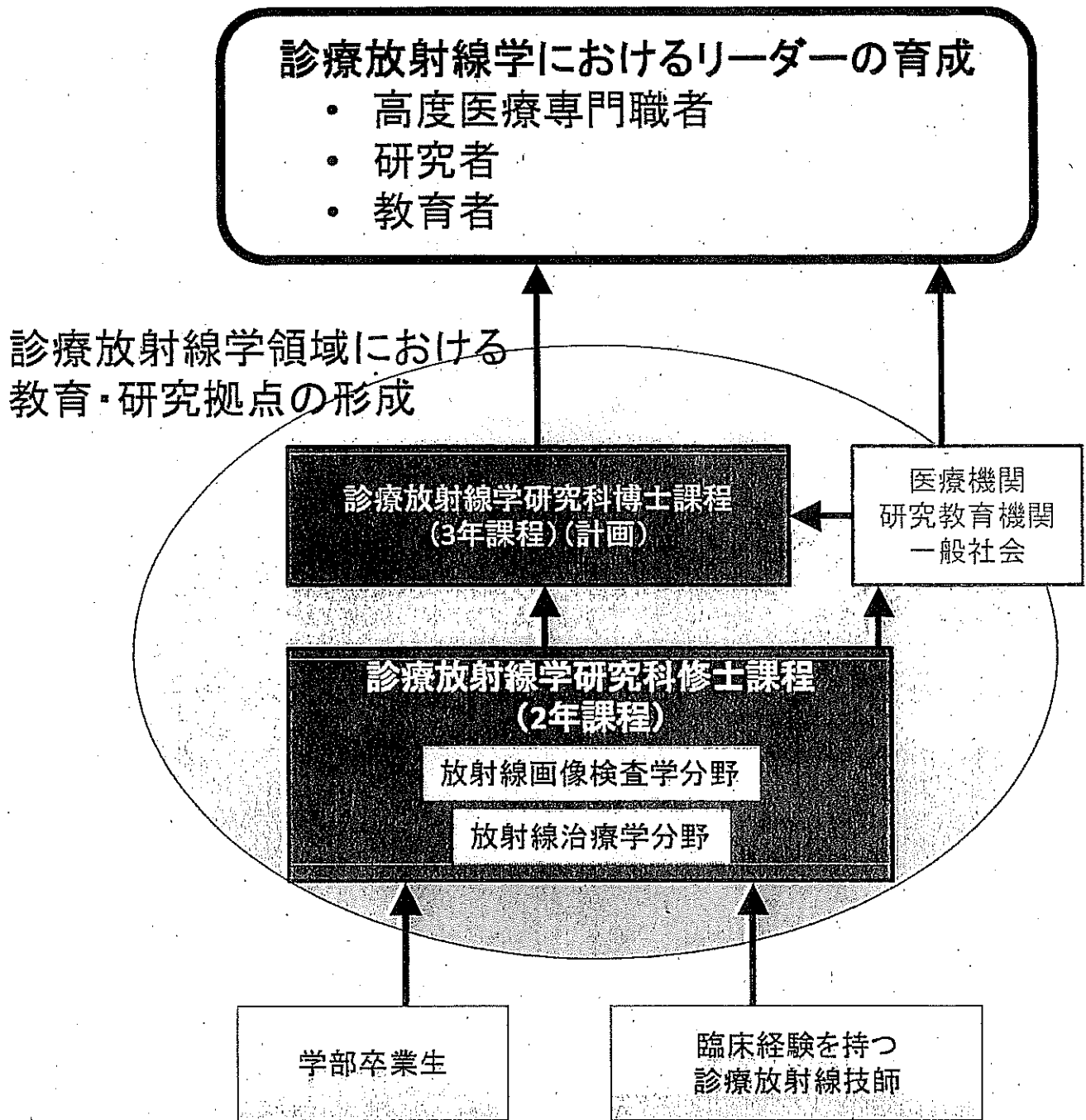


群馬県立県民健康科学大学大学院
診療放射線学研究科の理念及び目的



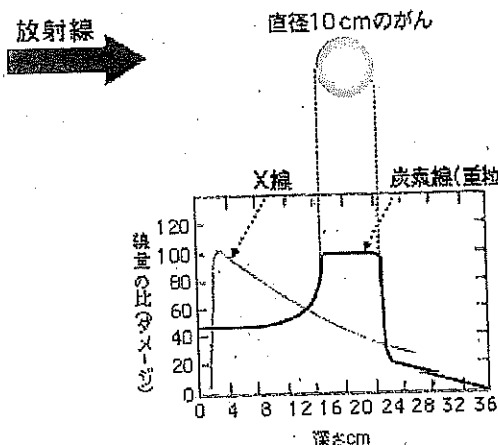
診療放射線学研究科と診療放射線学部との関係

資料3



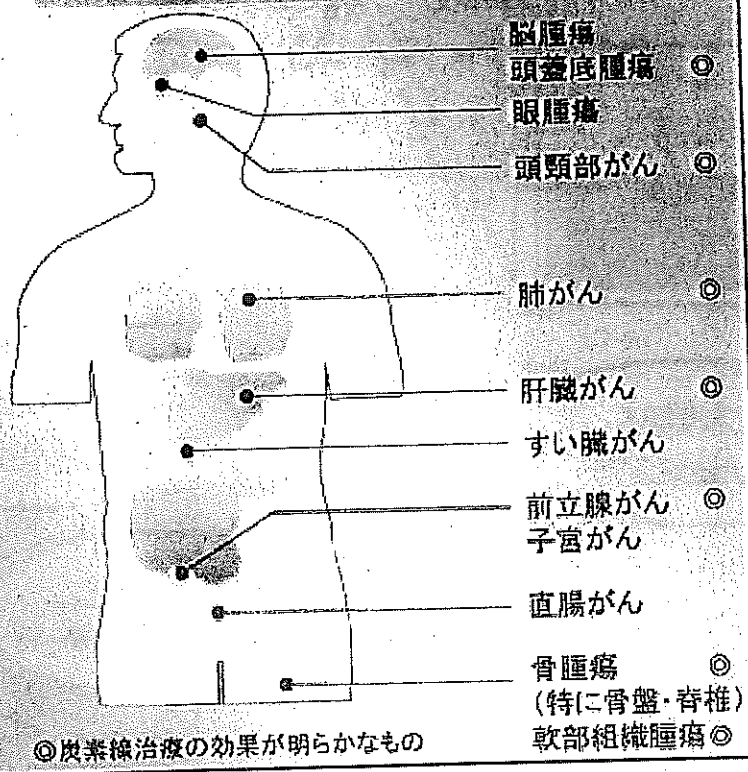
群馬県立県民健康科学大学大学院
診療放射線学研究科の目的及び人材養成

重粒子線治療の副作用は従来の放射線治療に比べて格段に少ない



重粒子線の線量を、体の奥深くにあるがん組織の部分で最大にすることができます。そのため、切らずに治療を行うことができ、がんの手前や奥の正常組織への影響が少なくですみます。また、重粒子線照射中に痛みはありません。

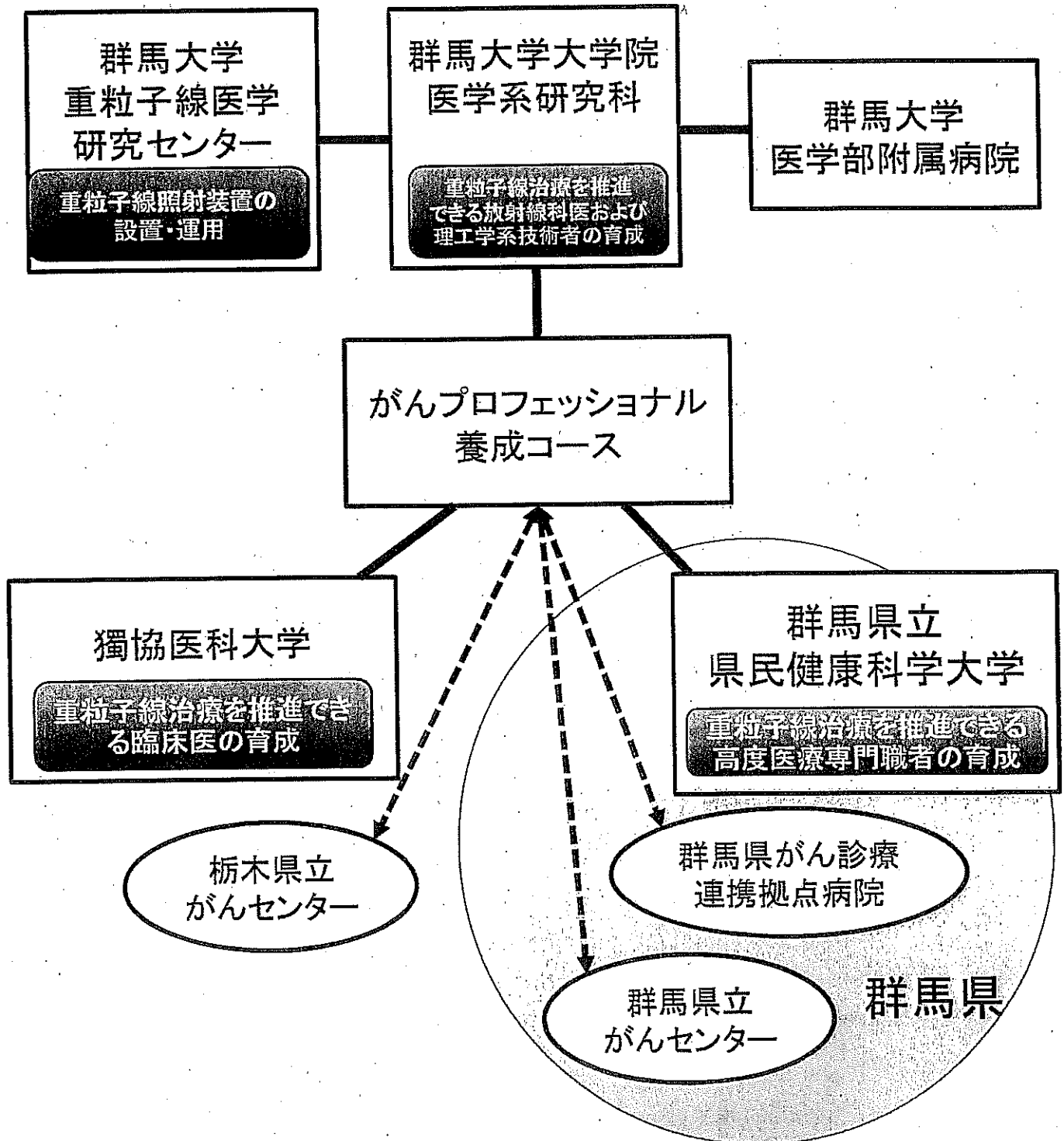
放射線に上記効果が期待されるがん



(群馬大学重粒子線医学研究センターHPより)

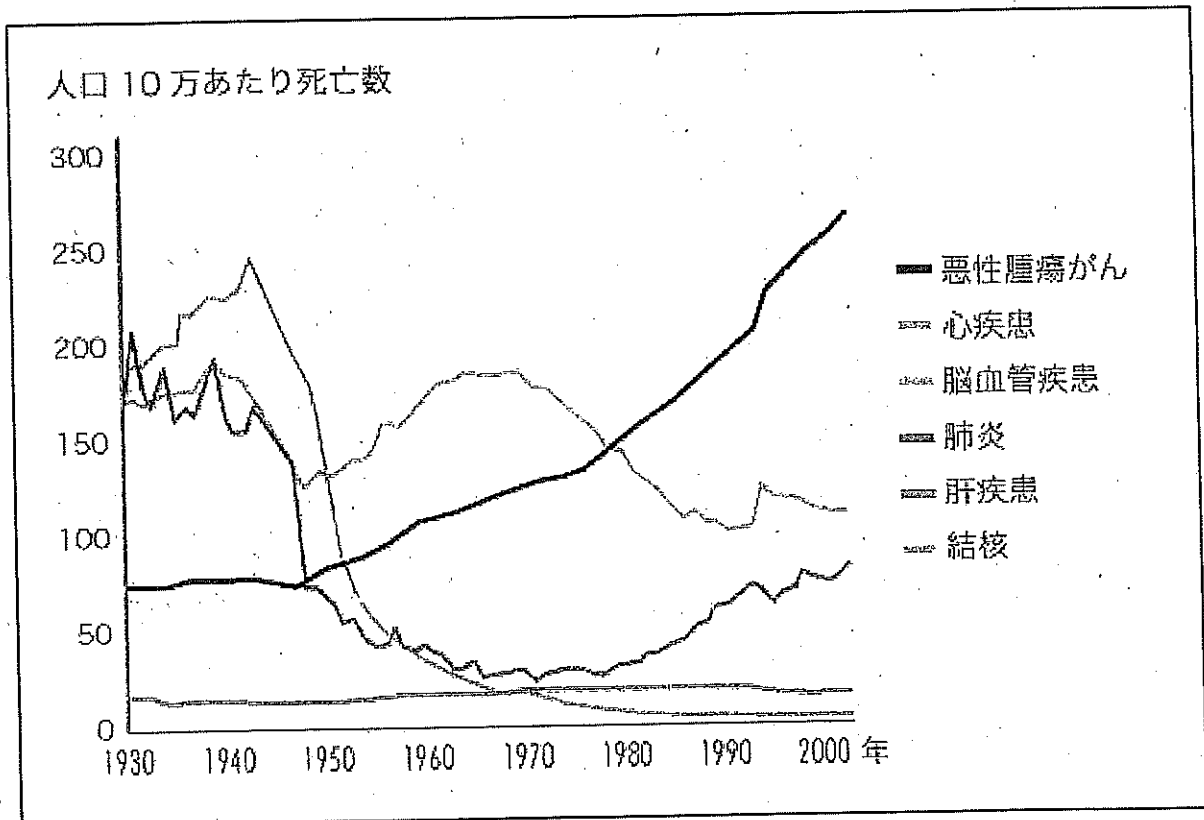
重粒子線(炭素線)治療の特徴

資料5



北関東域連携がん先進医療人材育成プラン
組織体制の概要

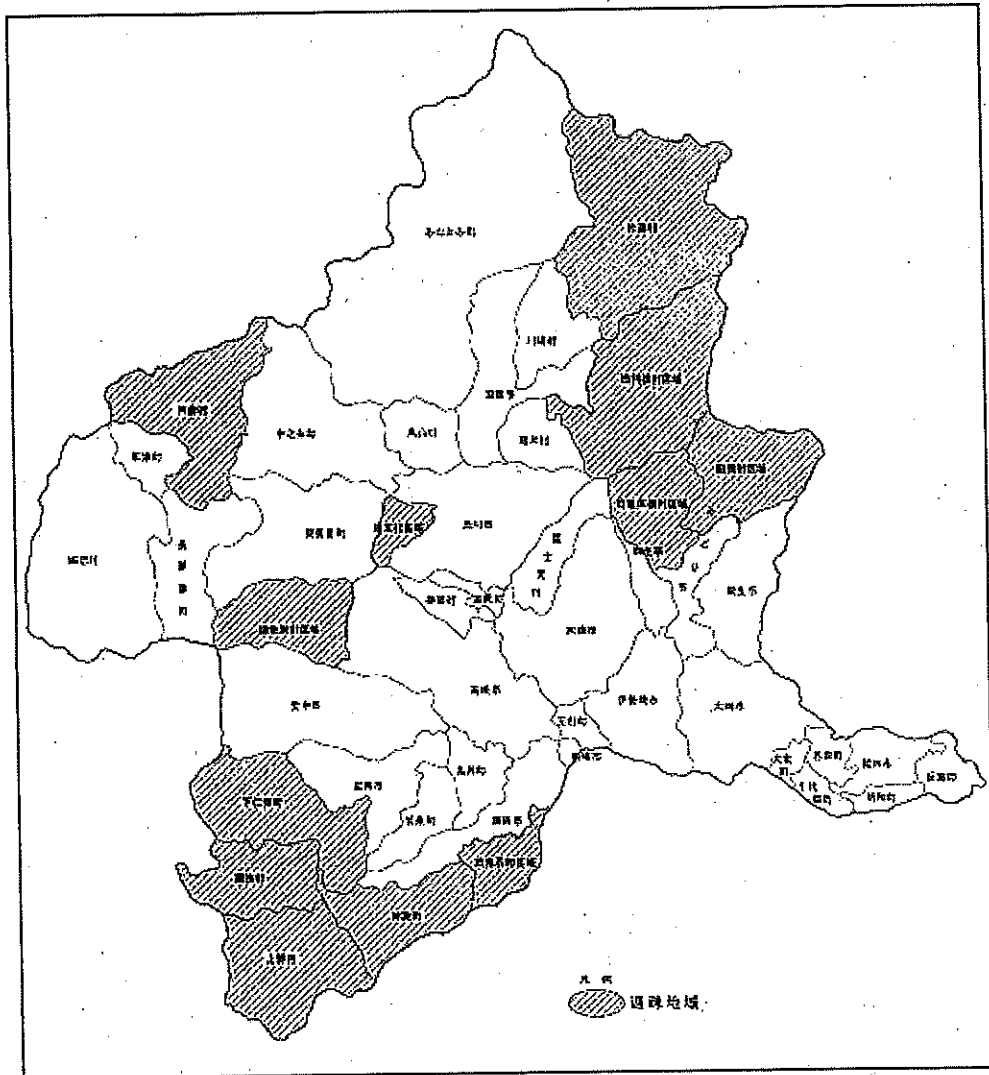
資料6



(厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」より)

疾病構造の変化

資料7



(群馬県過疎地域自立促進方針より)

群馬県の過疎地域

資料8

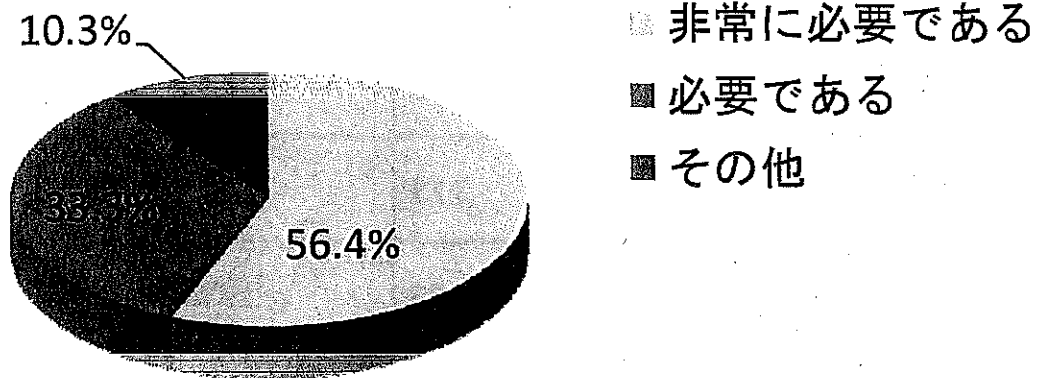
	国勢調査人口 (人)	高齢者比率 (%)	若年者比率 (%)
桐生市 (旧黒保根村区域)	2,753	32.5	14.2
みどり市 (旧勢多東村区域)	3,275	31.8	14.6
高崎市 (旧倉渚村区域)	4,838	29.0	13.5
藤岡市 (旧鬼石町区域)	7,269	25.9	15.8
上野村	2,285	28.5	12.7
神流町	3,210	41.3	8.4
下仁田町	11,171	30.8	14.0
南牧村	3,340	44.9	9.3
東吾妻町 (旧吾妻東村区域)	2,450	28.6	15.6
六合村	2,045	29.0	15.3
沼田市 (旧利根村区域)	5,274	27.8	15.8
片品村	5,929	23.7	13.9
過疎団体計	53,839	30.3	13.9
県計	2,024,852	18.1	19.1

(群馬県過疎地域自立促進方針より)

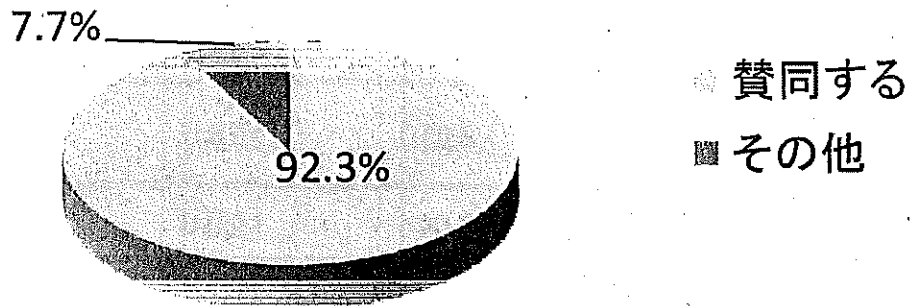
群馬県の過疎地域等における高齢者比率

資料9

群馬県立県民健康科学大学 大学院の必要性



所属する医療従事者が 入学を希望した場合の対応

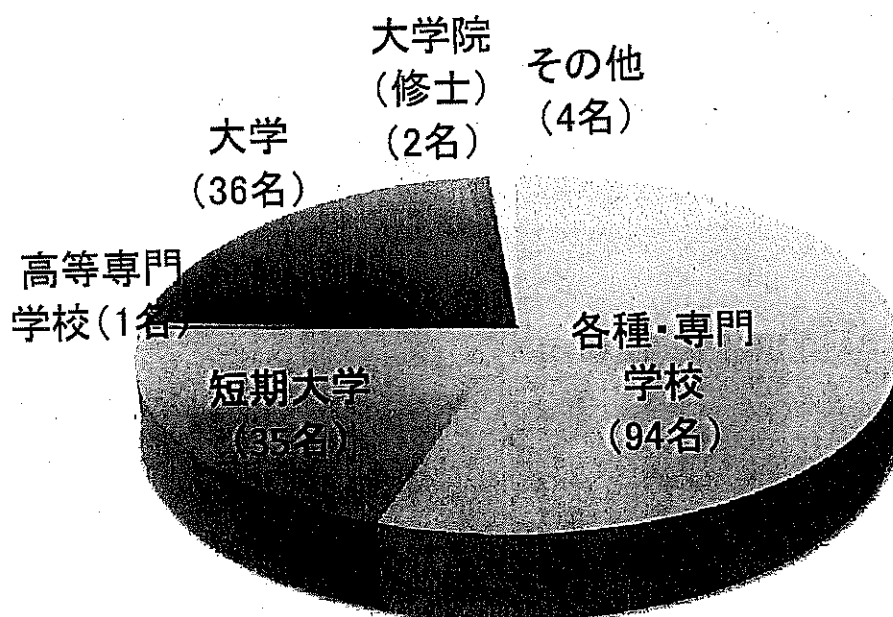


- ※ 調査票配布病院の選定基準
① 150床以上のベッドを有する病院
② 5以上の診療科目を有する病院

※ 調査回答病院: 39病院(回収率72.2%)

群馬県内病院の病院長への アンケート調査結果

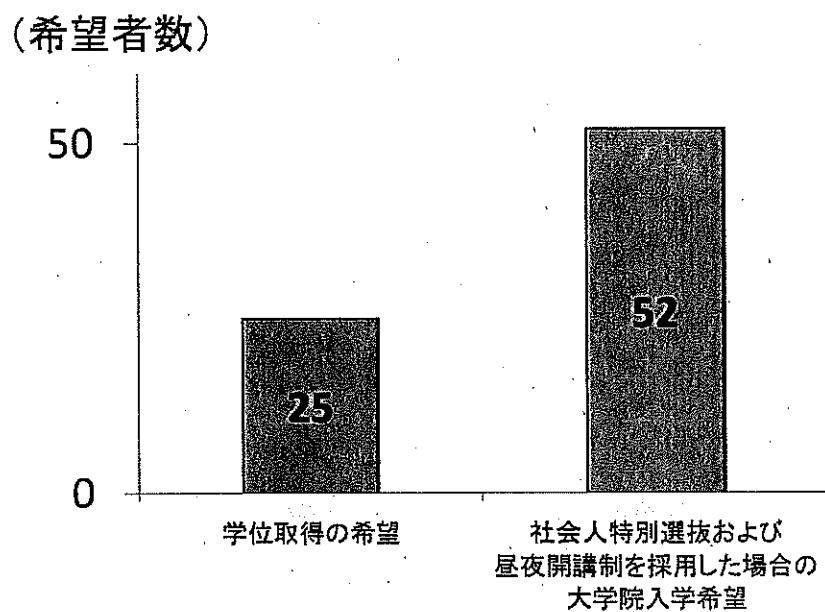
資料10



(対象:群馬県診療放射線技師会会員:平成18年4月～10月実施)

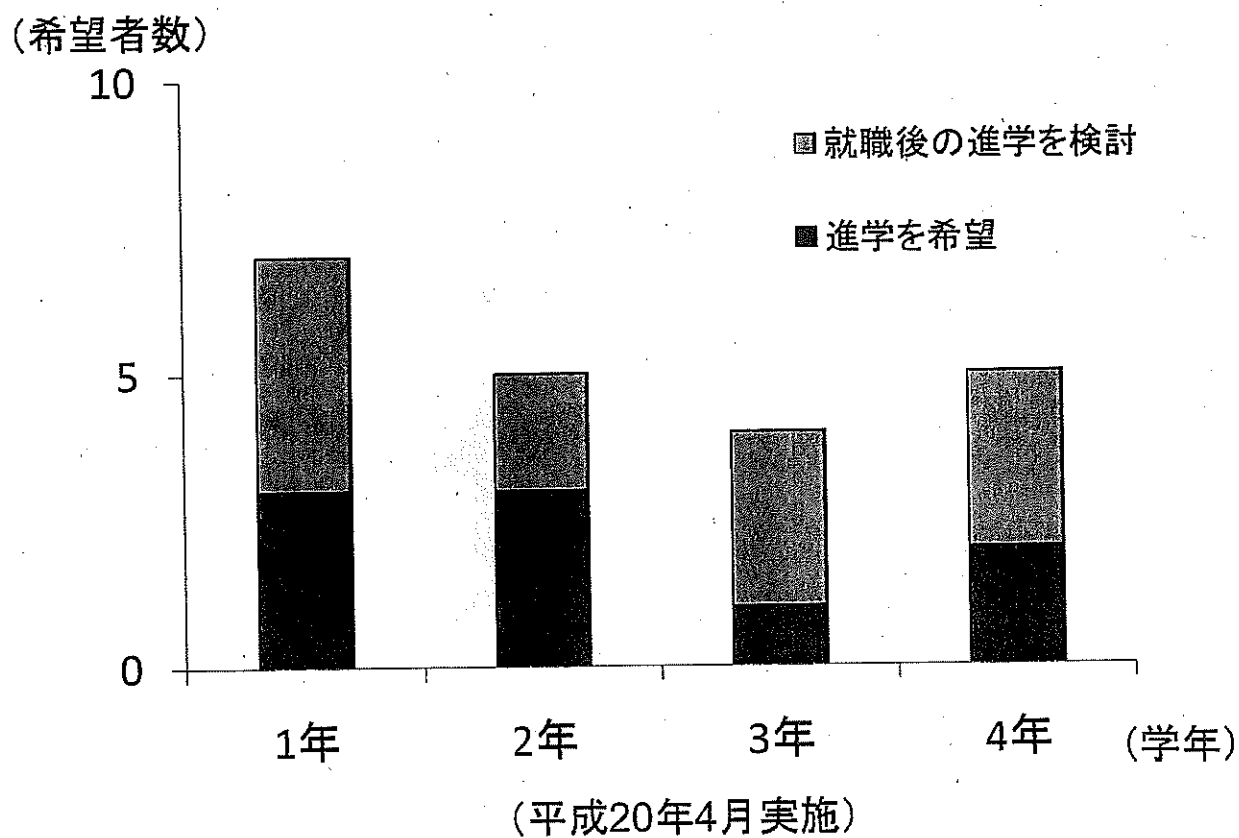
群馬県内の診療放射線技師の最終学歴

資料11



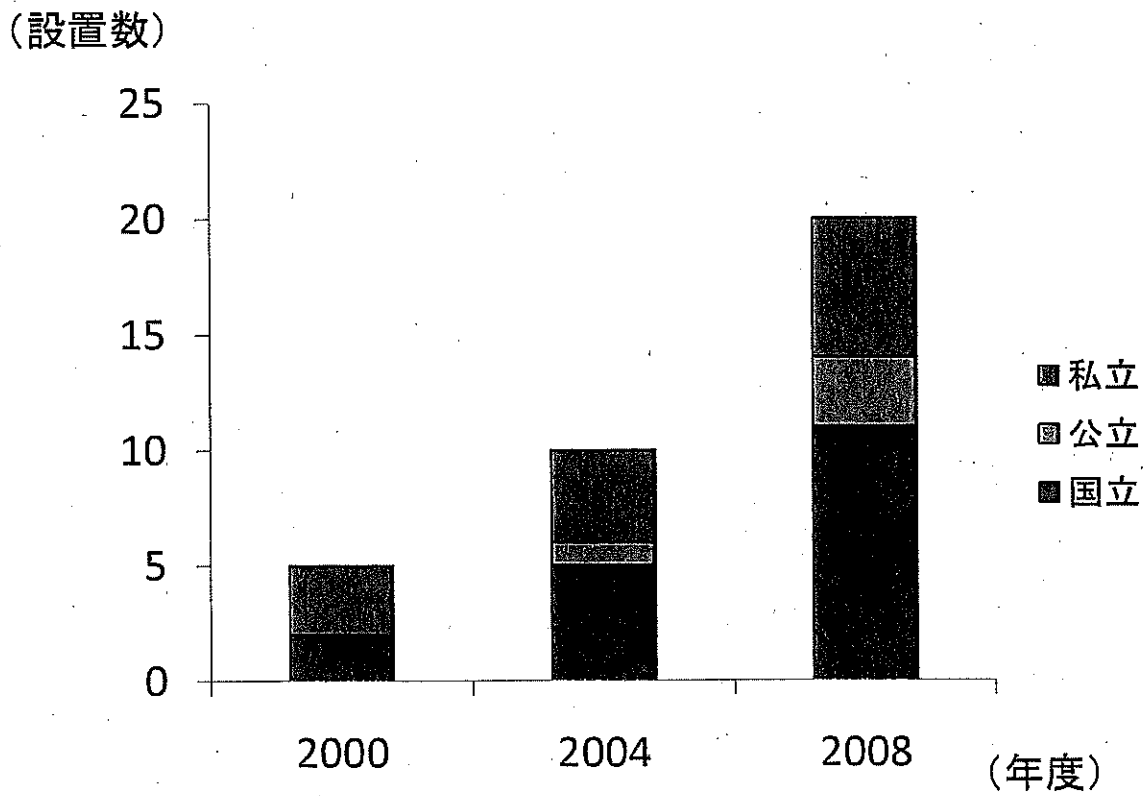
(対象:群馬県診療放射線技師会会員:平成18年4月~10月実施)

社会人の学位取得希望状況

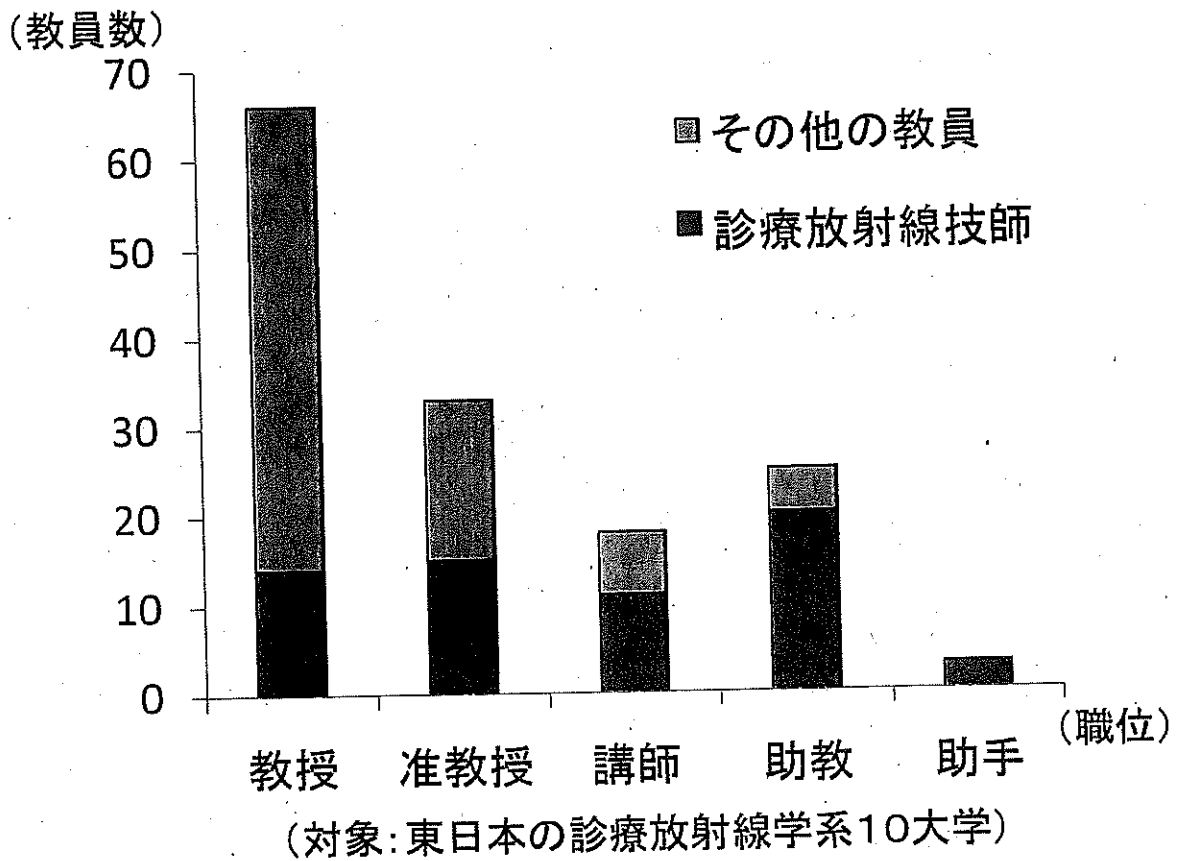


本学在学生の進学希望状況

資料13



国内の診療放射線学系大学院 の設置数の変遷



診療放射線学系大学における
診療放射線技師免許所持教員数

資料15

群馬県立県民健康科学大学研究倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）教員及び学生等（以下「研究者」という。）が行う、ヒトを対象とする研究に対して、1947年ニュルンベルグ綱領を基礎として、ヘルシンキ宣言（2000年10月、英国エジンバラの第52回WMA総会で修正）及び看護研究における指針（2004年、日本看護協会）の趣旨を尊重して審査を行い、倫理配慮を図ることを目的とする。

2 この規程における「研究」とは、教育活動（講義、演習、実習及び実験）を含む。

3 この規程における「申請者」とは、この規定に基づく研究倫理審査を受ける研究者をいう。

(申請手続)

第2条 ヒトを対象とする研究を行おうとする研究者は、研究倫理審査申請書（様式第1号）を学長に提出し、研究計画について学長の許可を受けなければならない。

(審査組織)

第3条 学長は、前条に規定する研究倫理審査申請書を受理したときは、本学倫理委員会（以下「委員会」という。）に審査を諮問する。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、前条に規定する学長の諮問を受けたときは、次の各号に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる個人の人権擁護のための配慮。
- (2) 研究の対象となる個人からインフォームド・コンセントを得る方法。
- (3) 研究によって生じる個人の不利益及び危険性の予測。
- (4) ヒトを使わない研究方法の可能性。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、学長の諮問に応じ、研究に関する倫理上の重要事項について調査及び審議する。

(会議)

第5条 前条に規定する審査のための会議は、委員会委員長（以下「委員長」という。）が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員会を構成する委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 申請者は、会議に出席し、申請内容を説明し意見を述べることができる。

4 委員会は、申請者及び申請者以外の者に、会議に出席することを求め、意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の申請に係る審査には関与することができない。

(判定)

第6条 委員会の判定は、出席した委員全員の合意によるものとする。

2 判定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(会議及び審査記録の公開)

第7条 審査経過及び審査結果は、記録して保存する。

2 会議及び審査記録は公開を原則とするが、委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

(審査結果の答申)

第8条 委員長は、審査の判定が出た後速やかに、審査結果を研究倫理審査結果意見書(様式第2号)により学長に答申するものとする。

2 前項の意見書は、審査の判定が第6条第2項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(研究計画の許可)

第9条 学長は、前条により答申を受けた委員会の意見を尊重し、研究計画の許可に係る決定を行うものとする。

2 許可に係る決定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

- (1) 許可
- (2) 条件付許可
- (3) 変更の勧告
- (4) 不許可
- (5) 非該当

3 学長は、許可に係る決定後、速やかに結果を研究倫理審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

4 前項の通知は、決定内容が第2項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由等を明記するものとする。

(再審査)

第10条 申請者は、前条の決定に異議がある場合は、結果の通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、学長に再審査を申請することができる。

2 再審査は、再審査申請書(様式第4号)に、異議の根拠となる資料を添付して行われなければならない。

3 再審査の手続は、審査の規定を準用する。

(研究計画の変更)

第11条 申請者は、既に許可を受けた研究課題に係る研究計画について変更しようとする場合は、研究計画変更報告書(様式第5号)を遅滞なく学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ委員会に審査を諮問することができる。

(意見書発行申請)

第12条 申請者は、学術雑誌への投稿等のための倫理審査の証明が必要な場合は、意見書発行申請書(様式第6号)を学長に提出するものとする。

(意見書の発行)

第13条 学長は、前条の意見書発行の申請があった場合は、速やかに意見書(和文:様式第7号、英文:様式第8号)を申請者に発行するものとする。

(報告)

第14条 委員長は、委員会における審査、調査及び審議事項を学部合同会議に報告するものとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は事務局教務グループにおいて処理する。

(補足)

第16条 この規程に定めるもののほか、審査の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

群馬県立県民健康科学大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条群馬県立県民健康科学大学(以下「本学」という。)に、動物愛護法、飼養保管基準及び文部科学省が策定した「動物実験等の実施に関する基本指針」等を踏まえ、科学的観点、動物愛護の視点、環境保全の観点、実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うため、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学内で行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。
- (2) 学外の別の機関に委託して行われるほ乳類、鳥類、は虫類の生体を用いる全ての動物実験に関すること。

(組織)

第3条委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
- (2) 実験動物等に関して優れた見識を有する者
- (3) その他の学識経験を有する者

2 委員は前項各号に掲げる者それぞれ1人以上を委員とし、定数を4人とする。

(任期)

第4条前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席、意見を求めることができる。

(学長への答申)

第8条委員長は、学長の諮問を受けた事項については、審議終了後速やかにその結果を学長に答申しなければならない。

(庶務)

第9条委員会の庶務は、教務グループにおいて処理する。

(その他)

第10条この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

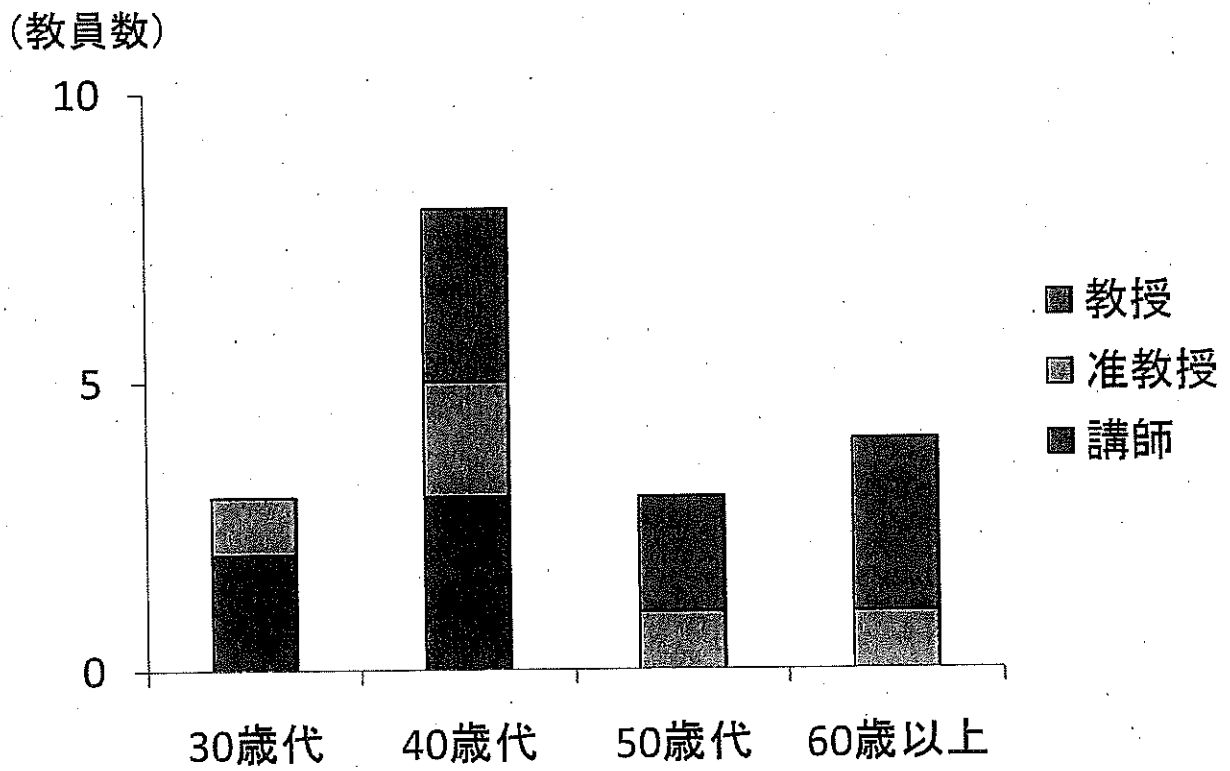
附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

資料17

診療放射線学研究科		診療放射線学部		
(A) 放射線画像検査学分野	教養教育	情報科学	講師 1	
	専門基礎	解剖学	教授 1	
	①放射線画像学分野	診療画像技術学	教授 3 准教授 1 講師 2	
		核医学検査技術学	教授 1 准教授 1	
②放射線情報学分野	医療画像情報学	教授 1 准教授 1		
(B) 放射線治療学分野	③放射線治療学分野	放射線治療技術学	教授 1 准教授 2 講師 1	
		放射線管理計測学	教授 1 講師 1	

大学院研究科組織と 大学学部教員組織の関係



研究科専任教員の年齢構成

資料19

群馬県立県民健康科学大学教員定年規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定により、群馬県立県民健康科学大学（以下「大学」という。）の教授、准教授、常勤の講師及び助教（以下「教員」という。）の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(定年)

第3条 教員の定年は、年齢65年とする。

(準用)

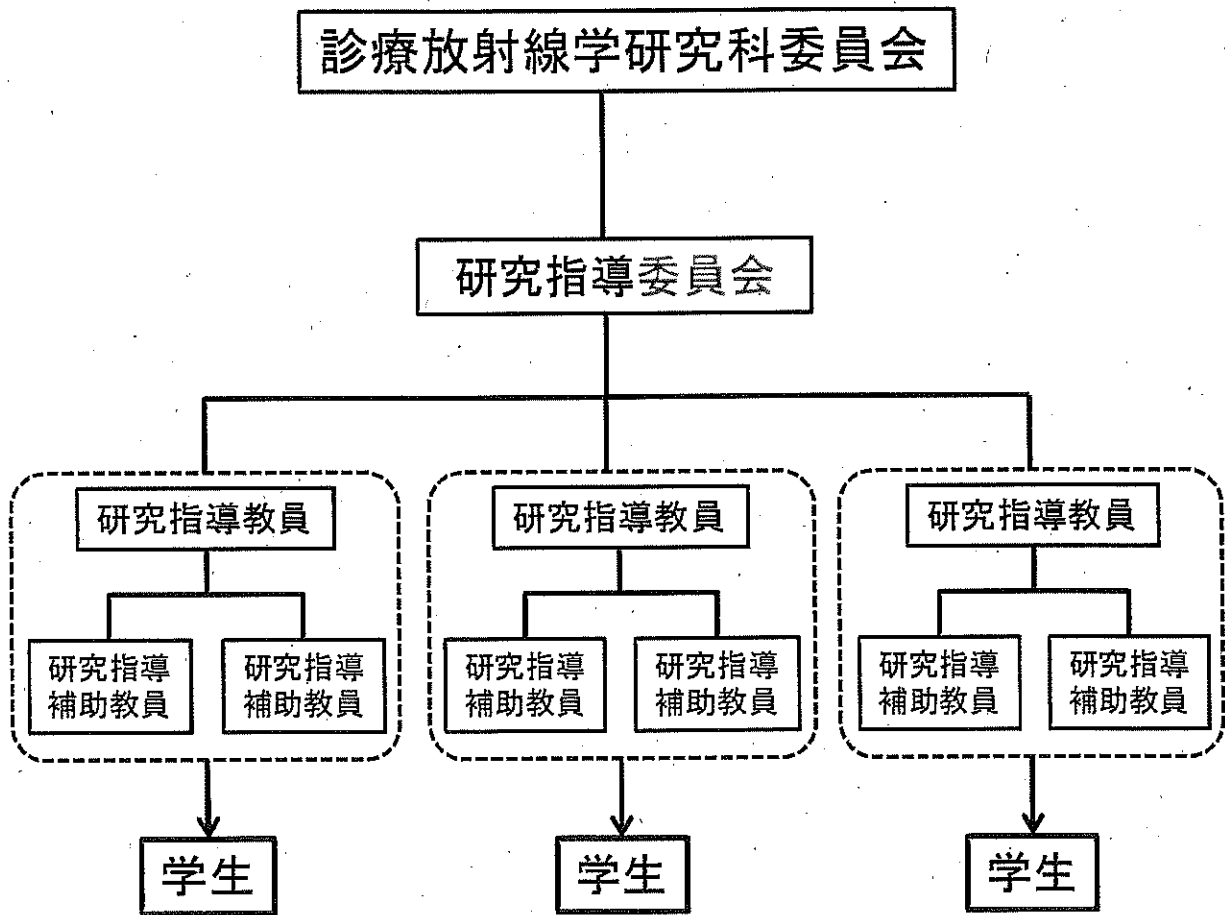
第4条 第2条及び第3条の規定は、大学の助手について準用する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

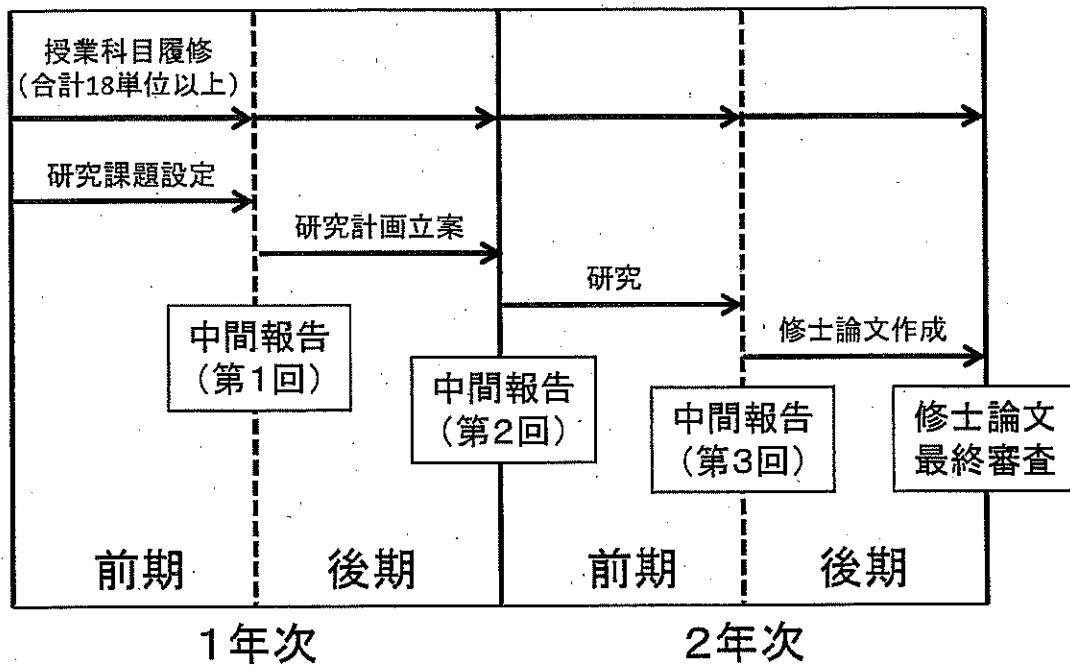
附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

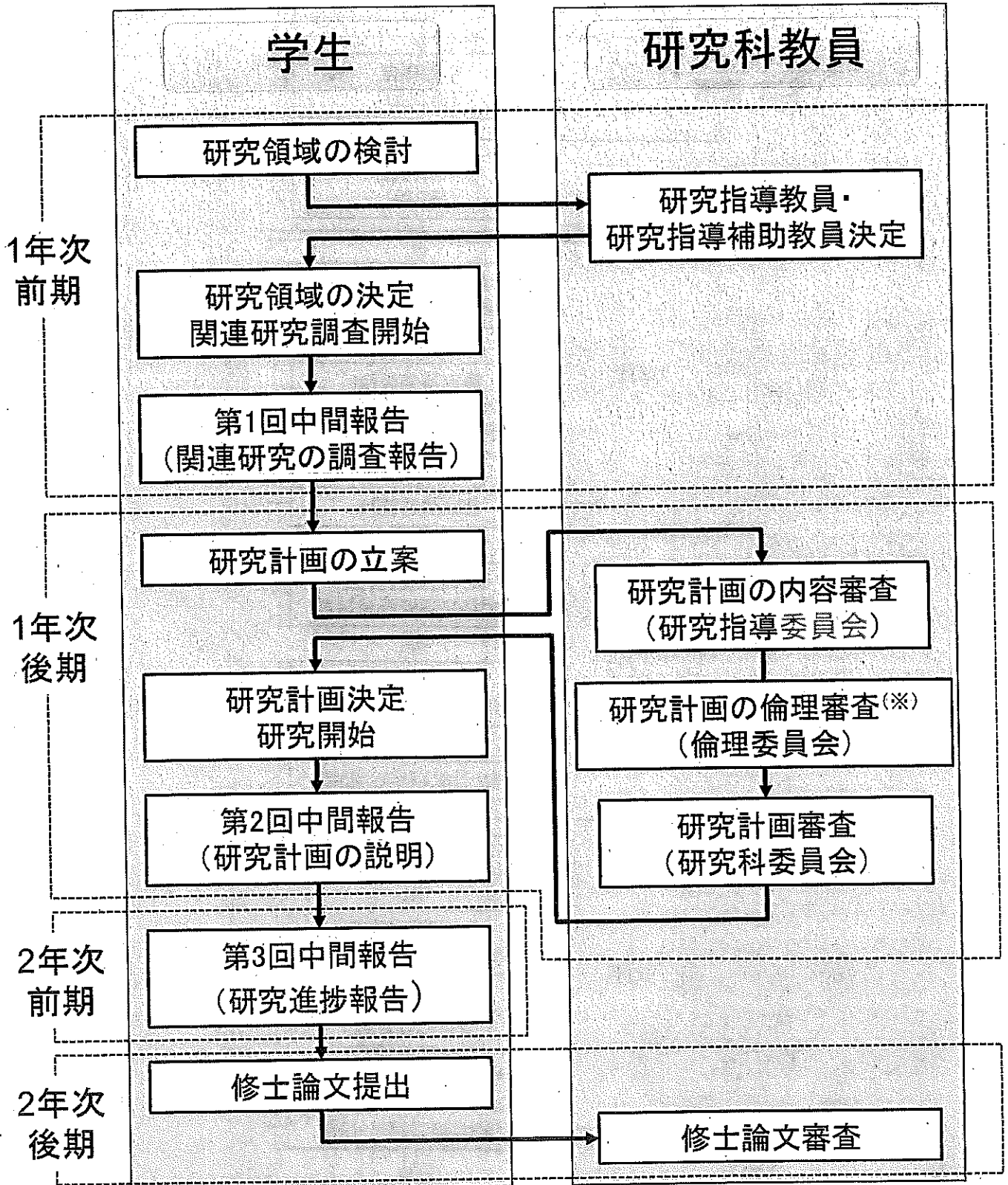


教育研究指導体制の概要

資料21



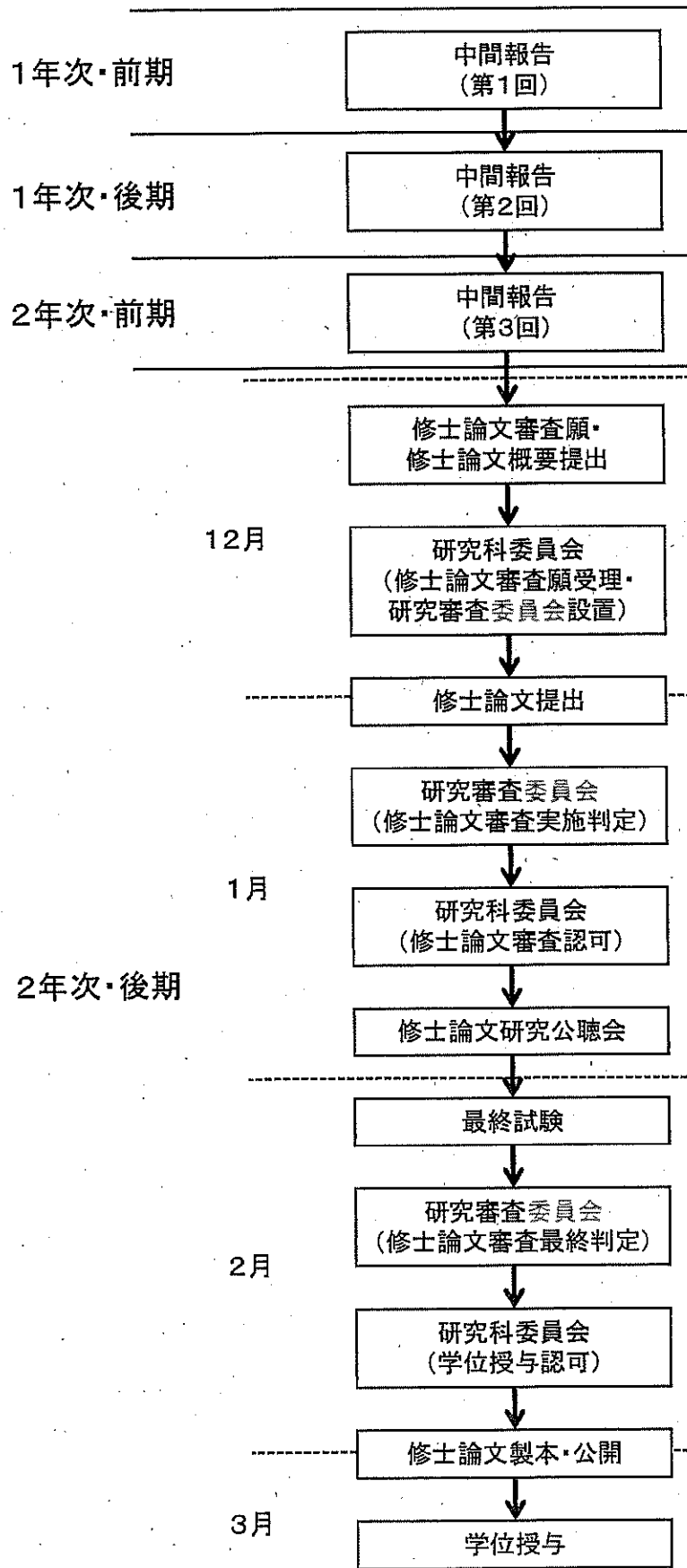
履修・修士論文作成スケジュール例 (在籍期間2年)



(※)倫理上の配慮を必要とする研究計画の場合

修士論文研究の研究プロセス例(在籍期間2年)

資料23



修士論文審査スケジュール例(在籍期間2年)

群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科修士論文審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学大学院学則第33条第2項および群馬県立県民健康科学大学学位規程第5条の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科（以下「本研究科」という。）における修士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(修士論文提出の資格)

第2条 修士論文提出の資格を有するものは、所定の単位18単位以上を修得した者又は修得見込みの者で、必要な研究指導を受け、中間報告を所定の回数以上実施した者とする。
2 本研究科の研究科委員会（以下、「研究科委員会」とする）において優れた研究業績を上げたと認められる者については、在学期間を1年間まで短縮することを認める。

(中間報告の時期)

第3条 第2条に規定する中間報告を実施する時期は、毎年度9月及び2月の2回とする。

(中間報告の回数)

第4条 第2条の規定する中間報告について、学生は、修士論文提出までに3回以上実施するものとする。
2 第2条第2項に基づき在籍期間を短縮する場合、学生は、中間報告を在籍期間中において第3条の規定に該当するすべての時期で実施すれば、実施回数は3回未満でもよいものとする。

(修士論文審査願の提出)

第5条 修士論文の審査を希望する学生は、修士論文審査願を所定の期日までに本研究科の研究科長に提出するものとする。
2 修士論文審査願に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 審査願
(2) 修士論文の概要（2,000字以内）
3 第2項第1号の修士論文審査願の様式は、別紙様式1のとおりとする。
4 第2項第2号の修士論文概要の様式は、別紙様式2のとおりとする。

(修士論文審査願の審議)

第6条 研究科委員会は、第5条の規定に基づき提出された修士論文審査願について、受理の可否を審議するものとする。

(研究審査委員会)

第7条 第6条の規定に基づき修士論文審査願が受理された場合、研究科委員会は修士論文審査願が受理された学生（以下「当該学生」とする。）について研究審査委員会を設置し、以後の修士論文審査に充てるものとする。
2 研究審査委員会の委員は、当該学生の研究指導教員1名及び研究指導を行わない教員2名以上を含む、研究科委員会を構成する教員3名以上を以て充てるものとする。
3 研究審査委員会の委員長は、審査の公平性を考慮し、当該学生の研究指導教員以外の教員がこれに当たるものとする。
4 研究科委員会で必要と認めたときは第2項の委員に他大学の教員等の有識者を委嘱することができる。

(修士論文の提出)

第8条 第6条の規定に基づき修士論文審査願が受理された場合、当該学生は、所定の期日までに修士論文を研究科長に提出するものとする。

2 当該学生は、修士論文の提出に際し、第7条に規定する研究審査委員会の人数分の写しを提出するものとする。

(修士論文審査実施の可否の判定)

第9条 第8条に基づき修士論文が提出された場合、研究審査委員会は提出された修士論文の内容を確認し、第10条に規定する修士論文の発表および第11条に規定する最終試験の実施の可否について判定し、研究科委員会に報告する。

2 研究科委員会は前項の報告に基づき、修士論文の発表および最終試験の実施を決定する。

(修士論文の発表)

第10条 第6条の規定に基づき修士論文審査願が受理された場合、研究科委員会は、修士論文に係る研究発表の場として、公開の発表会（以下「修士論文研究公聴会」とする。）を開催するものとする。

2 前項の修士論文研究公聴会の期日、方法及び場所については、研究科委員会が決定する。

(最終試験)

第11条 研究審査委員会は、第10条に規定する修士論文研究公聴会の実施後、提出された修士論文の内容及び専門領域に関する学力について、口頭試問による最終試験を行うものとする。

2 前項の最終試験の期日及び場所については、研究審査委員会が決定する。

(修士論文審査判定会議)

第12条 研究審査委員会は、最終試験実施後に修士論文審査判定会議を開催して提出された修士論文及び最終試験の結果に基づき審査を行い、結果を審査報告書にまとめ、研究科委員会に報告するものとする。

2 審査においては、研究審査委員会の委員（委員長を含む。以下同じ。）全員が個別に合否判定を行うものとする。

3 審査判定については、前項による審査結果において、研究審査委員会の委員全員が合格と認めた場合に限り合格とすることを原則とする。

4 研究審査委員長は、各委員の意見及び個別評価を含む審査結果を取りまとめ審査報告書を作成するものとする。

5 審査報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 修士論文の内容の要旨（2,000字以内）

(2) 修士論文の審査の要旨（2,000字以内）

(3) 最終試験の結果の要旨

(4) 第2項による研究審査委員会委員から報告された審査結果

6 審査報告書には、研究審査委員会委員が署名捺印するものとする。

(修士論文の公表)

第13条 群馬県立県民健康科学大学学位規程第7条第2項の規定に基づき学位授与を認められた学生は、学位授与を認められた修士論文を印刷製本した上で、研究指導教員及び研究指導補助教員に提出するとともに、群馬県立県民健康科学大学附属図書館にも収蔵し、公開するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

履修モデル(1) 放射線画像検査学分野 教育職志望

研究テーマ: コンピュータとイントラネットを活用したMRI検査技術教育プログラムの開発

履修年次	共通科目及び他分野		所属専門分野		特別研究			
	単位	単位	単位	単位				
1 前期	診療放射線学特論	2	磁気共鳴学特論	2	診療放射線学特別研究			
	放射線画像解剖学特論	2						
	○専門職教育展開論I (カリキュラム編成の基礎)	2						
	○教育と倫理	2						
小計	8		2	10				
1 後期	放射線学シミュレータ特論	2	放射線画像解析学特論II	2		診療放射線学特別研究		
	○専門職教育展開論II (カリキュラム編成の実際)	2	医療画像情報学特論	2				
小計	4		4	8				
2 前期							診療放射線学特別研究	
小計	0		0	0				
2 後期					診療放射線学特別研究			
小計	0		0	0				
	12		6	18				12
								30

※ 斜字は共通科目

資料26

履修モデル(2) 放射線画像検査学分野 高度医療専門職志望

研究テーマ: デジタルX線撮像装置に適した上部消化管検査法の開発

履修 年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別 研究
	単位	単位	単位	単位	単位	
1 年次 前期	放射線画像解剖学特論	2	放射線画像技術学特論	2		
	保健医療安全学特論	2				
	放射線生物学特論	2				
	医療画像診断学特論	2				
小計	8		2	10		
1 年次 後期	医療画像診断学演習	2	造影検査学特論	2		診療放射線学特別研究
	放射線安全管理特論	2				
小計	4		2	6	12	
2 年次 前期			放射線画像解析学特論	2		
小計	0		2	2		
2 年次 後期						
小計	0		0	0		
	12		6	18	12	
						30

※ 斜字は共通科目

履修モデル(3) 放射線治療学分野 研究職志望

研究テーマ: 炭素線治療における線量分布解析手法の開発

履修 年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別 研究
		単位		単位	単位	単位
1 年次 前期	診療放射線学特論	2	放射線治療学特論	2		診療放射線学 特別研究
	放射線画像解剖学特論 ○研究と倫理	2	放射線管理計測学特論	2		
小計		6		4	10	
1 年次 後期	造影検査学特論	2	先端放射線治療学特論	2		
	小計		2	2	4	
2 年次 前期	放射線医療統計解析学	2				
	放射線画像技術学特論	2				
小計		4		0	4	
2 年次 後期						
	小計		0	0	0	
		12		6	18	12
						30

※ 斜字は共通科目

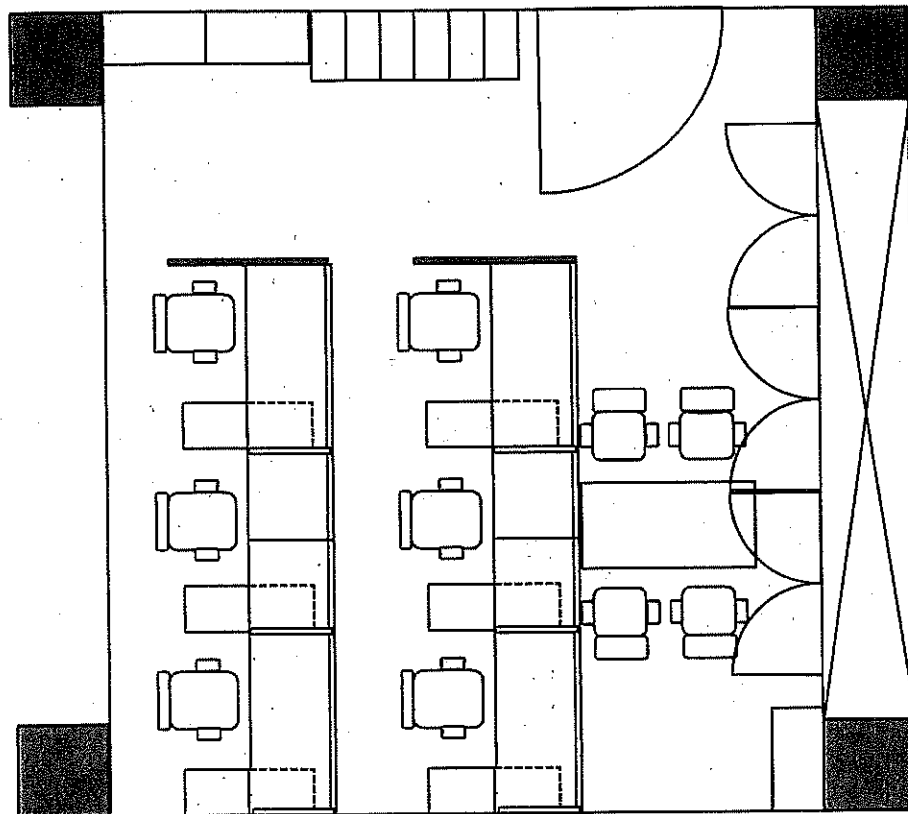
資料28

履修モデル(4) 放射線治療学分野 高度医療専門職志望(長期履修)

研究テーマ: 骨転移の放射線緩和治療において診療放射線技師に求められる知識・技術・態度

履修年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別研究
	単位	単位	単位	単位	単位	
1 前期	保健医療安全学特論	2	放射線管理計測学特論	2		診療放射線学特別研究
小計		2		2	4	
1 後期	保健医療特論 機能画像学特論	2 2	放射線安全管理特論	2		
小計		4		2	6	
2 前期	放射線医療統計解析学	2				
小計		2		0	2	
2 後期	造影検査学特論	2	先端放射線治療学特論	2		
小計		2		2	4	
3 前期	核医学検査技術学特論	2				
小計		2		0	2	
3 後期						
小計		0		0	0	
		12		6	18	12
						30

※ 斜字は共通科目



院生室の配置

資料30

診療放射線学研究科 授業科目年次配置表

年次	前期セメスター	単位	夏期集中授業	単位	後期セメスター	単位	春期集中授業	単位	単位
共通科目	放射線医療統計解析学	2	診療放射線学特論	2	放射線学シミュレータ特論	2	医療画像診断学演習	2	
	放射線画像解剖学特論	2	医療画像診断学特論	2	保健医療特論	2	○教育と倫理	2	
	○専門職教育展開論Ⅰ(カリキュラム編成の基礎)	2	保健医療安全学特論	2	○専門職教育展開論Ⅱ(カリキュラム編成の実践)	2			
			○研究と倫理	2					
	計	6		8	計	6		4	24
放射線画像検査学分野	磁気共鳴学特論	2			造影検査学特論	2			
	放射線画像技術学特論	2			放射線画像解析学特論Ⅱ	2			
	放射線画像解析学特論Ⅰ	2			機能画像学特論	2			
	核医学検査技術学特論	2			医療画像情報学特論	2			
	計	8	計	0	計	8		0	16
放射線治療学分野	放射線治療学特論	2	放射線生物学特論	2	先端放射線治療学特論	2			
	放射線管理計測学特論	2			放射線安全管理特論	2			
	計	4	計	2	計	4		0	10
合計		18		10		18		4	50
特別研究	診療放射線学特別研究							12	12
合計									62

○は、看護学研究科が開講する共通科目です。

各科目は、社会人学生が履修しやすいように、1年・2年のいずれの年度でも履修可能としてあります。

時間割は、隔年で、昼間開講科目と夜間開講科目とが入れ替わるので、履修計画を立てる上で注意してください。

平成21年度 大学院診療放射線学研究科授業時間割表

前期セメスター							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00-10:30	10:40-12:10	13:00-14:30	14:40-16:10	16:20-17:50	18:00-19:30	19:40-21:10
月			放射線治療学特論 (演習室D)			放射線画像解剖学特論 (演習室E)	
火		放射線医療統計解析学 (演習室E)				○専門職教育展開論 I (カリキュラム編成の基礎) (演習室B)	
水		放射線画像技術学特論 (演習室E)				核医学検査技術学特論 (演習室D)	
木	○専門職教育展開論 I (カリキュラム編成の基礎) (演習室B)					放射線管理計測学特論 (演習室D)	
金		磁気共鳴学特論 (演習室D)				放射線画像解析学特論 I (演習室E)	
集中授業	夏期集中講義(8月1日-8月31日) 日程、時間等は別途掲示します。 診療放射線学特論(27演習室) 医療画像診断学特論(演習室E) 保健医療安全学特論(27演習室) ○研究と倫理(27演習室) 放射線生物学特論(演習室D)						

後期セメスター							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00-10:30	10:40-12:10	13:00-14:30	14:40-16:10	16:20-17:50	18:00-19:30	19:40-21:10
月			先端放射線治療学特論 (演習室D)			造影検査学特論 (演習室D)	
火		保健医療特論 (演習室C)				機能画像学特論 (演習室E)	
水						医療画像情報学特論 (演習室E)	
木		放射線画像解析学特論 II (演習室E)				放射線安全管理特論 (演習室D)	
金		放射線学シミュレータ特論 (演習室E)		○専門職教育展開論 II (カリキュラム編成の実際) (演習室B)		○専門職教育展開論 II (カリキュラム編成の実際) (演習室B)	
集中授業	春期集中講義(2月1日-3月15日) 日程、時間等は別途掲示します。 医療画像診断学演習(演習室E) ○教育と倫理(27演習室)						

斜字は共通科目です。

○は、看護学研究科が開講する共通科目です。

診療放射線学特別研究の時間割は、研究指導教員と協議の上、別途定めます。

履修希望者の状況により、時間が変更となる場合もあります。

各科目は、社会人学生が履修しやすいように、1年・2年のいずれの年度でも履修可能としてあります。

時間割は、隔年で、昼間開講科目と夜間開講科目とが入れ替わるので、履修計画を立てる上で注意してください。

平成20年度 授業時間割表

群馬県立県民健康科学大学 診療放射線学部

前期セメスター

月	I 限 0:00~10:30		II 限 10:40~12:10		III 限 13:00~14:30		IV 限 14:40~16:10		V 限 16:20~17:50	
	授業科目名 単位	担当教員	授業科目名 単位	担当教員	授業科目名 単位	担当教員	授業科目名 単位	担当教員	授業科目名 単位	担当教員
1年次	●「環境と健康」各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラス R1		(1) 神宮司 [6講義室 基礎実験室]		○フランス語 * コマ続き (2)	山口 [多目的ホール]	○スポーツ科学 I * 7回 (1)	林隆昭 [4講義室]	○スポーツ科学 II (1)	近藤 [体育館・22講義室]
	○保健医療連携Ⅱ (実習)		(2) 平野他		○フランス語 * コマ続き (2)	山口 [多目的ホール]	○スポーツ科学 I * 7回 (1)	林隆昭 [4講義室]	○スポーツ科学 II (1)	近藤 [体育館・22講義室]
	○環境と健康 各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラス R1		(1) 神宮司 [6講義室 基礎実験室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C1 * コマ続き (2)	旗邊 [LL, 6講義室]	○環境科学 (2)	藤 [21講義室]
	○環境と健康 各論 II (代謝と栄養)		(2) 林隆昭・佐々木・巴山 [21講義室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
2年次	○環境と健康 各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラス R1		(1) 神宮司 [6講義室 基礎実験室]		○フランス語 * コマ続き (2)	山口 [多目的ホール]	○スポーツ科学 I * 7回 (1)	林隆昭 [4講義室]	○スポーツ科学 II (1)	近藤 [体育館・22講義室]
	○環境と健康 各論 II (代謝と栄養)		(2) 林隆昭・佐々木・巴山 [21講義室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
	○環境と健康 各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラス R1		(1) 神宮司 [6講義室 基礎実験室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
	○環境と健康 各論 II (代謝と栄養)		(2) 林隆昭・佐々木・巴山 [21講義室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
3年次	○環境と健康 各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラス R1		(1) 神宮司 [6講義室 基礎実験室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
	○環境と健康 各論 II (代謝と栄養)		(2) 林隆昭・佐々木・巴山 [21講義室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
	○環境と健康 各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラス R1		(1) 神宮司 [6講義室 基礎実験室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
	○環境と健康 各論 II (代謝と栄養)		(2) 林隆昭・佐々木・巴山 [21講義室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
4年次	○環境と健康 各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラス R1		(1) 神宮司 [6講義室 基礎実験室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
	○環境と健康 各論 II (代謝と栄養)		(2) 林隆昭・佐々木・巴山 [21講義室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
	○環境と健康 各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) クラス R1		(1) 神宮司 [6講義室 基礎実験室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			
	○環境と健康 各論 II (代謝と栄養)		(2) 林隆昭・佐々木・巴山 [21講義室]		○異文化の理解 (2) 結城 [22講義室]		○英語Ⅱ クラス C2 (1年後期) 及び英語Ⅱ クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。			

○同一学年に、同時期に開講する選択科目を複数履修することはできません。
 ○情報科学 I は、学籍番号によって、クラス N1 が看護学部前年、クラス N2 が後年、クラス R1 は診療放射線学部が対象となります。
 ○英語 I は、学籍番号によって、クラス N1 が看護学部 1~40、クラス N2 が 41~80、クラス R1 が診療放射線学部 1~35 が対象となります。前期に英語 I クラス N1、クラス N2、クラス R1 を履修した場合は、後期開講のクラス C1 は履修できません。
 ○英語 II クラス C1 (1年後期)、英語 II クラス C2 (1年後期) 及び英語 II クラス C3 (2年前期) は同時に履修することはできません。
 ○「環境と健康」各論 I (内部環境を支える人体の構造と機能) は、学籍番号によって、クラス N1 が看護学部前年、クラス N2 が後年、クラス R1 は診療放射線学部が対象となります。
 ○「環境と健康」各論 II (代謝と栄養) は、学籍番号によって、クラス N1 が看護学部前年、クラス N2 が後年、クラス R1 は診療放射線学部が対象となります。
 * 本時間割の H21 年度以降は確定したものではありません。今後変更となる可能性がありますので、履修計画を立てる際には特に注意してください。

○は必修科目	○は選択科目
○は別時間割にて詳細を規定	○は別時間割にて詳細を規定
○は別時間割にて詳細を規定	○は別時間割にて詳細を規定

平成20年度 授業時間割表

前期セメスター

学年	I 限 9:00~10:30		II 限 10:40~12:10		III 限 13:00~14:30		IV 限 14:40~16:10		V 限 16:20~17:50	
	授業科目名 単位	担当教員	授業科目名 単位	担当教員	授業科目名 単位	担当教員	授業科目名 単位	担当教員	授業科目名 単位	担当教員
1年次	①「環境と健康」各論Ⅳ(病原体と免疫)合同講義 (1) 藤 [21講義室]		○情報科学Ⅱ クラスC1(1/2) (2) 堀 [情報科学、4講義室]		○自然現象と科学(自然現象の基礎:物理学) (2) 小林 [21講義室]		○「人間の発達と健康」概論 (2) 林 [21講義室]		○生命倫理学* (1) 森川 [21講義室]	
	○放射線管理計測学Ⅱ (2) 杉野 [1講義室]		○診療画像技術学Ⅱ (2) 平野・上原 [1講義室]		○医療数学 (2) 倉石 [1講義室]		○放射線機器工学Ⅲ (2) 佐々木・倉石 [放射線治療]		○診療放射線技師と人権問題* (1) 五十嵐均 [4講義室]	
			○放射線治療技術学Ⅰ (1) 濱野 [多目的ホール]		○医療画像情報解析学 (2) 下瀬川 [情報科学、6講義室]				○診療放射線技師と人権問題* (1) 平野 [1講義室]	
			○環境健康システム (2) 藤田・下瀬川 他 [大講義室]		○診療放射線技術学 (2) 五十嵐均 他 [6講義室]					
2年次	○英語Ⅱ (2) アレキサンダー クラスC2(1/2) [6講義室・LL]		○英語Ⅱ (2) 藤田 [6講義室・LL]		○生活と科学Ⅱ (2) 持谷 [21講義室]		○スロートツ科学Ⅰ (1) 松本 [体育館、多目的ホール]		○情報科学Ⅱ クラスC1(2/2) (2) 堀 [情報科学、4講義室]	
	○情報科学Ⅱ クラスC2(1/2) (2) 堀 [情報科学、4講義室]		○英語Ⅱ クラスC1(1/2) (2) 藤田 [6講義室・LL]		○生活と科学Ⅴ (2) 林 [22講義室]		○スロートツ科学Ⅱ (1) 松本 [体育館、多目的ホール]			
	○医学検査技術学Ⅱ (2) 高橋康幸 [6講義室]		○医療画像情報学Ⅱ (2) 下瀬川・星野 [情報科学、4講義室]		○生活と科学Ⅱ (2) 持谷 [21講義室]		○スロートツ科学Ⅲ (1) 松本 [体育館、多目的ホール]		○「人間の発達と健康」各論Ⅱ (2) 下村 [1講義室]	
					○生活と科学Ⅴ (2) 林 [22講義室]					
3年次	○学外・学内実習 ○診療画像技術学実験 ○放射線機器工学実験Ⅰa(X線・CT検査) ○医療画像情報学実験 ○放射線機器工学実験Ⅲ(放射線治療)		(1) 白石、上原 (1) 小倉、上原 (1) 下瀬川、星野 (1) 保科、佐々木		○放射線機器工学実験Ⅰb(MRI) ○放射線機器工学実験Ⅱ(核医学) ○放射線管理計測学実験		(1) 五十嵐均、根岸 (1) 高橋康幸 (1) 河原田、杉野			
	○診療放射線技術学研究 (3)		診療画像技術学領域:五十嵐均、平野、小倉、白石、上原、根岸 核医学検査技術学領域:柏倉、高橋康幸 放射線治療技術学領域:保科、倉石、佐々木				医療画像情報学領域:下瀬川、星野 放射線管理計測学領域:河原田、杉野			
4年次	○中国語 (2) 林秀行 [22講義室]		○英語Ⅱ クラスC1 (2) 藤田 [6講義室・LL]		○芸術Ⅱ(造形) (2) 野村 [中講義室]		○「環境と健康」各論Ⅲ(薬理作用) (1) 佐川 [21講義室]			
	○ポルトガル語 (2) 東海林 [6講義室]		○心の健康と発達 (2) 藤田 [21講義室]		○芸術Ⅱ(舞台芸術)* 2コマ×7回 (隔週開講)		○「環境と健康」各論Ⅲ(薬理作用) (1) 佐川 [21講義室]			
	○情報科学Ⅲ クラスC1 (2) 堀 [情報科学]		○人間と職業 (2) 石井 [22講義室]		○診療放射線技術Ⅳ (2) 白石 [1講義室]		○「環境と健康」各論Ⅲ(薬理作用) (1) 佐川 [21講義室]			
			○心の健康と発達 (2) 藤田 [21講義室]		○人間と職業 (2) 石井 [22講義室]					
1年次	○中国語 (2) 林秀行 [22講義室]		○英語Ⅱ クラスC1 (2) 藤田 [6講義室・LL]		○群衆心理の生 (2) 原 [21講義室・情報科学]		○「環境と健康」各論Ⅳ(病原体と免疫)実験 (1) 藤 [基礎実験室]			
	○ポルトガル語 (2) 東海林 [6講義室]		○心の健康と発達 (2) 藤田 [21講義室]		○診療放射線技術Ⅳ (2) 白石 [1講義室]		○「環境と健康」各論Ⅳ(病原体と免疫)実験 (1) 藤 [基礎実験室]			
	○情報科学Ⅲ クラスC1 (2) 堀 [情報科学]		○人間と職業 (2) 石井 [22講義室]				○「環境と健康」各論Ⅳ(病原体と免疫)実験 (1) 藤 [基礎実験室]			
							○「環境と健康」各論Ⅳ(病原体と免疫)実験 (1) 藤 [基礎実験室]			
2年次	○診療画像技術学Ⅲ (2) 五十嵐均 [1講義室]		○心の健康と発達 (2) 藤田 [21講義室]		○診療放射線技術Ⅳ (2) 白石 [1講義室]		○医療情報科学 (2) 星野 [情報科学、4講義室]		○「人間の発達と健康」各論Ⅰ (2) 柏倉 [1講義室]	
			○人間と職業 (2) 石井 [22講義室]							
3年次	○学外・学内実習 ○診療画像技術学実験 ○放射線機器工学実験Ⅰa(X線・CT検査) ○医療画像情報学実験 ○放射線機器工学実験Ⅲ(放射線治療)		(1) 白石、上原 (1) 小倉、上原 (1) 下瀬川、星野 (1) 保科、佐々木		○放射線機器工学実験Ⅰb(MRI) ○放射線機器工学実験Ⅱ(核医学) ○放射線管理計測学実験		(1) 五十嵐均、根岸 (1) 高橋康幸 (1) 河原田、杉野			
	○診療放射線技術学研究 (3)		診療画像技術学領域:五十嵐均、平野、小倉、白石、上原、根岸 核医学検査技術学領域:柏倉、高橋康幸 放射線治療技術学領域:保科、倉石、佐々木				医療画像情報学領域:下瀬川、星野 放射線管理計測学領域:河原田、杉野			
4年次	○法と正義 (2) 斎藤 [22講義]		○生活と科学Ⅲ (2) 井上 [22講義]		○放射線科学現象Ⅱ (2) 河原田 [1講義室]		○診療放射線技術Ⅳ (1) 小倉 [1講義室]		○医療電気・電子工 (2) 岡部 [1講義室]	
	○放射線機器工学Ⅱ (2) 高橋康幸 [1講義室]		○診療画像技術学Ⅱ (2) 小倉 [1講義室]		○実習Ⅱ ○相互行為演習		○放射線機器工学Ⅳ (1) 白石 [1講義室]			

○同一学年に、同時に開講する選択科目を複数履修することはできません。
 ○情報科学ⅡクラスC1及び情報科学ⅡクラスC2は同時に履修できません。
 ○情報科学ⅡクラスC1、情報科学ⅡクラスC2は定員40名のため、定員数を超える履修希望者がいる場合、抽選等により履修者を決定します。
 ○英語ⅠクラスC1は、前期に英語ⅠクラスN1、英語ⅠクラスN2、英語ⅠクラスR1を履修した学生は履修できません。
 ○英語ⅡクラスC1は定員30名のため、定員数を超える履修希望者がいる場合、抽選等により履修者を決定します。
 ○英語ⅡクラスC1(1年後期:定員30名)、英語ⅡクラスC2(1年後期:定員30名)、英語ⅡクラスC3(2年前期:定員30名)は同時に履修することができません。
 ○「環境と健康」各論Ⅲ(薬理作用)は、看護学部は必修、診療放射線学部は選択で、合同で行います。
 ○「環境と健康」各論Ⅳ(病原体と免疫)は、講義を合同で行い、実験は3クラスに分けて行います。クラス分けは授業開講初日にお知らせします。
 ○芸術Ⅲ(舞台芸術)は、隔週で開講します。
 ○実習についての詳細は別途通知します。
 *本時間割のH20年度以降は確定したものではありません。今後変更となる可能性がありますので、履修計画を立てる際には併せて注意してください。

◎は必修科目	○は選択科目
◎は別時間割にて詳細を規定	○は別時間割にて詳細を規定
◎は別時間割にて詳細を規定	○は別時間割にて詳細を規定

37

資料34

平成20年度図書館購入和雑誌一覧表

	雑誌名		雑誌名		雑誌名
1	CUとCCU	51	JJNSスペシャル	101	Brain nursing
2	イービーナーシング(EBNursing)	52	思春期学	102	保健の科学
3	医療	53	周産期医学	103	保健師ジャーナル(前誌:保健婦雑誌)
4	医療の質・安全学会誌	54	週刊保健衛生ニュース	104	母性衛生
5	イングリッシュ ジャーナル(The English journal)	55	助産雑誌	105	訪問看護と介護
6	インターナショナル ナーシング レビュー	56	小児科	106	ペリネイタル ケア
7	インナービジョン(INNERVISION)	57	小児科診療	107	プチナース
8	エイジング(Aging)	58	小児外科	108	メディカル イングリッシュ エデュケーション (Medical English Education) (前誌:メディカル イ ングリッシュ (Medical English))
9	映像情報 Medical	59	小児看護	109	メディカル テクノロジー (Medical technology)
10	エキスパート ナース(Expert nurse)	60	小児内科	110	文部科学教育通信
11	エマージェンシー ケア(Emergency Care) (前 誌:エマージェンシー ナーシング)	61	小児保健研究	111	予防医学ジャーナル
12	学術の動向	62	消化器外科	112	RADIOISOTOPES
13	画像診断	63	消化器外科NURSING	113	ラド ファン(RAD FAN)
14	家族看護	64	新聞ダイジェスト	114	臨床栄養
15	家族看護学研究	65	ストレス科学	115	臨床看護
16	学校保健研究	66	整形外科看護	116	臨床婦人科産科
17	からだの科学	67	生体医学	117	臨床放射線
18	看護	68	精神科看護	118	臨床老年看護
19	看護きらくと看護過程(前誌:看護きらく)	69	生命倫理	119	労働の科学
20	看護学雑誌	70	総合リハビリテーション	120	老年医学 Geriatric medicine
21	がん看護	71	総合看護		
22	看護管理	72	全国自治体病院協議会雑誌		
23	看護技術	73	ソーシャルワーク研究		
24	看護教育	74	体力科学		
25	看護教育学研究	75	大学図書館研究		
26	看護人材教育(前誌:看護教員と実習指導者)	76	地域保健		
27	看護研究	77	チャイルドヘルス		
28	看護実践の科学	78	ナーシング・トゥデイ		
29	看護展望	79	ナースビーズ		
30	緩和医療学	80	日経サイエンス		
31	緩和ケア(前誌:ターミナルケア)	81	日本がん看護学会誌		
32	癌の臨床	82	日本クリティカルケア看護学会誌		
33	救急医学	83	日本医事新報		
34	教育と医学	84	日本看護科学会誌		
35	切り抜き速報・医療と安全管理総集版	85	日本看護学教育学会誌		
36	切り抜き速報・福祉ニュース 高齢福祉編	86	日本看護技術学会誌		
37	切り抜き速報・福祉ニュース 障害福祉編	87	日本看護技術学会誌学術集会講演抄録集		
38	暮らしと健康	88	日本看護研究学会雑誌		
39	クリニカルスタディ	89	日本公衆衛生雑誌		
40	月刊ナーシング	90	日本小児看護学会誌		
41	健康管理	91	日本精神保健看護学会誌(精保看会誌)		
42	健康教室	92	日本地域看護学学会誌		
43	公衆衛生	93	日本農村医学会雑誌		
44	公衆衛生情報	94	ニュートン(Newton)		
45	厚生指針	95	認知症介護		
46	呼吸器ケア	96	Neonatal Care(材料付付7)		
47	こころの科学	97	ハートナーシング(Heart nursing)		
48	コミュニティケア	98	発達		
49	産科と婦人科	99	病院		
50	産業衛生雑誌	100	日本医療・病院管理学会誌(前誌:病院管理)		

資料35

平成20年度購入洋雑誌、オンライン・データベース及び電子ジャーナル

平成20年度図書館購入洋雑誌一覧表	
№	タイトル
1	American Journal of Epidemiology
2	American Journal of Nursing
3	American Journal of Roentgenology
4	Applied Nursing Research
5	Cancer Nursing
6	Cancer Research + Clinical Cancer Research
7	Death Studies
8	Epidemiology and Infection
9	Home Healthcare Nurse
10	IEEE Transactions: Medical Imaging
11	International Journal of Epidemiology
12	International Journal of Radiation Oncology-Biology-Physics
13	Journal of Advanced Nursing
14	Journal of Community Health Nursing
15	Journal of Computer Assisted Tomography (for Institution)
16	Journal of Epidemiology & Community Health
17	Journal of Family Nursing
18	Journal of Magnetic Resonance
19	Journal of Nuclear Medicine
20	Journal of Nuclear Medicine Technology
21	Journal of Nursing Administration
22	JOGNN: Journal of Obstetric, Gynecologic & Neonatal Nursing
23	Journal of Pediatric Nursing
24	The Language Teacher
25	Medical Dosimetry
26	Medical Physics
27	Nature (without Digest)
28	Neuroimage
29	New England Journal of Medicine
30	Nursing and Health Sciences
31	Nursing Outlook
32	Nursing Research
33	Nursing Times
34	Physics in Medicine and Biology
35	PNAS: Proceedings of National Academy of Sciences
36	Public Health Nursing
37	Radiation Medicine (日本医学放射線学会誌)
38	Radiology
39	Research in Nursing and Health
40	Science: American Association for Advancement of Sciences
41	TESOL Quarterly
42	Time: Asia Edition
43	WHO Publ. (Book Series: Technical Report Series)

1、オンライン・データベース

(和文献)

- 医中誌Web
- CiNii

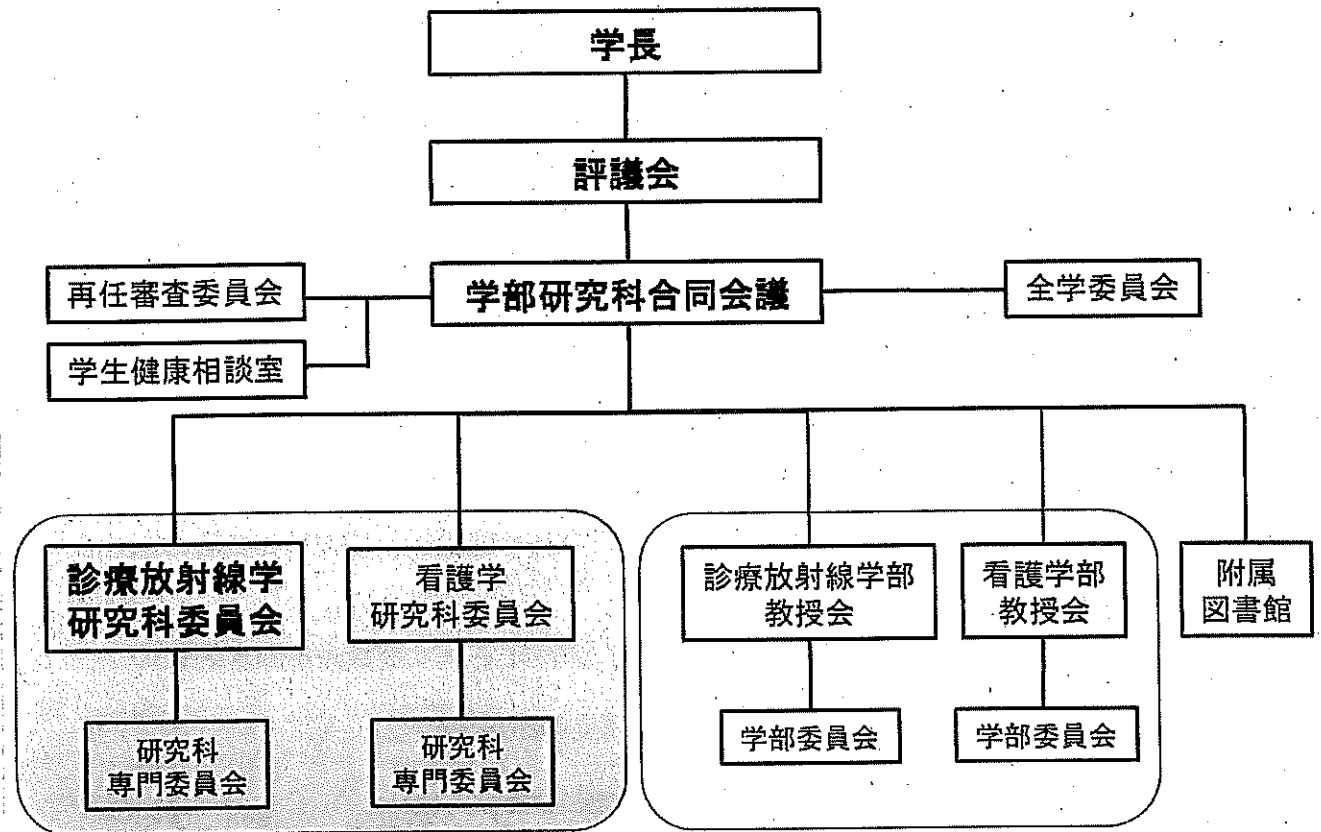
(洋文献)

- CINAHL with Full Text

2、電子ジャーナル

- メディカル・オンライン
- サイエンス・ダイレクト
- ・ International Journal of Radiation Oncology / Biology / Physics
- ・ Neuroimage
- ・ Nuclear Medicine and Biology
- ・ Radiotherapy and Oncology
- Nature
- Nature Neuroscience
- Science

群馬県立県民健康科学大学



大学院

学部

大学及び大学院の運営組織

資料37

群馬県立県民健康科学大学大学院 診療放射線学研究科専門委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科に次の専門委員会を置く。

- (1) 教務委員会
- (2) 入学試験委員会
- (3) FD委員会
- (4) 自己評価委員会

2 専門委員会に部会等を置くことができる。

(専門委員会の構成員、審議事項等)

第2条 専門委員会の構成員、審議事項等は、別表のとおりとする。

(専門委員会の連携)

第3条 各専門委員会は、看護学研究科専門委員会と連携して行うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員会の設置)

第5条 第2条で定める専門委員会のほか、必要がある場合は研究科委員会の議を経て特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の名称、構成委員、審議事項等は、研究科委員会の議を経て定める。

(委員の選任)

第6条 委員は、職指定された委員長を除き、各研究科で選出し、研究科委員会の議を経て学長が任命する。なお、欠員が生じた場合も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、職指定された委員長を除き委員の互選によって定める。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第8条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

(報告)

第9条 委員長は、専門委員会における審議事項及び実施結果等を研究科委員会に報告する。

(関係教職員の出席及び意見の聴取)

第10条 専門委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議録)

第11条 専門委員会を開催したときは、審議の内容を会議録にとりまとめ学長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

専門委員会名	構 成 員	審 議 事 項	庶務担当 係
教務委員会	委員長（教授） 研究科構成員 （教授）4名	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の教育に関すること ・カリキュラム編成に関すること ・科目履修、試験、単位認定及び卒業に関すること ・休学、退学、除籍及び復学に関すること ・GPA制度の運用に関すること ・その他研究科の教育課程に必要とされる事項 ・学生の厚生補導に関すること ・就職、進路相談に関すること ・学生支援システムの管理、運営、評価に関すること ・その他学生に関すること 	教務係 学生図書 係
入学試験委員会	委員長（教授） 研究科構成員4 名	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜試験の実施計画に関すること ・合格者認定基準に関すること ・学力検査問題に関すること ・入学者選抜試験の実施に関すること ・学力検査の採点に関すること ・合格者認定資料の作成に関すること ・その他入学者選抜試験に関すること 	教務係
FD委員会	委員長（教授） 研究科構成員 （教授）4名	<ul style="list-style-type: none"> ・FDプログラムの立案、実施、評価に関すること ・授業の内容及び方法の改善に関すること ・その他FD活動の支援・推進に関すること 	教務係
自己評価委員会	委員長（研究科 長） 研究科構成員4 名	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の項目に関すること ・自己点検・評価の実施に関すること ・自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること ・第三者評価の実施に関すること 	総務会計 係

資料38

群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 前条の教員の任用に際しては、当該任用されるものの同意を同意書（様式第1号）により得なければならない。

(業績審査)

第4条 この規程の規定により任用された教員の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動
- (2) 研究活動
- (3) 大学運営への貢献
- (4) 社会への貢献

(規程の周知)

第5条 この規程を改廃したときは、群馬県立県民健康科学大学ホームページ等により、広く周知を図るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

法第4条第1項第1号に基づき任期を定めて任用する教員の職

項目	内容
(1)任期付きとする職	ア 教育研究組織 看護学部及び診療放射線学部 イ 対象教員 教授、准教授、講師、助教及び助手
(2)任期	教授 10年 准教授 7年 講師 5年 助教 4年 助手 4年
(3)再任に関する事項	再任可

備考 任期中に群馬県立県民健康科学大学教員定年規程に定める定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規程に定める退職の日までとする。